

# 土地家屋 調査士白書

日本土地家屋調査士会連合会

# 2018



境界  
紛争

ゼロ  
宣言

# 土地家屋 調査士白書

日本土地家屋調査士会連合会

# 2018





## 土地家屋調査士白書 2018 年版の発刊にあたり ～選択される資格者でありつづけるために～

今般、土地家屋調査士白書 2018 年版の発刊に至りました。

振り返りますと、土地家屋調査士が誕生したのは、昭和 25 年 7 月の土地家屋調査士法制定の時とされていますが、その道のりは決して平坦ではなく、大変な難産の末、多くの先輩方が茨の道を切り開いての努力の賜物であると聞き及んでいます。それから今日まで 60 年以上の時間が経過しました。この白書が、我が国で生活する皆様にとって、現代社会における土地家屋調査士の立ち位置を確認するための一助になることを願うところでもあります。

ところで、土地家屋調査士制度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に制度制定 70 年を迎えますが、それに呼応するように、私たち土地家屋調査士の業務に対する社会の「期待」と「注目」は、今までにないほど高まっていると感じています。「所有者不明土地問題」、「管理放棄された土地問題」、「空き家問題」、「相続未了問題」は、土地家屋調査士の業務に深く密接した問題であると自覚するとともに、今後も起こり得る自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、「事前復興」、「早期の災害復興」のための活動を継続してまいります。

なお、今回の白書発刊における特集企画としては、「所有者不明土地問題と土地家屋調査士」をテーマに藤巻慎一氏（森ビル株式会社執行役員）、吉原祥子氏（東京財団研究員）、当職による座談会の様子を掲載しています。皆様方にとりましても我が国の不動産の明確化に対する関心を高めていただけるための更なる一歩となれば幸いです。

最後に、本白書の編集にあたり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体、各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

平成 30 年 3 月

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 岡 田 潤一郎



# 土地家屋調査士白書 2018

## 【目次】

---

### 特集 座談会「所有者不明土地問題と土地家屋調査士」…………… I

## 第 1 編 土地家屋調査士の取組み

～時代の風を受け、輝ける明日に向かう

---

### 第 1 章 安心して暮らせる社会の実現を目指す…………… 3

#### 1 所有者不明土地問題、空き家問題と土地家屋調査士の関わり…………… 4

資料 所有者不明土地問題、空き家問題参考資料…………… 4

資料 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）…………… 5

資料 空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議…………… 5

#### 2 大規模災害と土地家屋調査士の関わり（相談業務等）…………… 6

資料 東日本大震災発災後の相談業務…………… 6

資料 平成 28 年熊本地震発災直後の熊本県土地家屋調査士会会報より…………… 8

資料 土地家屋調査士会等が結んでいる防災協定の締結先…………… 9

#### 3 社会的、教育的な活動と土地家屋調査士の関わり…………… 10

資料 土地家屋調査士による社会教育的活動の実績…………… 10

参考資料 1：和歌山大学（和歌山県和歌山市）における講義概要…………… 12

参考資料 2：こども霞が関見学デー（法務省）における制度広報…………… 12

---

## 第2章 境界紛争のない社会を目指す ..... 13

### 1 土地境界紛争が起きない社会～「境界紛争ゼロ宣言!!」～ ..... 14

資料 境界紛争ゼロ宣言!! ..... 14

### 2 国際地籍シンポジウムの開催 ..... 15

資料 京都地籍宣言 ..... 15

資料 国際地籍シンポジウム開催経過 ..... 16

### 3 地籍問題研究会 ..... 18

資料 地籍問題研究会入会状況 ..... 18

資料 地籍問題研究会幹事等 ..... 19

資料 地籍問題研究会のこれまでの活動 ..... 21

### 4 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究 ..... 27

資料 土地家屋調査士法（抜粋） ..... 27

資料 土地家屋調査士会が保有する土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料（書籍）類 ..... 28

### 5 土地家屋調査士会が運営するADR境界問題相談センター ..... 29

資料 全国の土地家屋調査士会ADRセンター ..... 29

資料 全国の土地家屋調査士会ADRセンターの相談・調停件数 ..... 30

### 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり ..... 31

資料 不動産登記法（抜粋） ..... 31

資料 筆界特定事件の申請件数の推移 ..... 31

資料 境界（筆界）に関する訴えの件数推移 ..... 31

資料 筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士 ..... 32

---

## 第2編 土地家屋調査士の取組み～私たちは走り続ける

## 第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する ..... 35

### 1 不動産登記事件数の推移 ..... 36

資料 不動産登記事件数の推移 ..... 36

### 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移 ..... 37

資料 土地の表示に関する主な登記事件数の推移 ..... 37

<b>3</b>	<b>建物の表示に関する主な登記事件数の推移</b> .....	<b>38</b>
	資料 建物の表示に関する主な登記事件数の推移 .....	38
<b>4</b>	<b>土地家屋調査士とオンライン登記申請</b> .....	<b>39</b>
	資料 不動産登記法（抜粋） .....	39
	資料 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移 .....	39
<b>5</b>	<b>参考資料 国土交通省「土地白書」から</b> .....	<b>40</b>
	資料 国土交通省「土地白書」からのデータ掲載 .....	40
<b>6</b>	<b>公共嘱託登記</b> .....	<b>48</b>
	資料 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧 .....	48
<hr/>		
<b>第4章</b>	<b>研究、研鑽し、発信する</b> .....	<b>51</b>
<b>1</b>	<b>日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について</b> .....	<b>52</b>
	資料 日本土地家屋調査士会連合会 研究所におけるこれまでの研究テーマ .....	53
<b>2</b>	<b>国際的な法整備支援事業への協力</b> .....	<b>57</b>
	(1) ベトナム司法省法整備支援研修に係る訪問への対応 .....	57
	(2) ミャンマー共同法制研究に係る訪問への対応 .....	58
	(3) 東ティモール共同法制研究に係る訪問への対応 .....	58
<b>3</b>	<b>土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士</b> .....	<b>59</b>
	(1) 土地家屋調査士特別研修の実施概要 .....	59
	資料 土地家屋調査士特別研修 実施概要 .....	60
	(2) 土地家屋調査士特別研修の受講者・認定者・会員数に対する認定率 .....	61
	資料 土地家屋調査士特別研修の受講者・認定者・会員数に対する認定率 .....	61
<b>4</b>	<b>土地家屋調査士会による研修会</b> .....	<b>63</b>
	資料 全国土地家屋調査士会主催の研修会の開催回数・内容について .....	63
<b>5</b>	<b>ブロック協議会による新人研修</b> .....	<b>64</b>
	資料 土地家屋調査士新人研修における基本的研修科目 .....	64
	資料 ブロック新人研修修了者数 .....	65
<b>6</b>	<b>土地家屋調査士の研修の充実（研修インフォメーション、eラーニング）</b> .....	<b>66</b>
	資料 e-ラーニングコンテンツ一覧 .....	67

## 第3編 土地家屋調査士の体制～私たちは寄り添う

### 第5章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士 71

#### 1 全国の土地家屋調査士会 72

##### (1) 全国の土地家屋調査士会 72

資料 土地家屋調査士法（抜粋） 72

資料 全国の土地家屋調査士会 72

##### (2) 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧 74

資料 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧 74

##### (3) 土地家屋調査士損害賠償責任保険 75

資料 土地家屋調査士賠償責任保険加入状況一覧 75

##### (4) 大規模災害対策基金 76

資料 大規模災害対策基金 76

#### 2 全国の土地家屋調査士人口 77

##### (1) 全国土地家屋調査士人口の推移・年代構成等 77

資料 土地家屋調査士人口の推移 77

##### (2) 土地家屋調査士の年代構成等 78

資料 土地家屋調査士の年代構成 78

資料 土地家屋調査士新規登録者の年代構成 78

##### (3) 最近10年間の登録者数と取消者数の推移 78

資料 最近10年間の登録者数と取消者数の推移 78

##### (4) 都道府県別（土地家屋調査士会別）土地家屋調査士人口の推移 79

資料 全国の土地家屋調査士人口の推移 79

資料 全国都道府県別の土地家屋調査士人口の推移 80

#### 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等 85

資料 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率 86

#### 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口 87

資料 全国ブロック協議会別人口と土地家屋調査士人口 87

資料 都道府県別人口及び法律専門職等士業人口 88

#### 5 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について 90

資料 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者 90

[参考統計] 平成28年度土地家屋調査士新人研修受講者アンケートから 92

6 日本土地家屋調査士会連合会組織について ..... 95

資料 日本土地家屋調査士会連合会 組織図 ..... 95

7 土地家屋調査士政治連盟 ..... 96

資料 各土地家屋調査士政治連盟入会者数一覧 ..... 96

---

第6章 土地家屋調査士 自らを省みる ..... 97

1 土地家屋調査士の登録 ..... 98

資料 土地家屋調査士法（抜粋） ..... 98

資料 土地家屋調査士の登録事務の流れ ..... 99

2 懲戒処分 ..... 100

資料 土地家屋調査士法（抜粋） ..... 100

資料 土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令について ..... 101

（平成19年5月21日調連発第52号） ..... 101

（平成19年5月17日法務省民二訓第1082号） ..... 101

資料 別表（第3条、第4条、第5条関係） ..... 102

資料 懲戒事由の内訳 ..... 103

資料 懲戒処分の種類の内訳と件数 ..... 103

---

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道 ..... 105

1 土地家屋調査士制度の誕生 ..... 106

2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷 ..... 108

資料 日本土地家屋調査士会連合会会報発刊の主な変遷 ..... 122



# 座談会

## 特集

### 所有者不明土地問題と 土地家屋調査士

#### 登壇者

(発言順／肩書きについては座談会当日のものを使用)



吉原 祥子 氏

公益財団法人東京財団  
研究員



藤巻 慎一 氏

森ビル株式会社  
執行役員都市開発本部  
開発事業部開発4部部长



岡田 潤一郎 氏

日本土地家屋調査士会連合会  
会長



金関 圭子 氏

日本土地家屋調査士会連合会  
常任理事 (広報部長)

司会

# 特 集

座談会

日時：平成 29 年 12 月 19 日（火）

場所：土地家屋調査士会館

## 『所有者不明土地問題と土地家屋調査士』



**金関**：今日は、年末のお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。私は、日本土地家屋調査士会連合会で広報部を担当しております金関と申します。よろしく願いいたします。

今回の企画ですけれども、当連合会では2年ごとに『土地家屋調査士白書』という書籍を発刊しております。これは、我々1万7,000人弱の土地家屋調査士会員の实態が、どのように推移しているのかと、社会の中でどのように機能しているのかということをもとめたものです。今、正に編集作業の真最中でして、その冒頭の記事としてこの対談を企画いたしました。

と言いますのも、今、世間では所有者不明土地問題というのが非常に話題になっておりまして、会員の中でも、それから社会の中でも、この問題が今後

どうなっていくのだろうかということに、非常に関心が高まっていると感じたからです。

ということで、今日は、この問題に取り組んでおられるお二方に私ども連合会の会長の岡田と、是非とも座談会を実現したいと思ひまして、森ビルの藤巻さん、それから東京財団の吉原さんにお越しいただくことになりました。よろしく願いいたします。

まずは、簡単に自己紹介をお願いできたらと思ひます。まず藤巻さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

**藤巻**：森ビルの藤巻です。私は、六本木ヒルズの開発に1987年の地元の呼び掛けから始めて、2003年の竣工、オープンまで17年間ずっと関わっていました。

そのうち14年間が、権利者との交渉や土地をま

とめる期間。その間に、再開発の土地調書、物件調書を作らなければいけません。結局、その土地の調書を作るのに丸4年掛かったのです。竣工した頃に、そういう地籍問題、地籍調査をきちんとやりましょうという流れが出て、そこで、六本木ヒルズの事例等をお話しているうちに色んなところから教えてほしいという話があって今に至ります。

その後も、ずっと開発畑で幾つかの開発をやってきて、今は、都心の8ヘクタールぐらいの開発に取り組んでいます。会社としては、港区の中で幾つかの開発に取り組んでいますから、所有者不明の土地問題にぶつかるケースがあります。

土地家屋調査士会との関わりとしては、竣工した後に岡田さんからご連絡をいただきまして、六本木ヒルズの事例をお話しして、そこからの長いお付き合いとなりました。

**金関**：ありがとうございます。所有者の不明の問題でお困りになったとか、あるいは地籍調査ができてなくてお困りになったという事例をお持ちだと思います。そのことはまた後ほどゆっくりとお話をお聞かせください。

それでは、吉原さん、お願いいたします。

**吉原**：公益財団法人東京財団という、民間の政策シンクタンクの職員をしております吉原と申します。本日は、このような貴重な機会をありがとうございます。

私が土地問題に取り組み始めたきっかけは、2008年、当時、担当をしていた安田喜憲先生という環境考古学の先生が「北海道を中心に外国資本が日本の森林を買っているのではないか」という問題提起をしたことでした。その問題に政策研究として取り組むことになり、事例の収集や制度の課題、さらには政策の必要性などについて研究しようということになりました。

ところが、まずは、どういう売買事例があるのかというところを調べ始めようとしたところ、実は、日本の今の制度では、土地の所有や利用の実態を行政が正確に把握するということが、必ずしも簡単ではないということが見えてきました。地籍調査が進んでいないことや、所有者情報の事実上の中核となっている不動産登記（権利登記）が任意であることなど、この時に初めて私は知りまして、これは「誰が買っている」という現象面以前に、国土保全の観点から国土の基礎情報の把握の在り方に随分課題が多いのではないかと思うようになりました。そ

こから土地制度そのものに研究の焦点が移っていきましました。

そうした中で、土地家屋調査士の先生方ともご縁が広がりまして、岡田会長（当時は副会長）に、東京財団を訪ねていただいたのが3年前です。平成26年に、よみうりホールで開催されたシンポジウムに登壇させていただきまして、以来、各地の土地家屋調査士会、あるいは公共嘱託登記土地家屋調査士協会で発表する機会をいただいております。大変お世話になっています。

**金関**：入り口は全く別だったということですね。

**吉原**：そうですね。

**金関**：その辺りは、後ほどお話をお聞かせください。

それでは、岡田会長、お願いいたします。

**岡田**：2017年6月に、日本土地家屋調査士会連合会の会長に就任しました岡田潤一郎です。経歴というふうに名乗れるほどの経歴はないのですが、私は、いろんなところでお話をさせていただくのですが、この仕事、つまり土地家屋調査士しか経験したことがなくて、おまけに、ずっと役員をしていますから、すごく視野は狭いと自分自身では思っています。ですので、今日はお二人から全く違う視点で、全く違う視野でこのようなお話をいただけるということを、とても楽しみにしております。どうぞよろしく申し上げます。

いま、お二人からもご紹介いただきましたけれど

吉原 祥子氏



も、まず、藤巻さんとお付き合いが始まったのは、おっしゃったように、2004年の、国土交通省編の『土地白書』に六本木ヒルズのことが掲載されていて、当時、このことをもってして多くの新聞、様々な雑誌で紹介がされていました。そのような経緯で興味を持ちまして、大阪で藤巻さんが民間の研究會みたいなところで講演するという機会があって、申し込んでいたのですが、台風か何かで中止になったんですね、確か。

**藤巻**：そう。僕、大阪に行った覚えはないです。  
(一同笑)

**岡田**：中止になって、あららと思っていたところに、当時、連合会の研究室研究員というものに就任して、じゃあ、一つやってみるかということを実時の上司に言っていました。ただ、このときは何のつてもないものですから。でも、訪問してみ、駄目だったらそのときのことよぐらいの気持ちで連絡をしました、いきなりです。

**藤巻**：そうですね。

**岡田**：つまり、森ビルの広報室からお願いをしてお邪魔をさせていただいたというのがそもそもでした。

ご縁をいただいて、2004年に、この研究ノートをもとめさせていただいたのですけれども、大変貴重な資料でもあります、会社の内部資料等をたくさんお預かりさせていただいて、当時、何日間かでスキャンしたり、コピーしながら、もちろん、研究ノートの内容については、藤巻さんに何度も見ていただいて、やり取りをしながらまとめさせていただきました。それで、今日に至ったというところです。

吉原さんとは、当時、参議院議員の安井美沙子先生のセミナーにお邪魔させていただいたときに、安井美沙子先生も、東京財団のご出身で、そのときにご紹介いただいたのが吉原さんだったわけです。そのときに、この『国土の不明化・死蔵化の危機』の冊子をいただきました。これは当時、外国人の皆さんにという視点だったと思うのですけれど。

ちょうど、当時、連合会が、公開シンポジウムを企画していたことがあって、いろいろな境界紛争が起きない社会を目指しましょうということを発信しようという中で、このパネリストにというのをお願いに上がったのが3年前です。これも飛び込みに近いですね、いきなり電話して。

**金関**：それも飛び込みだったわけですね。

**岡田**：はい。まあ、そんなことですね。

よみうりホールでのシンポジウム、パネルディスカッションは、インパクトというか、衝撃的でした。このときは、滋賀県大津市役所の建築指導課の戸川さんも一緒に登壇いただきましたが、吉原さんと戸川さんのお話が印象的というか。衝撃的でしたね。もう、私たちの視点とは全く違う視点で、ご提言いただいたということでした。

**金関**：岡田会長自身は、もうお二方とはずっと長いお付き合いをされて。

**岡田**：飛び込みで。

**金関**：飛び込みで。(笑)

今、お話に出ました、吉原さんですけども、最初の入り口は、全く別のところから入られて、今のこの問題に関わってこられたということですが、最近、本を出版されましたよね、『人口減少時代の土地問題』。この本、私も拝読しました。最初、全く入り口が別だったのに、この問題に関わることになった、その経緯を教えてくださいませんか。

**吉原**：最初は、先ほど少し申し上げたように、外資の森林買収という現象がきっかけでした。それを追っていく中で、そうした新しく起きている社会の変化——例えば、高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化、あるいは地方部から都市部への人口流出など、そうした新しい現象と、これまで我々が明治から培ってきた制度との間に、ずれが生じているのではないかと考えるようになりました。

土地は資産であり値下がりしない、経済も右肩上がり人口も増えていく、という前提の下で作られた政策は、方向性として、「いかに乱開発や地価高騰を抑えるか」という行き過ぎを抑制するという観点に立ったものが多いわけです。今、地域で起きているような問題は必ずしも想定されていない。例えば、地価の下落傾向が続く中、利用見込みの低い土地は、物理的な管理も、そして相続登記という権利の保全も行われにくくなる。さらには、そうした実



態がきちんと行政台帳に反映されなくなる。そうした「管理の放置」、「権利の放置」、「情報の放置」という三つの放置に対して、今ある制度では解決が難しくなっているのではないかと考えるようになりました。

土地というものは、個人の財産であると同時に、地域の共有財産という側面もあります。土地は生活の土台であり、農林業などの生産基盤であり、少し大げさに言えば、領土であり国土です。そうした公共的な性質を持つ土地というものを、きちんと次世代に継承していくために、今ある制度で本当に大丈夫なのか。そうした点に次第に問題意識を持つようになりました。

**金関**：吉原さんが著書で表現されていた、「土地の所有者が分からない面積が九州の面積より大きい」という話は、非常に衝撃的でした。

**吉原**：「九州の面積より…」という表現は、元総務大臣の増田寛也さんの研究会が独自の推計に基づき生み出したものです。増田寛也さんがこうした問題提起をされたことが、世論を喚起する大きな起爆剤になったと思います。

**金関**：なるほど。ただ、こういう流れを作られたから、土地を持たれている方、あるいは国民の方、それから政策を作る方としても、非常に危機感を抱いているというのは、確かだと思うのですよね。

**吉原**：はい。今まで、恐らく土地家屋調査士の先生方をはじめ、地域で用地取得をする自治体関係者や民間で開発事業に携わる方々にとって、所有者探索に時間やコストが掛かるという問題は、それぞれの分野で長年、慢性的に経験されてきたことだと思います。農林業の方もそうですし。ただ、みんな同じようなことを全国各地で慢性的に繰り返してきたものの、それが政策課題として位置づけられることはほとんどありませんでした。

それが、東日本大震災が起き、被災地で高台移転の用地取得が難航するという形で——これが唯一の理由ではないですけれども——大規模にこの問題が顕在化したことと、また、空き家問題によって都市部の宅地でも、所有者あるいは相続人の探索に時間が掛かるということが見えてきたことで、多くの人々の目に触れる機会が増え、ようやく社会課題、政策課題として認知されたのだらうと思います。

したがって、この問題は、昨日今日に始まった問題ではなくて、正に、今日、六本木ヒルズのお話にもあるように、10年、20年前からあった問題なの

だと思います。それが、時間の経過とともに世代交代が進み相続人も増え、目には見えにくいところで問題が広がってきていたのだらうと思います。

**金関**：そうですね。今、正にこの問題が、顕在化してきたということではないかなと思います。

藤巻さん、六本木ヒルズの開発では非常にご苦勞なさったというふうには、かねがね伺っていますがいかがですか。都会の真ん中で、やはりこういう問題が起きていたということを、何度かお話をされていると思うのですが、もう一度、お話しいただけますでしょうか。

**藤巻**：改めて、六本木ヒルズの地籍確定について説明します。事業区域11ヘクタールの中に366の筆があります。これは、道路も入っています。要するに、どこが道路と宅地の境界か、公図だけではちょっとよく分からない。宅地は318筆で、道路は48筆でした。それを権利変換で統合して従後の総筆数は47筆で、内訳は宅地が34筆、道路は12筆、公園1筆になりました。この地区内の筆と筆の間を全部境界確定していかなければいけなかったわけです。所有者単位で何筆かをまとめて表記した確定測量図がこの従前画地確定図です。この画地の中で1筆だけ所有者の分からない筆があった。ここです。

**金関**：とても小さい所ですね。ここの三角の土地ですか。

**藤巻**：そう。この473平方メートルの土地の所有者が分からなかった。

(一同笑)

**藤巻**：登記住所にいない。だから、当初は道路境界の確定をするときも、想定される境界点から両隣に1メートルずつ空けて境界を確定していました。

**金関**：なるほど。

**藤巻**：この土地の所有者を探すのは、これはもう



探偵の世界です。

**金関**：はい。

**藤巻**：公図を見ていて、あっ、これはひょっとして、大きな宅地が、環状三号線に買収されたときの残地じゃないのかと考えました。そこで、買収残地と思われる対岸のマンションの所有者をずうっと調べていきました。土地家屋調査士さんに、戸籍をたどってもらって、附票をたどってもらったら、近所の会社の社長さんの妹さんだということが分かりました。「その妹さんは今どこにいますか」と聞いたら、アメリカにいるとのこと。アメリカにいる人との取引はすごく大変なんです。領事館に在留証明を取りに行ってもらわなければいけないし、そもそも境界確定の立会いは難しい。ということで、結局、その所有者のお兄さんが、妹さんから対象の土地を買い取って、そこから我々が買い取って、境界を確定しました。

ただ、実際に、318筆あった宅地のうち、所有者不明といえたのは、この1筆だけです。東京の都心部では、それぞれの土地が課税標準以上、大体30万円を超えている。ただ、この約1坪の土地の評価額は30万円に比べてなかったのです。だから、取り残されているわけです。都税事務所も把握をしていない。住民票もない。都心部では、大体10平方メートル、3坪もあれば、駐車場にして貸すこともできます。だから、10平方メートルの土地でも使っ

ていない土地はほとんどないんです。でも、それ以下になってしまっただけで使えなくなると、ほったらかしになっていく。これは典型的な例ですね。

それ以外で、この開発の後ですと、やはり相続登記が未了で、相続人を探すのにすごく苦労したというケースはありますけど。六本木ヒルズの事例ではこれだけです。

**金関**：これは、やはり境界確定するだけでも、大変長い時間掛かってますよね。

**藤巻**：はい。境界確定作業は、課題だらけでしたね。

今回の事例のように、公共用地買収時の残地となる民地との境界確定もその一つです。環状三号線の拡幅とか六本木通りの拡幅のときに、当然、行政としては分筆して買収する線については確定しているわけです。

**金関**：そうですね。

**藤巻**：買収用地の引受けまでに買収線の測量は完全に終わって境界を確定していたわけじゃないですか。

**金関**：ええ。

**藤巻**：ところが、最終的に、買収手続の中で、境界確定手続はされずに済むわけです。なぜかというところ、売買直前まで所有者が同じ人だから。売買後に、東京の公有地になるわけです。行政の買収部門と境界確定部門との連携が取れていないから、「買った後は知らないよ、」なのです。

買収部門が用地を買ったら、あらかじめ境界確定部門が境界確認書を作成しておいて、取引が終わった直後に、行政側がそれに判子を押して交付すればそれで済むのです。

**金関**：そうですね。

**藤巻**：それで、その部分の地籍は確定するのです。

昔は、土地の分筆登記のときに、100平方メートルのうち5平方メートルを分筆するときに、全周を確定しなくても、部分だけ確定して分筆することが可能だったのです。

**金関**：そうですね。

**藤巻**：そうすると、この残地に余った面積を寄せられていた。でも、今の制度だと、分筆するときに、全周を確定する必要がある。そうすると、例えば、これは実は100平方メートルじゃなくて121平方メートルだということが分かる。これから5平方メートル引きますとなる。そうしたら、この段階



藤巻 慎一氏

で、全周の地積を確定し、かつ、買収線も確定するのだから、買収する行政側と元の所有者との間で、境界確定図を交わしておいてくれば、後から官民境界査定をしなくて済むのですね。

**金関**：なるほどね。

**藤巻**：先ほどの環状三号線沿いの例でいったら、買収して境界が確定されているにもかかわらず、結局、再度、申請しなければいけなかった。

**金関**：一度境界が確定して、終わったはずのところに、まだ、次の事業をしようと思うと、改めて、もう一手間掛けないといけないということですよ。

**藤巻**：この図面が、六本木6丁目の範囲の中の官民測量対象ですね。この紺色が東京都建設局関連の道路買収地の境界線ですね。赤色が東京都の財務局関連、水色が水路で関東財務局。緑色はその他公共用地。港区などの所有地です。紺色の東京都建設局の所は、既にもう買収のために測量が終わっていて1回確定しているところです。

でも、ここも全部官民境界申請をやらなければいけなかったのです。

**金関**：相当な筆数ですね。

**藤巻**：相当な筆数です。

以前は、申請書を所有者から取りまとめて、行政に申請してから立会いまで4か月とか平気で掛かっていました。また、確定して交付されるのに数か月。お役所関係で、既に1回確定している所をやるのでも、そのぐらいの時間が掛かっています。これは今も改善されてないのです。これは本当に改善してほしいと思っています。これから買収するときには、買収した行政側が、境界確定完了の境界確定図を交付していく。それによって相当この作業が短縮すると思うのです。

**金関**：なるほど。

**藤巻**：あと、この元水路の法定外公共物は関東財務局所管なんです。あと、ここの東京都財務局関連、この赤線の所は管理上は港区道なんです。

区道なんですけど、無籍国有地なので、所有者は国として、関東財務局の方に申請書を出していかなければいけない。港区は、道路管理者でありながら、境界管理に全く権限を持っていなかったんです。これは、今は、ようやく改善されました。

**岡田**：今は、自治体に譲渡されましたから。

**藤巻**：無籍国有地の元水路敷きや区道などは関東財務局から東京都の下水道局や各区役所に移管されました。この辺の所有と管理の分離の課題を言って



回った成果なのか、大分改善されています。

**金関**：なるほどね。いろいろ課題があったわけですね、この問題については、境界確定にしても、それから所有者不明の問題にしても、先ほど吉原さんからもお話がありましたけど、今に始まったことではない、以前からあった問題だというお話がありましたけど、実務家として、岡田会長、お話を少しいただけますか。

**岡田**：私たち土地家屋調査士は、現在、全国で1万7,000人弱の会員が活動しておりますけども、日々、土地の業務については、お隣の地権者の方にお会いをして、境界立会を実施しますが、筆界は元々存在するわけですから、一緒に探して、命を吹き込んでいくような作業をしているわけです、全国の会員の皆さんが。

そんな中で、お隣の土地の持ち主が分からないというのは、それこそ、今に始まったことではなくて、いろんなパターンで困っていた案件はたくさんあります。

3年ほど前に、私どもが全国の土地家屋調査士会を経由してアンケートを採った時点でも、多数の人の共有名義の土地とか、明治36年に所有権登記して、それきりとか。こういうの幾らでもありますよね。

**吉原と金関**：(笑)

**岡田**：土地家屋調査士を5年、10年やっていたら、こういうものに当たるといふか出くわしてしまうのは、避けて通れない道だったと思います。

それで今までどうしてきたかという、今、藤巻さんがおっしゃってくれたように、以前は、これらを残地というやり方で、引き算で境界は確定しませんというような方法ではあったり、あと、登記は諦めて書き物に残して、お互いが未来永劫持ち合おうねみたいな、その書き物でお金のやり取りもやってしまうというような場面もあったと聞いております。

しかし、こういった手法は、そもそも、不動産登記法が理念としている制度ではないわけですから、そこはやはり業界としては、やはり危惧していた部分ではあって、実際に、しっかりと声を上げたのは、確か6年ほど前の、連合会の研究所という部署において、現状が道路の中の民間の土地、「道路内民有地」と私たちは呼びましたけれど、「道路内民有地」がはらむ様々な問題について研究・提言をして、社会発信を行い、警鐘を鳴らしてきたつもりです。

そういう意味からいうと、この所有者不明土地問題が、これだけ現在クローズアップされているということは、おこがましい言い方だと思いますけど、やっとな時代が私たちに追いついてきてくれたのかなというふうには思っているところでもあります。

ただ、そうは言いながら、多分、これは多くの国民の皆さんも、気が付いている人はたくさんいたはずなのです。ですが、手も出せない、お金も掛かる、どうしようもないということで、声なき声になってしまったのかもしれないと思います。

だから、私たち土地家屋調査士の感覚としては、本当の実態としての所有者不明土地というのは九州の面積ほどはやはりなくて、—これは登記情報と現所有者や現住所が一致していないほうの割合を比率で掛けたら九州の面積ほどあって、何年か先に北海道の面積になりますよという試算でしょうから—私たちの感覚では、それほどでもないのかなと、それを探るのが私たちの、言ってみたら、能力分野でもあったりもしますので、地域に根差してやっている会員がほとんどですから、地域のことは俺に聞いてくれという土地家屋調査士が地元で活躍いただいて、登記情報だけでは分からない情報も持っていたりする人もたくさんいてくれますから、何とか、今日まではやってこれたのだろうと思います。ただこれも本当に経験則に頼るやり方だったので、きちんとした制度、さっきおっしゃっていたような、登記の根本から考えるような制度、あるいは固定資産税の納税者情報を利用できるような制度も必要ではないかなとは思っています。

**金関**：今に始まった問題ではないということなのですが、今になって実際にいろんなところで、いろんな提言がされていますよね。東京財団さんも、提言なさっていると思うのですが、この問題に関して、吉原さんは、今どのようなお考えでいらっしゃるかということをお教えいただけますか。

**吉原**：今まで各分野の専門家の方々にヒアリングし、また、全国の自治体にアンケート調査も行いました。そこから見えてきたこととして、今後必要なことは、大きな方向性として二つあると思います。

一つは対応策。つまり、既に起きてしまった問題をどうするかということ。もう一つは予防策。つまり、これ以上こうした状況を増やさないためにどうしたらいいかということです。

まず、最初の対応策については、所有者がよく分からなくなってしまった土地を利用しやすくするための方策が必要だと思います。今、岡田会長がおっしゃったように、所有者不明の定義というのは幅があります。広義には、所有者の所在が行政のどの台帳、特に不動産登記簿を見ても直ちに分からない状態を指します。

言い換えれば、台帳上の情報と実態とがずれてしまっているということで、そうした土地を利用しやすくするというのが、まず対応策の一つとしてあると思います。

この点については、今、国土交通省国土審議会の下に作られた特別部会がちょうど、先日（2017年12月）中間取りまとめを公表しまして、利用権の設定や収用手続きの簡便化などを提案しています。対応策については、一歩踏み出し始めたところだろうと思います。

もう一つの、問題の拡大をどう予防するかという点については3点あると思います。一つは、相続登記の促進、二つ目が情報基盤の整備、そして三つ目が「受け皿」の整備です。

まず、相続登記の促進については、現行法制度の中で、どうやったら促進できるかということを考えていくということと、それから、根本的な見直しをどうしていくかということがあります。今ある制度の中での促進策については、法務省も登録免許税の免除など方策を打ち出しています。

それから、二つ目の情報基盤の整備については、今、各省が持っている様々な台帳をどうやって横串を刺していけるかということです。不動産登記簿、住民基本台帳、戸籍、固定資産課税台帳。それから、農地台帳や林地台帳。そうした各省庁や各自治体がそれぞれ保管している情報を、個人情報保護の観点も踏まえながらいかに有効に連携できるか。情報の単位の標準化と互換性の確保、さらに、情報利用に当たってのルールの一統というものが必要になると思います。

最後、三つ目の「受け皿」ですが、これが一番重要だと思います。土地需要が減る中で、まだ土地の資産価値や利用見込みがある段階で、次の有効活用に向けて権利を適切に移せる先、というものを複数用意していく必要があると思います。簡単ではありませんが自治体による土地の寄附の受付や、地域に民間の団体を作っていくなど、民間企業の知恵も活用しながら、「受け皿」を増やすことが何よりも重要だろうと思います。

**金関**：ありがとうございます。

藤巻さんはいかがでしょうか。今いろんなところから提言が出てます。藤巻さん、ご自身も、いろいろ体験なさってきて、実体験、実例をお持ちだと思うのですよね。そういう中から、今度どういうふうにかこの問題について当たっていくべきかということについて、ご意見をいただければと思います。

**藤巻**：結局、今、こうやって所有者不明土地問題で一番大きいのが、一番最後の受け皿のところでおっしゃっていた、利用価値がない、保有するコストが掛かる、相続しても持ち続けたくないというところ。だから、それは、制度とか情報をどんなに整備しても、最終的に、その土地を持っていることに対してインセンティブが働く、ないしは、その土地に市場価値があって、処分できる見込みがあるということがないと、なかなか民からでは動いていかないと思うのですよね。

一方で、地方はどんどん疲弊しています、人口は減っています。今、東京 23 区の中の、大学の新增設を抑制しましょうという話が出ています。これは元々全国知事会から出た要請ですけど。結局、何か目の前の問題が起こっている、その問題だけを叩きにいっているという印象があるのですね。

本来は、元々、若者たちが東京に出ていってしまう、そして戻ってこないという問題。大学を 18 歳から東京に行かせないで 22 歳から行かせようみたいな考え方は、その学生を消費者としか見ていない。結局、地元で産業や働く場や夢がないから、18 歳で出ていく、22 歳で出ていくという違いしかない。そうして、もう戻ってこなくて、相続が発生する度に所有者不明土地が増えている。このままの循環を続けていったらもう疲弊するだけであって。やはり、その地域、地域に誇りを持てる産業だとか、農林業が飯の種になると、ここで仕事があるし、生活も楽しいという状況をどうやって日本中で作っていくかということを目安にして、そこを目標

にしていかないと、これらの問題は手先の解決策では終わっていかないのではないかと考えているのです。

最近、僕は知ったのですが、木造合板の直交集成板、CLT (Cross Laminated Timber) という加工木材があって、それはもう諸外国では 9 階建てのビルまで建っている。国の認定ももう取れて、国内では 3 階ぐらいまでは建つのではないですかね。

この材料として一番優れている木材は何かというと杉らしいのです。杉材が非常に優れている。軽量だし断熱性能も高い。10 センチの CLT の断熱能力は、コンクリートは 1.2 メートル、グラスウールの 5 センチ分ぐらい。だから、本当に寒冷地の建築には非常に適しています。日本中にある杉で作れる。日本中の高度成長期に植えた杉が既にもう太くなり過ぎて、どんどん山の中で倒れ始めています。

**金関**：そうですね。扱いに困ってますからね。

**藤巻**：これをもう少し、日本の、それぞれの地域にある製材所とかを、どう活性化させて組織化していくかということにもよるとは思うのですが、これを何とか、日本中に広めていくことによって、林業を少しでも蘇生できないか。今、一般社団法人日本 CLT 協会の役員の中には、大和ハウスとか大成建設とかキーテックとか、いろんな会社が入って徐々に、その可能性に注目をされ始めているので、もし、これがうまく普及して、日本の農山村の林業資源が活かされるようになれば、結構そこに

金関 圭子 氏



若者たちも来るでしょう。協会の会長をやっている中島さんという人が大きな製材所をやっているのですが、そこで出た木くずを使ってバイオマス発電もやっているのです。その町の電力のかなりの部分を賄っている。そうすると、もう地域の中の資源をぐるぐる回しながら雇用と産業を作り出しているのですよ。それは、いきなり日本全国からはできないかもしれないけれども、こういうことは、国としても、強力に推進していくのが国土の保全にもなると思うのです。

私の田舎は新潟で、妻の田舎は千葉で、よく千葉の山にも遊びに行きます。20年前は下草がたくさん生えていて、ある意味、山林を保全していたのが、20年間放置されて、今、下草、全くないです。もう枯れ葉が落ちているだけ。地震が来ても崩れる、雨が降っても崩れる。その地方自治体は、お金が無いのに、その復旧費用ばかり掛かっているのです。だから、もう太くなり過ぎて倒れている杉の木とかは、倒れる前に、うまく活用していけば、それこそ、地方自治体についても、余計なお金が掛からないし、税収は入るし雇用も生まれる、これはすごくよい芽だなというふうに思っているのです。ごく最近知ったばかりで、本当に素人の発想でしかないのですけれども。

**金関：**いいえ。こういう発想は、私たちは持ってないので、興味がありますね。

**藤巻：**これがもし進めば、あの山は誰が持っているのだとか、あの山を借りようとか、利用の動機が出てくる。農道を通す、林道を通すために、当然、調査もせざるを得ないわけですよ。

**金関：**そうですね。

**藤巻：**山の所有者には、今そういう動機がないわけですね。

また別の話なのですが、僕は、この間、東京都の水源林に水源を見に行こうと、奥多摩に行ってきたのです。これは東京都の水源林地域で、山梨の方までずっと続いていて（図面を拡げる）、ここが水源になるのです。ここで、水道局の職員の人といろいろ話をしていると、東京水源林は2万3,000ヘクタールあります。その職員が1,500ヘクタール買ったそうです、個人ではなく職員としてね。当然、その1,500ヘクタールの山の境界を確定していかないとイケないわけですよ。そうすると、境界確定が不明な地点だとか、所有者不明がいっぱい出てきた。東京都所有水源林の地図の中には、ぼ

つんぽつんと白地があるでしょう。

**金関：**はい。

**藤巻：**この白地があるところは、やはり先祖伝来だから売りたいくないという人と、所有者が分からないから買えないという土地があるのですよ。

**金関：**そうなんですね。

**藤巻：**ただ、持っている人も、自分じゃとても世話ができないとって、多摩川水源森林隊みたいなボランティアを募って、下草刈りをやったり、枝オシをやったりしているのです。ここの水源林の杉も結構でかくなっていますので、こういうものももし生かせたら、本当に、山梨とかの人に産業を作り出すことができるかなと。ちょうどこれを見に行った後でCLTを知ったので、そういう話になるのですけれど。

**金関：**なるほどね。

**藤巻：**あとは、先日、安藤忠雄さんが、国立新美術館での展覧会が終わりまして、直島に行かれた、すばらしかったという話を聞きました。直島は今、人口2,500人の島に70万人、毎年コンスタントにお客さんが来ます。

僕の田舎は新潟の十日町市で、そこは「大地の芸術祭」という、3年に一回、何十万人という人が来るイベントがあります。

また、少しずつ移住も始まっています。でも、新潟で、そういうぼつんとしたイベントをやっている、全体から見れば少しの益にしかならない。だけど、あのイベントをやっていることによって、地域の若者はすごくプライド、誇りが持っていますよね。地域のおじいさん、おばあさん、最初は「何だか、訳の分からないものが山の中にあるな」と言っていた人たちも、人が来てくれることによって、何か見学者用のお茶とか、おにぎりとかを勝手に用意しているわけですよ、作品の前で。それも地域を活性化していく。そういうことが増えていく。やはり少しずつ産業が興ったり、あと、観光が興ったり、あの土地を使いたいという動機を作っているのではないかと思います。

あと、すごく古い話なんですけど、10年ほど前に、やはり農業法人を作って、田舎で休耕田をいっぱい借りて、やろうとしていたら、税制か補助金の制度が変わって、民に貸しているより補助金をもらったほうが高いと、貸していた田んぼを返せという話があって、その農業法人が破綻しかけたという話があります。そういうところも、どこまで、官が

枠を作って民に任せるか、仕組み作りが必要だと思います。

今度は、減反補助金もなくなりますよね。それによって新潟の星峠の棚田はもう多分なくなるだろうとか言われています。逆に、観光資源として、その棚田だけは生き残るのではないかとかいう話もありますけど、ある程度、国が本当に枠を用意してあげながら、民の自由度に任せていく、そして、田んぼもできるだけ使い果たそう、山も使い倒そう、資源を活用しよう、そういう動きを何か作れないか。

あと、もう一つは地産地消ですよ。特に農作物。農協がどの程度いろいろ努力しているのかは、僕には実態は分かりません。ただ、見ていると、やはり農協とか生協で取り扱っている物に、山梨県産の梨だとか、どこどこ産の大根だとか、日本全国の農産品を扱っています。できるだけ安く良いものを、みたいな観点ですよ。でも、もうちょっと足元に目をやって、田舎のおじさん、おばさんが、一人、二人になっても、自分の食う食材を自分で作っているわけですよ。作らないと買いに行かなきゃいけないから。だから畑で作っています。でも、そんな、畑一枚野菜を作ったら絶対食べ切れないですよ。

**金関**：ええ。

**藤巻**：毎日、大根 20 本採れたって、一人、二人で食べきれないわけがない。だとしたら、そういう、もう少し地域の、本当に小さな製造者たちから、地元から産品を集めて、地元の保育園、小学校の給食に出すとか、老人福祉施設に出すとか、特別養護老人ホームに出すとか。そういう施設が、年間の食材費の 20% ぐらいを地域食材にすればいい。生協に頼むと、結局、長野からとか静岡から、キャベツだとか白菜が運んで来られるけど、夏の間は新潟の食材も使える。冬になったら雪があるから難しい。地域ごとに、地域の産品をできるだけ地域で消費しようとするれば、そこに、おじさん、おばさんだけではなくて、農業としてやっていく人も、地元で買ってくれる人がいたら、若者だって来やすくなります。

そういう林業の振興と地域の地産地消と、あとは、イベント施設による仕組み作り。これらを組み合わせ、あの土地が使いたい、あの山林の所有者は誰だという、民間からの動機付けができるものが出てこない、国がいくらやったところで、最後の受け皿の問題、この道筋が見えなければならぬと思います。

**吉原**：はい、そこが一番……。

**藤巻**：最初の二つは機能しないと思うのですよね。

**金関**：そうですね。もう、すごく夢のある「受け皿」のお話ですね。

**吉原**：一番本質的なところだと思います。動機があって初めて持続可能な仕組みが根付いていくので。今、動機がないですよ。それを作っていくことが必要です。

「所有者不明」というのは現象であって、その根底にある問題が何かということにきちんと正面から向き合う必要があると思います。そのことが今、藤巻さんのお話からとてもよく見えてきたと思います。解決を行政に頼るだけではなくて、民間の知恵や若者の知恵が入って、この問題に取り組むことがおもしろい、楽しいという、やりがいにつながるような道筋が見えてきたらよいと思います。今、その具体的な例を挙げてくださったような気がしました。

**金関**：そうですね。何か実際に、今の社会の中では、要らない土地だとかというふうな表現が、すごく聞いていてつらくなるような。

**吉原**：つらいですよ。

**金関**：要らない土地はないです。

**吉原**：はい、そうですね。

**金関**：大事な、私たちの日本の、国土の中の一つなんだよという意識で、安心して国民の皆様が暮らしていけるよう、この問題は取り上げたいと思っています。

そうした意味で、先ほどの水源地のお話の中にもありましたけれども、土地の境界が分からなくて、なかなか事業が前に進まないとか、それから、所有者が分からなくて、買収ができなくて、仕方がなく管理をお願いしているというふうなこともありました。

これから連合会として、今後どのようにこの問題に向き合っていくかということについて、岡田会長からお話いただけますか。

**岡田**：今、すごく、藤巻さんと吉原さんからの鳥瞰的な視点で、ご丁寧なお話をいただいたと思います。私たち土地家屋調査士に一番欠けている部分があるのであったのだらうと気付かせていただいたことにも感謝させていただきます。本当に、一番初めにお話いただいたように、この所有者不明の土地問題を、ただ、解決しようということに、社会全体がそうなのでしようけれど、捕らわれ過ぎているので

はなかったのかなと。

今おっしゃっていただいたように、根本にはやはり、人口の一極集中であったり、地域を大事にしようという心が日本人の中から少しずつ失われていったりというようなことがあったのだなということが、本当に気付かせていただけたと思います。今の二人のお話を聞いていると、何とか工夫して、1万7,000人の知恵と汗を結集すれば、魅力がある受け皿のお手伝いが一部かもしれないけれど、できるのではないかなみたいな、ちょっと光が、私の中では、今見えてきたような気がします。

具体的には、今、吉原さんも一緒に、いろいろな研究会とかにも行っていただいていますけども、国土交通省が主体であったり、法務省が主体であったり、民間の勉強会、研究会が主体であったりですが、議論の中心は、登記を義務化すればどうかとか、利用権を認めましょうとか、おっしゃるように、根本の解決にはなっていないですね。子供たちが、そこで、将来、その施策によって居つくかということになると、必ずしもそうではないだろうと。このような意味から、本当にすごく、今日は有り難いお話だったなとも思っております。

と言いながら、やはり土地家屋調査士というのは、割とこういう問題に直面しながら、ネットワークと情報を融合させて解決してきているという自負もあるわけです。

**金関**：そうですね。

**岡田**：今回の問題に関しては、多くの会員が、一つや二つずつは武勇伝を持っていたりしますのです

## 岡田 潤一郎氏



けれど、そういう意味からも、私たちの経験則も役に立つのだろうとは思いながらこういう研究会にも参画して、提言とか意見とか発言を行っているところではあります。

**藤巻**：いや、僕は、登記の義務化とか利用権の設定というのは悪くはないと思うのです。それも並行して是非やるべきだと思っているのです。

所有者不明で、山を使いたいと言っても、どこを調べても出てこないのはあって、それが使えなくなると、本当に困ってしまうのですよね。林道も通せない、農道も。だから、利用権は設定できるようにしたほうがよいと思うし、登記も、それこそ、死亡情報がすぐに本籍地に飛んで行って、その本籍地からどこか登記情報と戸籍情報が連動をしていて、所有土地の所に、法務局に行って、法務局のほうでは、そこと連動して、法定相続人情報を、証明書を基に、ばんばん登記を打ってしまう。で、変えなければすごい高い登録免許税が掛かるとか。

**金関**：(笑) はい。

**藤巻**：もう何もしないと、相続対象の土地は自動的に法定相続されちゃうぞ。1年以内に自分でちゃんとやれば、登録免許税が安いですよと。ただし、その1年なり2年を過ぎたら、それを一人の人に集約するのに三倍の登録免許税が掛かりますみたいなことをしていくと、相当変わるだろうと……。そういう土地を使いたかったら利用権設定をしますとか。今回の提言を組み合わせると、それやって10年経てば結構きれいになるのではないかな。もちろん、行政機関内の情報共有、これがどこまで合法化できるかに全てが掛かっているのですよね。死亡情報から登記情報までの連結という部分が。

**金関**：それが二番目におっしゃっていた、情報の集約ということですよ。

**吉原**：はい、この問題に万能薬はありません。

短期的な対応策と中期的な予防策、そして何より民間の知恵と若者の知恵を入れていくことです。繰り返しになってしまいますが、この問題にアイデアを出すことが格好よいことだと思えるような、そういう問題提起ができればよいと思います。そうしたら、人々の山を見る目が変わるかもしれません。

**金関**：そうですね。山の境界、自分の山がどこからどこまで分からないという山がたくさん放置されていると思うのですよね。実際に持ち主のほうからもう都会に出て行って、ますます分からなくなっていく。

昔は、町の長老、村の長老みたいな方がいて、あのおじいちゃんに聞けば何とか分かるよという、コミュニティがもう崩壊してしまっているということも非常に大きな要因になっているのではないかなというふうに思います。

**岡田**：分かる人がいる間に地図作り実施しないと、もっと分からない。人が分からないだけではなくて場所も分からなくなってしまう。

**金関**：藤巻さんが、お書きになっているものとか出版されているものの中に、地籍調査が大事ということをよく拝読するのですけれども、その辺りについて何か思いがありましたら教えていただけますか。

**藤巻**：実際、日本の地籍調査が本当に進んでいないじゃないですか。

**金関**：ええ。

**藤巻**：一応、日本全国で50%といっても、形式的には、本当に林野が多かったりして、東京なんか11%とかですよ。六本木6丁目も、港区ではほとんど進んでないわけですよ。結局、この10ヘクタールも、164画地を確定するのに丸4年掛かって、外注費用だけで1億円掛かってます。4年間、三人ぐらいへばりついてやっているの、人件費を考えると、2億円とかのお金を、ただ、土地の面積を確定するというだけに掛けているわけです。

これは一個一個の民間の開発事業にとってはすごい難題です。今の都心部でいろんな開発が進んでいるのは、やり過ぎだという声はありますが、やはり災害時や直下型地震のことを考えたら、こんな狭隘な道路で、老朽化した建物が密集している地形をそのままにした東京を100年先まで置いてもいいことはない。やはりある程度、区画を共同で広くして、道路もきちんとした、災害に強い基盤を持っている街を作る必要があって、それにはやはり再開発や区画整理を避けて通れないと思うのですね。

だとしたら、その前提である地籍調査関係は、せめて終わらせよう。いちいち、境界紛争で、こういう話が出てからお隣さんと仲が悪くなるみたいなことがないように、ある程度、公の力で進めるべきだろう。本当に下町とか、どちらかという、浸水危険地域みたいなところが地籍調査が終わっていないところが多くて、これは実際災害が起こったらどうなってしまうのだろうかなんて思いますよね。実際、地籍調査を進めれば、どこの土地が所有者不明か不明ではないかも分かるし、所有者不明土地を探しましょうという手間を掛けるよりも、地籍を確定して

いきましょうという中で所有者不明をあぶり出していくほうがよいかなと思っているのです。実際、都心で確定するのは大変ですよ、地籍調査は。

**金関**：大変ですね。やはり、土地の、一坪当たりの価格が田舎とは大分違いますから。やはり大変な作業だと思いますけれども。

**藤巻**：実際、東日本大震災が起こって、ああやって地殻が動いたら、座標も全部平行移動したりしてますよね。でも、ちゃんとGPS座標を取っておけば、横に何ミリ動いているとか何センチ動いているなどという、補正はできるじゃないですか、地籍調査さえ終わってれば。

でも、地籍調査が終わっていないと、地割れで道路がずれていたら、一体所有地はどこなんだという話にもなるわけですよ。大震災はいずれ必ず起こる。そういう災害に対しても、GPSベースの地籍調査が確定していたほうが復興に掛かる時間、費用も全く違って来る。正に東日本大震災のときに見えた課題点。将来的に災害が起こったときに、どの位置に新しい堤防、護岸を作って、道路を作ろうかというときの権利の整理に掛かる時間が全然違うので、そこはやはり進めるべきですね。

**岡田**：基本計画もできますからね。

**藤巻**：そうですね。

**岡田**：まず第一に基本計画。

**藤巻**：復興計画が作りやすくなる。

**岡田**：不動産登記法第14条地図作成や地籍調査といった地図作りの場面というのは、自分や自分の親の所有する土地を意識する場面だと思うのです。説明会があるから来てくださいと連絡が来ますから。親は、こんな土地を所有していたのかという人もやはり、中にいますからね。その土地の場所が、どこなのか。そこで初めて、相続してなかったのかというのを意識したりする場面にもなったりするので、地図作りという事業は、もっと上手に、それこそ国民の皆さんにアピールすべきだろうなどは思いますよね。

法務省にも提言したことがあって、そういう地籍調査とか14条地図の説明会の場面に相続登記の相談コーナーでも作ったらよいのではないかと。何人かは必ず相談に来ますよと。自分たちも協力するし、司法書士さんにも協力依頼しますよとも言ったこともあります。

**藤巻**：たしか、実際、この所有者不明土地の関係で、国土交通省の話を聞いたときに、京都府にある

自治体で、住民の死亡届が来る度に相続手続の案内をしていると。

**岡田**：ああ、そうですね、京都ですね。

**藤巻**：精華町ですね。

相続登記をしたほうがよいですよと勧めていたら、やはり、発生件数に対する登記件数が非常にアップしたという話を聞きました。

**岡田**：富山県南砺市だったかなと思います。

**藤巻**：こういう、今できること、何も新しい制度を作らなくても、みんなできる。

**岡田**：そうなのです、リーフレット1枚で。

**藤巻**：基本的な、そういう作業を、もっと自治体の方にきちんと指導をしていく、そういうことでも大分変わるのではないかなと思います。

**岡田**：自治体も、このガイドラインも、本当に隅から隅まで読んでくれている自治体もあれば、ガイドラインの存在すら知らないという自治体も存在すると聞いています。

**金関**：自治体も、担当部署が変わるので、全く今まで知らなかった部署から異動して、さあ、調査をやってくださいと言われても、なかなか難しいと思うんですね。

**藤巻**：結構大変な問題ですけど。

**金関**：そういう場面で、我々がお手伝いできることはあるのでしょうか。

**岡田**：そうですね。日本人は、死亡届を出しに来た人に、相続登記しませんかとは、なかなか言えないとは思うのですよ。

**藤巻**：相続人は、本当にどういう財産を持っているか分からない。

**岡田**：そうですね。分からない人が多いと思います。

**藤巻**：僕も、親に言われて、初めて、ああ、この土地はうちのだったのかと知ったとかね。ここの雑木林はうちのだったかと初めて知るような状態だから。

**金関**：藤巻さんご自身も、全部はまだ把握されていないのですよね、ご自身の。

**藤巻**：把握していないと思いますよ。現実問題として、実家の隣の家との境界が、この土地の上なのか下なのかとか、実はよく分からないですよ。

**金関**：土地があることすら、最近お知りになったということをお聞きしましたものね。

**藤巻**：そうです。そういう土地もあれば、自宅も、「隣の土地の横の法下が多分うちの境界なんだ



ろけど。でも、隣の人の墓がこっちの敷地に食い込んでるように見えるし」みたいな。実家に帰って、じゃあ、自分の家の敷地境界を指しなさいと言われても指せないですよ。

**金関**：藤巻さんのことをちょっと身近に感じました。

**吉原**：(笑)

**藤巻**：結構、自分のことはだめなものです、田舎に帰るとね。大きいことは言えるのですけど。(一同笑)

**岡田**：自分も家内の親の相続、20年以上も手付かずでした。

**金関**：そうなんですか。

**岡田**：去年、自分たちで相続登記を申請しました。

**金関**：皆さん結構ご自身のことは後回しなのですね。

**藤巻**：ありますね。

**金関**：これまで、大事なお話、ご提言いただいたのですけれども、これから土地家屋調査士として、所有者不明の土地の問題に向き合っていかなければなりません。そこで私たちの目から見たのではなく、藤巻さんや吉原さんの視点から、土地家屋調査士に対して、こうしていくべきだというアドバイスがありましたら教えていただけないでしょうか。

**吉原**：藤巻さんがおっしゃっているように、私たちは「この問題が意味するところ」を考えることが大事だと思っています。

土地家屋調査士の先生方には、ご自分の地元ではこの問題はどのくらいあり、それはなぜかということ进行分析いただくことが大事なのかなと思います。産業を生み出し、雇用を創出することが、土地の権利を確定するインセンティブにつながっていきますし、権利を流動化させることにもなります。

私は土地家屋調査士の先生方が持っているデー

タ、情報というのは、実はすごいものがあると常々思っています。土地家屋調査士の方々にとってはあまりに当たり前のことでも、多くの人は知らないことがたくさんあると思います。行政の人も知らないことを土地家屋調査士の方々には知っていると思います。

また、逆に、どういう情報がないのかも分かってらっしゃると思うんですね。また、どういうルールがあり、どういうルールがないか、あるいは自治体によって、ルールが統一されておらず、あちらの役所では出してもらえた情報が、こちらでは出してもらえないとか。実際を知っているからこそ、様々な制度の課題もご存じだと思います。それを整理し発信していただきたいと日頃から思っています。

国の役所の人たちも、現場のことについては、実は情報が不足している面も少なくないと思います。土地家屋調査士の方々が知っていることを、是非データにして発信していただきたいと、大変僭越ながら思います。

**金関**：なるほど。

**吉原**：先ほど、万能薬はないと申し上げましたが、この問題は地道に小さな解決策を積み重ねていくことが大事だと思います。したがって、何が必要で、何が今の法制度の中でできるのか、あるいはどのような法的な見直しが必要なのかということ国が整理する上でも、土地家屋調査士の方々が持っている知見がとても重要だと思います。それを是非、整理して発信をしていただきたいと思います。抽象的で漠然とした言い方なのですが。

**金関**：いえいえ。確かに情報は持っていると思いますが、それを発信するというのが、私たちは不得意なのです。ではどういうふうに発信をすべきかということをもう少し具体的に教えていただけますか。

**吉原**：森ビルの経験談がいまだにこれだけ鮮烈なインパクトを皆さんに与えるというのは、あの森ビルという大企業がこれだけの大変な思いをされて、今の六本木ヒルズができているのだということが、肌身で感じられて、皆さんに響くからだと思うのです。

したがって、うちの地域ではこういう問題があったとか、こういううまくいった例もあったし、こんなに苦労した例もあったというのを言語化していくということが大事だと思います。森ビルのお話は言語化されているからみんなに伝わるのであって、も

し実際に現場で測量に携わった方がご苦労されたところで終わってしまっていれば、こんなに普遍的な問題として認識されていないはずですが。土地家屋調査士の方々の実体験をやはり言語化して、そこから示唆を導き出すということをする。そのためには、日々のケーススタディといいますか、そういうことを、言語化し、普通の人に分かる言葉で発信していくことが大事ではないでしょうか。日調連の研究所もありますし。土地家屋調査士向けの研究活動もあれば、一般向けの研究活動もあると思います。

**藤巻**：先ほどの武勇伝を集めるとか。

**金関**：(笑)

**吉原**：ええ、そうですね。でも、その武勇伝を解決に生かしていかなければいけないので。すごいと思うのは、この事例を基に、藤巻さんは長年各方面に働きかけて制度改革につなげているのですよね。それはとてもすごいことだと思うのです。

**金関**：そうですね。

**吉原**：そういうふうに、土地家屋調査士の方々が持っている事例について、仲間内で武勇伝を競い合うだけでなく、その事例が示唆することをきちんと一般の人と、そして政策関係者に伝えていくということが必要です。それは土地家屋調査士の方しかできないことだと思います。この森ビルの六本木ヒルズの事例で、藤巻さんがやっていたことが、正にその見本なのだろうと思います。

**金関**：もうすぐ心に響く大事なお言葉をいただきました。ありがとうございます。

先ほど、岡田会長の話にもあったようにいろんな武勇伝を持っている、でも、それを本当に仲間内で語ってるだけでなく、言語化して伝えていく大切さが非常に身に染みしました。ありがとうございます。

藤巻さん、藤巻さんの視点からのアドバイスいただければ。



**藤巻**：いや、僕、実際、測量とか専門家ではないですからね。僕は、常々、六本木ヒルズでぶつかってきた苦勞話と、今、世の中で、田舎に帰ったり、本を読んだり、人に会って話を聞いたりしたことと、この所有者不明問題をつなぎ合わせて、さっきいろんな話をしましたけども。

**金関**：でも、それはすごく夢のあるお話で。今後の、本当にいろんな方向性を示唆するようなものでした。

**藤巻**：個々の業務に関して、こうしたほうがよいとか、こうすべきだということは余り言えるような立場ではないのですけども。でも、正に、ここまでのお話を聞いていて今ちょっと思いついた話ですが、各市区町村に対して、なかなか担当部局が置かれないとか、担当者が良く分かっていないというケースがあれば、各地の土地家屋調査士会が、「こういうことに協力をしますよ」ということを申し出ていくだけでも、外部から言われれば、市長も、町長もそれなりに考えるでしょう。各市区町村として自分のところで人員を最初から積極的に割いて動くというのは難しいかもしれないけども。そういう動きも、全国団体だからこそ、やっていける動きなのではないかと、今ちょっと感じました。

**金関**：ありがとうございます。なかなか、私たち内部の人間では思い付かないような視点だと思うのですね。ありがとうございます。

岡田会長、今のお話を聞いて、連合会として、今後の方向について、お考えがあればお願いいたします。

**岡田**：私たちは、整理してデータを発信することが下手というのは、もう制度が始まって70年間近くずっとそうだったんでしょう。ただ、もうこれだけの情報化時代ですから、やはり自分たちの持っているデータは、今おっしゃっていただいたように、データといっても、これは所有者不明に関するデータもあれば、登記のデータもあれば、土地の測量そのもののデータもあれば、様々なデータを、有機的に共有できるようなシステムも、やっとな運用を始めたところなんです。これも、例の2014年の公開シンポジウムがきっかけになって、自分たちでデータを共有できるようなシステムを作ってみようかなというところから始まりました。そういう意味からも、本当に、こうやってたくさんの分野の方々のお話を聞かせていただくことは大事なことだと思います。

吉原さんと、いろんな場所へご一緒させてもらっ

たときに、学校教育の場において、中学生、高校生のうちから、親から財産をもらったなら登記をするんだよと、親からももらった以外でも、不動産を取得したときは登記をしないと、人様に対抗できないんだよというようなことを、学校教育の場面で伝えていくという、それこそ地道だと思いますけれど、伝えていくことは大事だろうとは思っています。

それと、さっきおっしゃっていただいた、日本の里山のすばらしさというか、原風景といえますか、そういうものは、都会にいる子ども、地方にいる子どもやはり同じように教育の場でしっかりと先生方から伝える場面が大事だろうと。でも、これは教育の現場の先生方のみにお任せするというのも無責任だと思うので、できるだけ私たちも、寄附講座であったり、出前授業等々で、大学や高校、中学の講師として授業を行っている者もいますから、そういう場面を利用というか、使わせていただいて、発信をしていくことは大事だろうと思っています。

それともう一つは、そもそも、これは相続が起こる前に手を打てばよいことだと考えるわけです。お父さん、お母さんが元気な間に、おまえにはこれあげるよ、その代わり手入れをなささいよ、嫌なら、それこそ隣のおじさんにでもあげてしまうよ、というようなことも大事なのではないかなと。生前贈与することを促すような政策も、税制面も含めてですけど、大事なことだろうというのが、いろんな研究会等では発言してはいるのです。

**藤巻**：先ほどの教育の話ですけど、土地を持っていることが権利だという話でした。先ほどの先生の本の中でも、日本における土地に関する私権が強過ぎるという話があったじゃないですか。教育を始めるのは小学校でも幼稚園でもよいと思うんですよ。土地とか財産を持っていたら、自分のためだけではなくて社会のために役立てなければいけないとか、やはり土地の利用に関しては、個人の利用より公共の福祉を優先するみたいな教育を、うまい絵本か何か作って、本当に小さいころから、土地を持つことは権利であるとともに義務が。

**吉原**：はい、伴うと思えます。

**藤巻**：伴うんだという教育をもうちょっとちゃんとするのがよいのではないか。それはどっちかというと、中高生とか、生意気になってやるよりも、幼少のころの、絵本とか童話みたいなものが、うまくそういうのが、世界のどこかに見付かれば、そういうもので教えていくという方法があるのではないか

と思うのですけれど。

**吉原**：正に大事だと思います。なぜならば、この土地の問題というのは、自分の個人財産の話だけではありません。単位は個人ですが、個人がどう物理的な管理を行い、権利をどう保全するかという、個人の行動の積み重ねが、結局みんなの問題につながっていく。しかし、日頃、私たちはそうしたことを学ぶ機会はとても少ないです。自分が田舎の土地を管理しないことが周囲の人にどう影響を及ぼすか。自分が相続登記をしないことが、もしかしたら次の震災のときに、その地域の人々の復興の時間を長引かせることになるかもしれない。そうしたつながりや構造を意識することは少ないです。まさにおっしゃるように、子供の頃からこうした点を伝えていくことが、大事だと思います。

**藤巻**：空き家が出てくると、うちの田舎だったら、空き家に降った雪が道路に崩れてくる、そこだけ除雪されない。千葉の田舎では、空き家のところが笹原になって、枯れた笹が市道にのしかかってくる。車が通れなくなって、結局、所有者が分からないところは近所の人たちが一生懸命草刈りをするのですね。所有に伴う管理の責任みたいな意識は、今、非常に低いから、結局、周辺の人たちが不利益を被っています。

**吉原**：はい、本当にそうですね。

**藤巻**：社会的な不経済を被っているのを、これをもっと根本的に、考え方から変えていかないと、難しいという気がしますね。

**吉原**：そうですね。特に、高度成長期に都市部に出てきた、いわゆる団塊の世代の人たちが、これから相続を迎えていきます。田舎の土地を東京、大阪で相続することで、田舎の土地の相続人が都市部に住み、不利益を地域に残っている人たちが被るという構図が増えていく。そこを、やはり一人一人が考えないといけないのだらうなと思っております。

**金関**：やはり、それには小さいときからの教育というのが大事だと思います。

**岡田**：現在は聞いたことがないです。私自身も地元の愛媛大学で非常勤講師も勤めていますので、毎年学生たちに尋ねていますが、全くないですね。「大人になったら選挙に行きなさいね」は聞いてるらしいのですけれど。

**岡田**：登記とか立会いとか相続。

**吉原**：境界問題や相続は、家や土地を売買する、相続が起きる、あるいは震災に直面するなど、正に

一生に1回、2回の出来事に直面して初めて、「境界というのがあるんだ」とか「地籍調査というのが必要なんだ」と知ることも多いです。日頃から、子供の頃から、きちんと学ぶことがとても大事だと思います。

**金関**：私たちも仕事をしていて、土地の境界の争い、結局は、境界の争いではなくて人の争いだということの現実によく直面するのですけれども、もしも、そういうふうな教育がうまく機能していけば、そんな境界の、人の争いというのも、少しは減少していく、無くなっていくのではないかなというふうに思います。

**藤巻**：制度的な教育ではなくて、道徳教育ですね。

**金関**：そうですね。

**岡田**：決められた日以外にごみを出したらどうなるかということ、一人一人が考える。人々のモラルに訴えるようなことで解決するのかなって意見もいただくところではあります。

**藤巻**：でも、土地が要らない、相続したくないは、もはやモラルが破綻しています。

**金関**：そうですね。日本人としてのモラルがもうおかしくなっています。

**岡田**：そう。発信し続けることはとても大切なことであるはずですよ。

**金関**：ですね。そういう意味でも、ちゃんと言語化していく、それから、きちんと発信していくということは、すぐにでも心掛けていきたいなと思います。

また、我々がすぐにやらないと、手を打たないといけないこと、何年か掛けて考えていかないといけないこと、たくさんあると思います。また、今後とも、私たちにない外からの視点でのアドバイスをいただけたらなと考えております。

名残惜しいですが、時間がまいりました。最後に岡田会長から一言お願いします。

**岡田**：今日は、本当にありがとうございました。誠に有意義と言いますか、目の前の道がバーツと広がったような感覚です。

本当に、私どもも、一丁目一番地の施策としてやるということ、発信もしておりますし、今、声を上げるときだと思ってます。本日、お二人から頂いたご提言を大事に、会員にもしっかりと伝えられるようにします。そして、住民の皆さんと私たちと、そして国民生活がうまく回るように頑張っていきたい

と思います。

また、いろいろな場面でご指導やご鞭撻をお願いすると思いますけども、懲りずによろしくお付き合いをいただけたらと思います。今日は、どうもあ

りがとうございました。

金関：ありがとうございました。

(了)



1

第1編

土地家屋調査士の取組み  
～時代の風を受け、輝ける明日に向かう



第 1 章

# 安心して暮らせる 社会の実現を目指す

- 1 所有者不明土地問題、空き家問題と  
土地家屋調査士の関わり
- 2 大規模災害と土地家屋調査士の関わり  
(相談業務等)
- 3 社会的、教育的な活動と  
土地家屋調査士の関わり

# 1 所有者不明土地問題、空き家問題と土地家屋調査士の関わり

少子高齢化と人口減少が加速する日本において、「所有者不明土地」「空家対策」問題は喫緊かつ最重要ともいえる課題である。

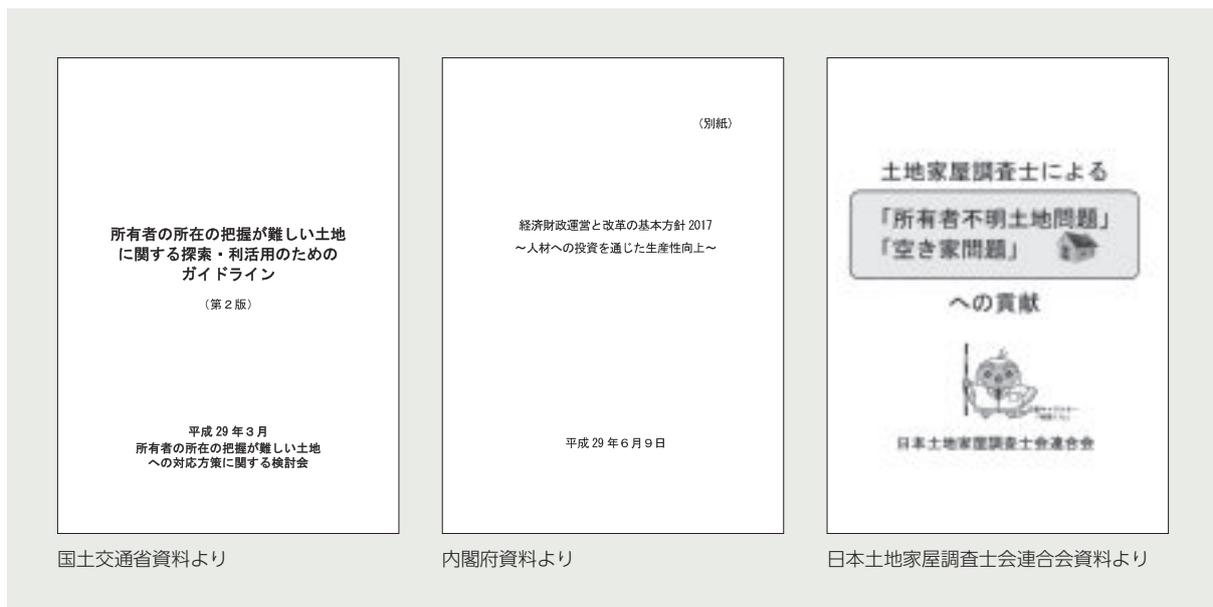
政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針 2017）（以降掲載資料）の中で、社会資本整備等の中で「所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用」を明言し、対策に本格的に乗り出した。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士業務を通じて早くからこの問題を指摘し、各機関への働き掛けなどを行ってきたところではあるが、残念ながら十分な成果を上げるには至らなかった。しかし、東日本大震災を機に、国土交通省が「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（以降掲載資料は平成 29 年 3 月に公開された第 2 版）を取りまとめ、その検討会の構成員として参画し、解決するための依頼先として土地家屋調査士業務が紹介されるなど、社会的認知度はかつてないほど大きなものとなっており、土地家屋調査士は、表示の登記に携わる専門家としてだけでなく、この問題に先鞭をつけた存在として大きな期待が寄せられており、不動産について、物理的な情報（位置、筆界、地積、利用等）、権利情報（所有者、権利者、相続人等）、制限情報（各種関連法令による制限）、管理情報等様々な情報を調査している専門家として、これに応える必要があると捉え、最重要の施策と位置づけているものである。

また、空き家問題については、平成 27 年 5 月 26 日「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、同法において、空き家の取り壊しの際には、土地境界を明確にするための検討を行うこととの附帯決議（以降資料掲載）がなされて以来、全国の土地家屋調査士が各地域における連絡協議会や対策チーム等に関与する等、継続的に対応してきたところであり、この問題についても解決に向け土地家屋調査士の役割がますます重要になると考えられる。

土地家屋調査士は、地域に密接に関わりこれらの問題の解消に資する資格者であると考えられることから、今回の土地家屋調査士白書 2018 においてもこの問題に焦点を当て冒頭に特集として掲載した次第である。

## ● 所有者不明土地問題、空き家問題参考資料



**空家等対策の推進に関する特別措置法【抜粋】**

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

**空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議**

(参議院本会議 平成 26 年 11 月 19 日)

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

## 2 大規模災害と土地家屋調査士の関わり（相談業務等）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0、最大震度7という観測史上最大の地震の恐怖と、それに伴って発生した巨大津波の脅威がもたらした未曾有の災害であった。

また、平成28年4月14日、16日に発生した平成28年熊本地震においては、14日の前震がマグニチュード6.5、最大震度7、16日の本震がマグニチュード7.3、最大震度7で、内陸型（活断層型）の地震で、マグニチュード6.5以上の地震の後に更に大きな地震が発生するのは、観測が開始されて以降初めてのケースであり、また、一連の地震活動において最大震度7が2回観測されるのは、現在の気象庁震度階級が制定されて以来、初めてのことであった。

日本土地家屋調査士会連合会では、震災発生直後から各土地家屋調査士会、取り分け東日本大震災で甚大な被害のあった宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会、平成28年熊本地震で被害が大きかった熊本県土地家屋調査士会と密接に連絡を取り合いながら、現在もこれらの被災県の土地家屋調査士会が行う相談業務や復興活動に対して、様々な形で支援を続けている。

以下は、東日本大震災発災後に実施された相談業務に関する記録（日本土地家屋調査士会連合会発行「東日本大震災～土地家屋調査士3.11の軌跡～」）及び平成28年熊本地震後の熊本県土地家屋調査士会発行の会報特集号の抜粋（同誌は熊本県土地家屋調査士会のウェブサイト<http://kuma-cho.com/wp-content/themes/disetheme03/kaihou/31/288.pdf>で閲覧可能）であり、発災後半年間における熊本県土地家屋調査士会の対応である。

日本土地家屋調査士会連合会、各土地家屋調査士会は、これらの大規模な災害の教訓や今後も起こり得であろう自然災害に備え、災害時における相談業務への対策、また日頃から万全を期するための活動（自治体との防災協定締結（P9）・海拔表示板設置等）を行っている。何より事前復興としても重要となる地図の整備に向けて取り組んでいる。

### ● 東日本大震災発災後の相談業務

被災6会（現地対策本部を設置した会 千葉・茨城・宮城・福島・岩手・青森）においては、発災から20日くらいの3月末において会員の安否情報の確認や事務所の被災状況の確認もほぼ終了し、全体の被災の状況や避難所の場所や規模なども把握できるようになった。

その頃には、士業関係で無料相談に関する計画実施の声も聞かれたが、各士業により実施方法や相談分野も違っているので、各士業の動きを把握できない状態でもあった。

ただし、被災6会では相談業務を行わねばならないという想いを、資格者として確実に持っており、直接的な被災がなかった会でも、福島などの被災地から関東地方に移ってきた方のために無料相談を実施している。

相談を実施するに当たって、当初は土地家屋調査士には、倒壊した建物の処分や津波による流出で不明となった境界についての相談が多だろうと想定しており、土地家屋調査士会単独で相談会を開催した場合でもある程度の人数の相談者は来場すると考えていた。

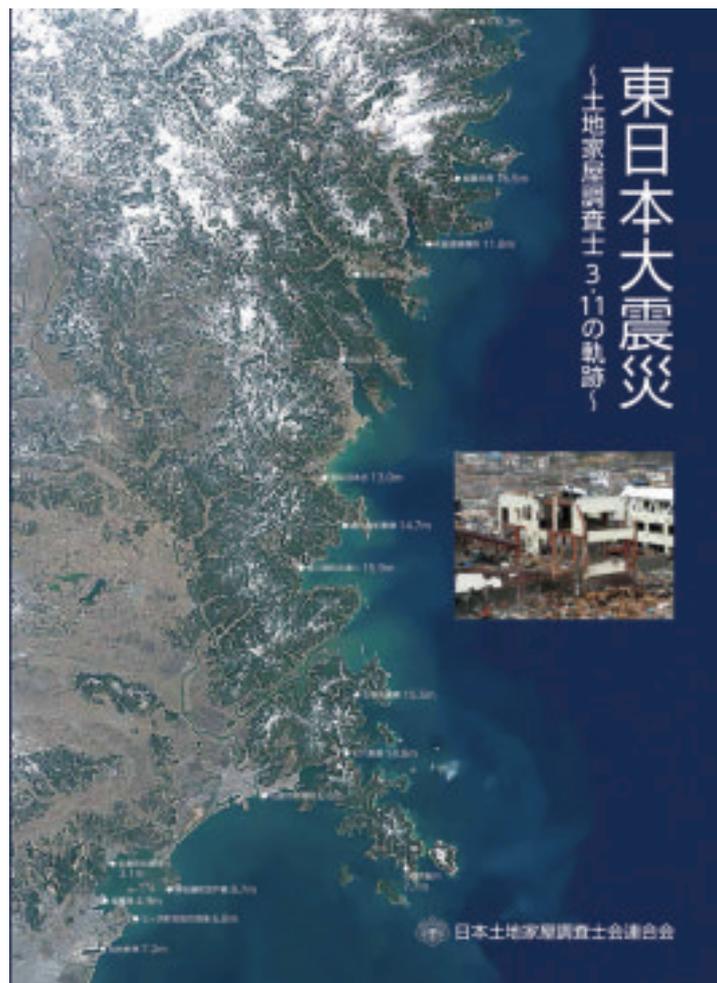
しかし、実際の相談内容は、「どのようにして生きていけばよいのか」、「家族の捜索はどこに頼めばよいか」、「借金や権利関係はどうなるのか」など、生きていくための切実な問題が多く、想定していた業務相談とは掛け離れた内容で、返答に窮するような状況もあり、相談者の行き場のない苦悩と現実に直面した。相談の現場では「いのちを守る」ことを優先した。

相談内容は時間の経過と復興の状況によっても変わるものである。他士業との連携も必要である。

被災地における無料登記相談は、実施主体や開催場所も変則的であった。

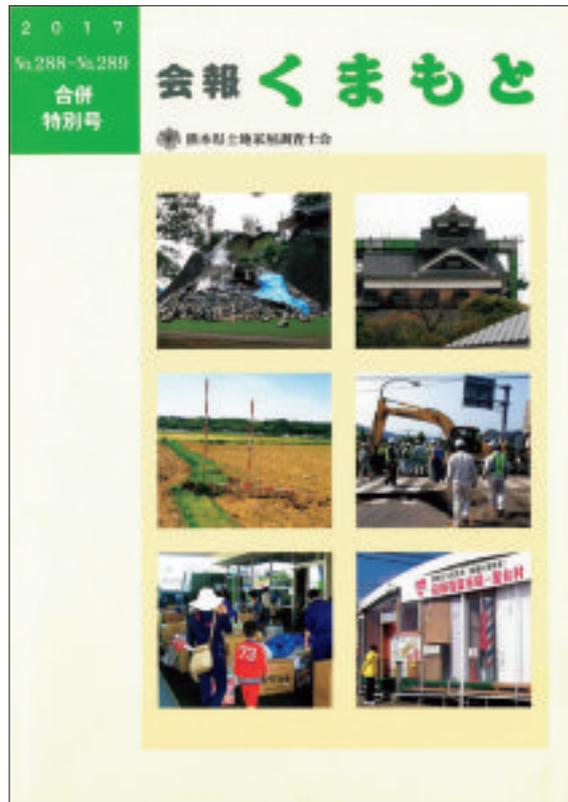
東日本大震災において関わった無料相談の業務形態を分けてみると下記ようになる。

1. 土地家屋調査士会単独での相談業務
2. 他士業との合同による相談業務
3. 災害協定などによる相談業務
4. 市町村からの要請による相談業務
5. 法務局からの要請による相談業務
6. 消費者庁からの要請による相談業務（窓口 独立行政法人国民生活センター）
7. 法テラスからの要請による相談業務
8. その他（電話等での対応）



日本土地家屋調査士会連合会発行「東日本大震災～土地家屋調査士 3.11 の軌跡～」

◎ 平成 28 年熊本地震発災直後の熊本県土地家屋調査士会会報より



熊本県土地家屋調査士会発行「会報くまもと」 No288-289 (合併特集号)

会 の 動 き	
<b>熊本地震関連</b>	
28. 4. 15	平成28年熊本地震災害対策本部立上げ 本部長 会長 本部長 常任理事、公職協会理事長、副理事長
28. 4. 15	会員へ被害状況把握取集開始
28. 4. 18	第1回災害対策本部会議 会員の安否確認、救援物資の受取及び配布方法
28. 4. 19	九州ブロック協議会各会からの支援物資受入れ開始
28. 4. 20	会員へ物資の配布呼びかけ開始
28. 4. 27	三井住友海上地震調査委員説明会及び調査委員募集開始
28. 5. 6	第2回災害対策本部会議 会員被害状況把握、災害無料相談会、ボランティア活動について 測量等の業務について会員へメール
28. 5. 10	会館修理業者選定、見積り依頼
28. 5. 11	三井住友海上地震調査委員説明会
28. 5. 12	三井住友海上地震調査委員作業開始
28. 5. 18	益城町家屋被害調査随行者活動開始
28. 5. 20	益城町仮設住宅事務作業説明会に参加
28. 5. 21	益城町仮設住宅事務作業開始
28. 6. 24	第3回災害対策本部会議 義援金について、会員被害状況提出状況の把握、その他
28. 7. 6	法務省民事局・熊本地方方法務局・日本土地家屋調査士会連合会役員との協議会（熊本会調査士会館にて）
28. 7. 7	日本土地家屋調査士会連合会役員益城町視察
28. 7. 15	日本土地家屋調査士会連合会との災害対策会議出席 福岡副会長出席（東京にて）
28. 7. 28	第1回熊本地震境界対策委員会
28. 8. 5	第4回災害対策本部会議 支援物資について、日調連災害対策会議出席報告
28. 8. 27	第2回熊本地震境界対策委員会
28. 8. 30	益城町との立会い業務に関する話し合い 会長出席
28. 9. 13	第3回熊本地震境界対策委員会
28. 9. 14	熊本地方方法務局と滅失登記について打合せ 会長出席
28. 9. 16	日本土地家屋調査士会連合会役員との災害対策会議 福岡副会長出席（東京にて）
28. 9. 28	法務局と官公庁との協議会開催（熊本県立劇場）
28. 10. 18	第5回災害対策会議 会館改修工事進捗状況について、その他

発災後半年間の熊本県土地家屋調査士会の主な動き（会報「くまもと」 No288-289 より）

## ● 土地家屋調査士会等<sup>(\*)</sup>が結んでいる防災協定の締結先

平成 29 年 10 月 1 日現在

	締結先
北海道	北海道、札幌市、旭川市
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	福島市、郡山市、会津若松市、喜多方市、会津美里町、棚倉町
茨城県	茨城県
栃木県	
群馬県	
埼玉県	さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、戸田市、鴻巣市、羽生市、東松山市、三郷市、蕨市、熊谷市、深谷市、行田市、吉川市、川越市、本庄市、久喜市、狭山市、鶴ヶ島市、春日部市、越生町、小鹿野町、皆野町、横瀬町、長瀨町、寄居町、三芳町、毛呂山町、鳩山町、神川町、美里町、上里町、川島町、宮代町、杉戸町
千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、長生村
東京都	東京都、葛飾区、大田区、台東区、日野市
神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
新潟県	新潟県、新潟市、長岡市、上越市、(県、市とも災害支援協定)
富山県	射水市
石川県	石川県(士業団体協議会)、金沢市
福井県	福井市、坂井市、敦賀市、越前市、鯖江市
山梨県	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、北杜市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士吉田市、昭和町、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、早川町、西桂町、富士河口湖町、道志村、小菅村、丹波山村、山中湖村、忍野村、鳴沢村
長野県	長野県、長野地方務局(県及び法務局とも災害時における被災者向けの相談会の開催に関する協定)
岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山梨市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村、白川村

	締結先
静岡県	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、豊田市、安城市、春日井市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀宝町、紀北町、明和町
滋賀県	滋賀県
京都府	京丹後市
大阪府	大阪市、吹田市、茨木市
兵庫県	
奈良県	香芝市、桜井市、川西市、天理市、橿原市、大和郡山市、生駒市、上牧町、田原本町、河合町、平群町、安堵町、斑鳩町、吉野町、三郷町、広陵町、東吉野村
和歌山県	和歌山県
鳥取県	鳥取県
島根県	
岡山県	早島町
広島県	広島市、呉市、福山市、東広島市
山口県	周南市、岩国市、萩市、下関市
徳島県	徳島県
香川県	
愛媛県	松山市、伊予市、東温市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	高知市
福岡県	福津市、須恵町、粕屋町
佐賀県	
長崎県	長崎県、長崎市、諫早市、島原市、大村市
熊本県	熊本県、熊本市
大分県	大分県
宮崎県	宮崎県
鹿児島県	鹿児島県、鹿児島市、伊佐市、霧島市、始良市、鹿屋市、薩摩川内市、枕崎市、志布志市、指宿市、湧水町
沖縄県	那覇市、豊見城市

\* 公職協会・支部等が締結主体のものも含む。

## 3 社会的、教育的な活動と土地家屋調査士の関わり

土地家屋調査士を取り巻く業務環境が変動していく社会情勢の中で、社会的な活動を通じて国民の重要な財産である不動産に関する登記制度を啓発することや、土地家屋調査士制度を広く国民に周知してもらうこと、また、次世代を担う後継者の育成といった教育的な活動は、土地家屋調査士にとっても重要な課題の一つであり、市民に寄り添う制度広報的な活動でもある。

日本土地家屋調査士会連合会や各土地家屋調査士会では、大学、高等学校をはじめとする教育機関を中心とした場や自治体、各種団体に対してもこれらの活動を実施している。

さらに、近年では、各省庁において実施されている「子ども霞が関見学デー」(P12 参照)のように、親子を対象にし、広く社会を知る体験活動への理解を深めることを目的としたイベントなどにおいても、子どもたちや引率の親たちへの測量体験、土地家屋調査士制度広報等の活動を行っている。

また、社会的な活動として、毎年7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として、全国の土地家屋調査士会が、「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を実施し、土地境界問題、登記に関する市民の悩み等についての相談に応じている。

### ● 土地家屋調査士による社会教育的活動の実績

都道府県	実施先
北海道	北海学園大学、室蘭工業大学、札幌理工学院、札幌工科専門学校
岩手県	盛岡市立見前中学校、奥州市立小山中学校
宮城県	聖和学園高等学校
山形県	県立上山明新館高等学校、天童市立天童南部小学校
福島県	県立平工業高等学校、国立福島工業高等専門学校、矢祭町立東館小学校、南相馬市立高平小学校
茨城県	県立水戸工業高校、県立下館工業高等学校、県立真壁高等学校、茨城県弁護士会、国土調査茨城県北ブロック事務研究会、(公社)茨城県宅地建物取引業協会
栃木県	白鷗大学、県立宇都宮工業高等学校、県立那須清峰高等学校、県立真岡工業高等学校
群馬県	前橋市立総社小学校、(公社)安中青年会議所
埼玉県	ものつくり大学、草加市立両新田中学校
千葉県	明海大学、千葉市立土気南小学校、千葉大学教育学部附属小学校、千葉市立あやめ台小学校、千葉市立あすみが丘小学校、八街市立八街北小学校、野田市立柳沢小学校、千葉地方法務局、千葉県宅地建物取引業協会、千葉県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)、千葉司法書士会、佐倉市市民部自治人権推進課、千葉市総務局防災対策課
東京都	明治大学、東洋大学、日本大学、国土建設学院、東村山市立東村山第一中学校、東村山市立東村山第六中学校、清瀬市立清瀬第五中学校、国立市立国立第三小学校、西東京市立青嵐中学校、府中市立府中第六中学校、府中市立府中第二中学校、府中市立浅間中学校、(公財)東京税務協会、東日本高速道路株式会社
神奈川県	県立小田原城北工業高等学校、県立向の岡工業高等学校、県立神奈川工業高等学校、県立藤沢工科高等学校、県立磯子工業高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校、県立相原高等学校、川崎市立宮前小学校、県下7市市役所
新潟県	小千谷市高等職業訓練校、長岡市高等職業訓練校
富山県	県立桜井高等学校、県立富山工業高等学校、富山市立東部中学校
石川県	金沢市立金石町小学校、金沢市立夕日寺小学校、金沢市立馬場小学校、小松市立安宅小学校、小松市立栗津小学校、珠洲市立飯田小学校、珠洲市立蛸島小学校、七尾市立東湊小学校、能美市立和気小学校、名城大学(講師派遣)
山梨県	県立甲府工業高等学校
長野県	佐久長聖中学校、諏訪市立諏訪南中学校、塩尻市立桔梗小学校
岐阜県	関市立関商工高等学校、県立可児工業高等学校、瑞浪市立瑞浪南中学校、高山市立南小学校、岐阜市立鶉小学校、高山市立花里小学校、飛騨市立河合小学校、飛騨市立古川西小学校、高山市立国府小学校、大垣市立興文小学校、中津川市立付知南小学校、中津川市立坂下小学校、川辺町立川辺東小学校、下呂市立下呂小学校、可児市久々利公民館、可児市中恵土公民館
静岡県	県立浜松工業高等学校、県立島田工業高等学校、県立沼津工業高等学校、静岡市立東源台小学校
愛知県	名城大学、県立日進高等学校、春日井市立南条中学校、新城市立新城中学校、岩倉市立岩倉中学校、長久手市立南中学校、東郷町立春木中学校、豊根村立豊根中学校、東三河法人会豊橋支部、豊橋ロータリークラブ、田原パシフィックロータリークラブ、渥美ロータリークラブ、愛知教育大学同窓会北設楽支部
三重県	県立四日市中央工業高等学校、県立津工業高等学校、県立相可高等学校、県立伊勢工業高等学校、紀北町立三船中学校、桑名市立城東小学校、桑名市立多度青葉小学校、桑名市立城東小学校、桑名市立多度北小学校、津市立育生小学校、津市立一身田小学校、亀山市立東小学校、亀山市立神辺小学校、松阪市立香肌小学校
京都府	京都産業大学、立命館大学、京都女子大学、京都府立北桑田高等学校
大阪府	近畿大学、関西大学、近畿測量専門学校、府立四条畷高等学校、追手門小学校、枚方市立蹠陀東小学校、枚方市立樟葉南小学校、枚方市立春日小学校
兵庫県	甲南大学、神戸学院大学、神戸大学、県立農業高等学校

都道府県	実施先
奈良県	奈良大学
和歌山県	和歌山大学
鳥取県	国立米子工業高等専門学校、湯梨浜学園中学校
島根県	国立松江工業高等専門学校、県立松江農林高等学校、松江市立大谷小学校
岡山県	高梁市立有漢中学校、県立岡山工業高等学校、県立水島工業高等学校
広島県	県立広島工業高等学校、(公社)広島県宅地建物取引業協会佐伯支部
山口県	県立岩国工業高等学校、県立下関中央工業高等学校、県立宇部西高等学校
徳島県	県立城西高等学校、県立穴喰商業高等学校、徳島市立新町小学校、徳島市立応神小学校、徳島市立佐古小学校、徳島市立助任小学校、徳島市立沖州小学校、徳島市立南井上小学校、阿南市立山口小学校、阿南市立桑野小学校、阿南市立椿小学校
香川県	香川大学、香川県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
愛媛県	愛媛大学、県立上浮穴高等学校、学校法人河原学園、愛媛県教育委員会、松山財務事務所、愛媛弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
高知県	県立高知短期大学
福岡県	九州大学、西南学院大学
長崎県	県立鹿町工業高等学校、県立北松農業高等学校、県立川棚高等学校、諫早市立小野中学校、島原市立第一中学校、島原市立第二中学校、島原市立三会中学校
熊本県	熊本大学、開新高等学校、人吉市立人吉東小学校、上天草市立今津小学校、天草市立本渡南小学校、宇城市立小野部田小学校
大分県	大分市立原川中学校、日田市立咸宜小学校、臼杵市立市浜小学校、別府市立山の手小学校、宇佐市立四日市南小学校
宮崎県	宮崎市立大淀小学校、宮崎市立古城小学校
鹿児島県	鹿児島大学、県立伊佐農林高等学校、始良市立錦江小学校、霧島市立国分小学校 鹿児島県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
沖縄県	沖縄国際大学
連合会	明海大学、税務大学校、財務省財務総合政策研究所、法務局・地方法務局、中央測量技術講習、法務省(子ども霞が関見学デー)

## 〈参考資料 1〉

和歌山大学（和歌山県和歌山市）における講義概要  
（平成 29 年度前期）

講義名 「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」

対象年次 全学部全学年

履修生 100 名

講義内容

- 第 1 回 ガイダンス～マンガでわかる土地家屋調査士～
- 第 2 回 国家基盤の礎「表示の登記」の調査実務～法務局へ行ってみよう！登記簿の編成、登記情報の見方～
- 第 3 回 日本の土地制度と歴史的沿革～境界はいつからどのようにできたのか～
- 第 4 回 土地の登記～土地とは一体なんだろう？～
- 第 5 回 土地に関する表示の登記～その実務と実際～
- 第 6 回 地籍整備、不動産登記法 14 条の地図～災害後復興から事前復興を目指して～
- 第 7 回 地籍整備に必要な測量に関する理論と実務～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～
- 第 8 回 境界論～公法・私法の境界、占有境界、登記との関係～
- 第 9 回 建物に関する表示の登記（普通建物）～登記できる建物の認定 これ建物なのですか？～
- 第 10 回 建物に関する表示の登記（区分建物）～今住んでいるマンションは一体だれのもの～
- 第 11 回 和歌山大学の不動産～私たちの大学の不動産を考えてみよう～
- 第 12 回 まちづくりにかせない不動産に関連する各種の法律～各種法律からみる不動産取引の実務～
- 第 13 回 筆界特定制度と境界確定訴訟～都市再開発を円滑に進めるために～
- 第 14 回 境界問題相談センター（ADR）での取り組み～まちづくりの弊害を防げ～
- 第 15 回 まとめ～都市基盤情報と登記制度の未来～



## 〈参考資料 2〉

子ども霞が関見学デー（法務省）における制度広報  
（平成 29 年 8 月 2 日、3 日）

対象 小・中学生・幼児等

参加者 1,677 名（引率者含む。）

内容

- ①じめんのボタンスタンプラリー  
広場内に設置したじめんのボタン（境界標）を探すスタンプラリー
- ②測量体験  
トータルステーションを使った距離計測体験
- ③古地図と空中写真、14 条地図の重ね合わせ  
トレーシングペーパーに印刷した不動産登記法第 14 条 1 項地図を古地図や空中写真に重ね合わせる体験
- ④土地家屋調査士クイズ  
土地や建物の写真からその種類を組み合わせる体験



## 第2章

# 境界紛争のない 社会を目指す

- 1 土地境界紛争が起きない社会  
～「境界紛争ゼロ宣言!!」～
- 2 国際地籍シンポジウムの開催
- 3 地籍問題研究会
- 4 土地の筆界に関する  
「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
- 5 土地家屋調査士会が運営する  
ADR 境界問題相談センター
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり

## 1

# 土地境界紛争が起きない社会 ～「境界紛争ゼロ宣言!!」～

境界紛争は、単なる境界線だけの紛争ではなく、土地という先祖からの大切な財産をめぐる、隣人同士の感情のもつれ、損得勘定等もあいまって非常に根の深い問題に発展するケースが多々ある。

少子高齢化、都市の人口一極集中などの社会構造の変化、所有者不明土地、空き家等の問題といった現代の社会的諸問題により、今後ますます土地の境界紛争が起りやすい社会に向かっていくことについて危惧することを展望し、日本土地家屋調査士会連合会は、2014年11月、「2014日調連公開シンポジウム 土地境界紛争が起きない社会」を開催して、「境界紛争ゼロ宣言!!」を高らかに宣言した。

以降、この宣言に基づき、土地境界の専門家として、内外に向けた啓発活動を続けている。

## 境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成26年11月14日  
2014日調連公開シンポジウム  
「土地境界紛争が起きない社会」



日本土地家屋調査士会連合会

## 2 国際地籍シンポジウムの開催

国際地籍シンポジウムは、日本・韓国・台湾を核として、平成 10 年に台湾で誕生・開催した。

それぞれの国、地域の地籍に関する諸問題について、技術・実務経験の論文発表・総合討論を通じて交流を図り、それぞれの制度・法規等を学術的に分析し、地籍測量に関する技術レベルの向上・不動産登記公示制度を含む地籍測量情報の管理等新時代へ向けての課題を共同研究することにより、研究者・実務家による研究大会において設立された「国際地籍学会」が主催するもので、開催地を 2 年毎の持ち回りで実施している。

日本が開催国となったのは、平成 12 年東京で開催の第 2 回、同 18 年京都で開催の第 5 回、そして、平成 24 年札幌で開催の第 8 回の国際地籍シンポジウムであり、いずれも、日本土地家屋調査士会連合会が実施機関となり開催した。

平成 12 年の東京での開催では、メインテーマを「21 世紀の地籍を考える」と題して、様々な角度から地籍に関して掘り下げた議論を行った。

また、平成 18 年京都での開催では、「京都地籍宣言」を発信し、地籍に関する専門的研究機関の設立を目指し、現在、後記の「地籍問題研究会」として継承された。

そして、平成 24 年の札幌開催では、前年に発災した「東日本大震災」の復興を願い、「災害からの復興」をメインテーマとして実施した。

さらに、平成 30 年は、日本での開催となり、「官民連携による地籍データの利活用に向けて～Society 5.0」をメインテーマに福岡県で行われる予定である。

### 京 都 地 籍 宣 言

かけがえのない万物共有の財産である土地の「姿・かたち」やその範囲を明らかにする「地籍」の明確化に寄与し、人々の毎日の暮らしや、財産を護るため、更には国づくり、まちづくりを進める行財政施策における基盤作りに資するため、一人一人の弛むことのない努力を必要としています。

今日、京都の地において内外の研究者・実務家が相集って世界的視野から日本の地籍についての現状と課題を検証し、新たな時代に求められる制度の姿を描く端緒ができました。

私たちは、この大会を契機として、わが国及び世界の地籍の制度の充実と発展のために以下をその行動指針とします。

- 1、地籍・地図・境界の重要性を広く各層に啓発し、その整備の充実に寄与します。
- 2、高度情報化社会・電子化社会に対応し、国家と自治体による行財政施策の基盤整備に資し、国民の更なる利便に供することのできる地籍制度の構築に向けて技術的、学術的研鑽を更に深めます。
- 3、安心で心豊かな暮らしを護るため、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止するとともに、万一紛争となったときの迅速・適切な解決を図る仕組みを提供します。
- 4、地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築と、地籍に携わる者の体系的教育システムの構築について提言し、実現に向けて努力します。
- 5、地籍の明確化に取り組む全ての関係機関と研究者・実務家・利用者が連携し、情報の交換を密にするとともに課題の共同研究、その成果の活用・実現への努力を重ねます。

地域を超え、国を越えて広がる「地籍・地図・境界のあした」の実現を目指して、ここに宣言します。

2006 年 11 月 14 日

第 5 回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

## 国際地籍シンポジウム開催経過（平成28年まで）

### 第1回国際地籍測量学術研究会（シンポジウム）

（1998年）平成10年11月25日～26日  
「逢甲大学国際会議場」（台湾 台中市西屯区文華路）

### 第2回地籍国際シンポジウム

（2000年）平成12年11月9日～11日  
「東京コンファレンスセンター」（日本 東京都千代田区飯田橋）  
基調講演「平成検地を夢見て」（講演者：山本有二 衆議院議員 衆議院法務委員会理事）  
第1分科会「地籍に関する調査・測量」  
第2分科会「地籍に関する公示制度」  
第3分科会「地図・土地情報」  
第4分科会「土地境界に関する諸問題」  
メインシンポジウム「21世紀の「地籍」を考える」

### 第3回地籍国際シンポジウム

（2002年）平成14年5月14日～16日  
「Lotte Ocean Castle」（大韓民国 忠清南道泰安郡安眠邑）

### 第4回国際地籍測量学術研究会（シンポジウム）

（2004年）平成16年6月8日～10日  
「Jian Shan-pi Resort」（台湾 台南懸柳榮 尖山埤江南渡假村）

### 第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

（2006年）平成18年11月13日～14日  
「国立京都国際会館」（日本 京都府左京区岩倉大鷲町）  
基調スピーチ「見出す境界、消えゆく境界」（講演者：寺田逸郎 法務省民事局長）  
第1会場「平成検地～日本の挑戦」  
第2会場「地籍の研究と地籍教育の確立」  
第3会場「境界紛争解決に挑む土地家屋調査士の新たなステージ」  
第4会場「会員研究論文発表」  
メインシンポジウム「世界と語ろう 地籍・地図・境界のあした」

### 第6回国際地籍シンポジウム／NSDI Korea 2008

（2008年）平成20年10月8日～9日  
「韓国国際展示場 KINTEX」（大韓民国 京畿道高陽市一山西区大化洞）  
第1分科会「地籍に関する法律、制度、教育」  
第2分科会「地籍測量、測位」  
第3分科会「LIS/GIS」  
パネルディスカッション

**第7回国際地籍測量学術研討会（シンポジウム）**

（2010年）平成22年11月9日～11日

「グランドホテル（圓山大飯店）」（台湾 台北市中山北路）

基調講演「地籍測量・作図技術の発展と国際化」（講演者：周天穎（Dr.Tien-Yin Chou）氏

テーマ「法規政策と教育の促進について」

テーマ「空間情報資料の処理及び応用について」

テーマ「測量と地図作成技術の革新について」

パネルディスカッション

**第8回国際地籍シンポジウム**

（2012年）平成24年10月19日

「札幌グランドホテル」（日本 札幌市中央区）

基調講演「津波災害後の、インドネシア（アチェ）と日本（東北）における土地権利の擁護と回復」（講演者：坂本勇氏（元吉備国際大学教授 元 JICA 専門家）

論文発表

テーマ「災害復興に向けた地籍、政策、教育の促進」

テーマ「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」

テーマ「災害における地理空間情報の活用」

**第9回国際地籍シンポジウム**

（2014年）平成26年8月27日

「三成洞貿易センター COEX」（大韓民国・ソウル特別市江南区）

基調講演「持続可能な土地行政のための提言」（講演者：李範寛氏（慶一大学校教授）

テーマ「地籍、法律、制度、政策、教育等」

テーマ「地籍測量、地図製作、GPS、航空測量、技術革新等」

テーマ「土地、空間情報、GIS等」

**第10回国際地籍シンポジウム**

（2016年）平成28年10月

「ウィンザーホテル台中」（台湾 台中市西屯区）

基調講演「地籍測量技術のスマート化の発展とイノベーション」（講演者：周天穎氏（逢甲大学特別教授）

論文発表

テーマ「スマートな地籍に対する法律、制度、政策、教育の変革」

テーマ「土地空間情報のクラウドサービスの共有とモバイルアクセス」

テーマ「地籍測量技術のスマート検知・センシング及びインターネットの技術革新」

### 3 地籍問題研究会

地籍に関する研究者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて、地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とし、「地籍に関する諸問題」についての調査・研究・情報発信の拠点として、平成 22 年 10 月 3 日、38 名の発起人が集まり発起人総会が開催され、「地籍問題研究会」が設立された。

同研究会は、法学系及び工学系の各関係専門分野の研究者・大学教授、関係官庁及び関係諸団体の職員、土地家屋調査士をはじめとする実務家及び一般有志の方々を含む正、准会員と土地家屋調査士会をはじめとする諸団体を含む賛助会員といった同研究会の趣意に賛同する幅広い関係者によって構成されており、前述の目的を達成するため、(1) 研究報告会・講演会等の開催、(2) 地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援、(3) その他研究会の目的を達成するために必要な活動を行うものとしている。

以下の資料は、同研究会の平成 30 年 1 月 19 日現在の入会状況と、設立後の平成 23 年から、地籍に関する様々なテーマ設定がされた定例研究会の概要である。

定例研究会の開催は 20 回を数えたが、メインテーマについては、常に土地家屋調査士が抱えている諸問題に時宜を捉えたテーマで開催されている。また、開催地は主に、同研究会幹事である学識者の在籍地が多く、常に地元の土地家屋調査士会が協力している。

なお、日本土地家屋調査士会連合会は、研究所を中心として同研究会へ参画・研究報告を行っている。同研究会は、今後も産学官の枠を超えた研究発表の場として活動を継続する予定である。

#### ● 地籍問題研究会入会状況

平成 30 年 1 月 19 日現在

年度	会員総数				入会者数				退会者数 (物故者を含む)			
	正会員	准会員	賛助会員 (団体会数)	賛助会員 (口数)	正会員	准会員	賛助会員 (団体会数)	賛助会員 (口数)	正会員	准会員	賛助会員 (団体会数)	賛助会員 (口数)
平成 22 年*	69 (47)	0 (0)	4 (3)	33 (32)	69 (47)	0 (0)	4 (3)	33 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 23 年	224 (183)	1 (0)	14 (12)	43 (41)	155 (136)	1 (0)	10 (9)	10 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 24 年	240 (195)	1 (0)	14 (12)	43 (41)	23 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 25 年	247 (203)	1 (0)	16 (14)	45 (43)	18 (18)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 26 年	257 (211)	1 (0)	19 (17)	48 (46)	10 (10)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 27 年	277 (223)	1 (0)	21 (20)	50 (48)	26 (18)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 28 年	277 (222)	1 (0)	22 (21)	51 (49)	6 (4)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 29 年	292 (233)	1 (0)	22 (21)	51 (49)	22 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 30 年	293 (233)	1 (0)	22 (21)	51 (49)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

\*括弧内は、土地家屋調査士または土地家屋調査士を構成員とする団体と推定される者の内訳である。

\*各年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までであるが、平成 22 年度は 10 月 3 日 (設立の日) から同年 12 月 31 日まで、平成 30 年度は 1 月 1 日から同年 1 月 19 日までの集計である。

\*平成 30 年 1 月 19 日現在において賛助会員として入会している土地家屋調査会 (入会順)

日本土地家屋調査士会連合会、愛媛県土地家屋調査士会、大分県土地家屋調査士会、大阪土地家屋調査士会、京都土地家屋調査士会、静岡県土地家屋調査士会、東京土地家屋調査士会、富山県土地家屋調査士会、兵庫県土地家屋調査士会、宮城県土地家屋調査士会、山口県土地家屋調査士会、和歌山県土地家屋調査士会、佐賀県土地家屋調査士会、群馬県土地家屋調査士会、滋賀県土地家屋調査士会、岐阜県土地家屋調査士会、鹿児島県土地家屋調査士会、千葉県土地家屋調査士会、一般社団法人 東京公共職託登記土地家屋調査士協会

## ● 地籍問題研究会幹事等（敬称略、名簿順、なお、肩書きは就任当時のもの）

〈平成 22 年 10 月 3 日〜〉	
代表幹事	鎌田 薫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
副代表幹事	清水 英範（東京大学大学院工学系研究科教授）
副代表幹事	鎌野 邦樹（早稲田大学大学院法務研究科教授）
幹事	小笠原希悦（社団法人全国国土調査協会常任理事）
幹事	川口有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）
幹事	坂本 勇（元吉備国際大学教授、JICA 専門家）
幹事	阪本 一郎（明海大学不動産学部教授）
幹事	鮫島 信行（社団法人農業土木事業協会専務理事）
幹事	清水 湛（弁護士、元法務省民事局長、元広島高等裁判所長官）
幹事	藤井 俊二（創価大学大学院法務研究科教授）
幹事	松岡 直武（日本土地家屋調査士会連合会会長）
幹事	村田 博史（京都産業大学大学院法務研究科 教授）
幹事	安本 典夫（名城大学法学部教授）
監事	林 亜夫（明海大学不動産学部教授）
監事	松尾 英夫（桐蔭横浜大学法学部・法科大学院客員教授、元横浜地方法務局長、元公証人）
〈平成 25 年 3 月 9 日〜〉	
代表幹事	清水 英範（東京大学大学院工学系研究科教授）
副代表幹事（兼事務局長）	鎌野 邦樹（早稲田大学大学院法務研究科教授）
副代表幹事	村田 博史（京都産業大学大学院法務研究科教授）
幹事	鮫島 信行（鹿島建設顧問）
幹事	清水 湛（弁護士）
幹事	藤井 俊二（創価大学大学院法務研究科教授）
幹事	安本 典夫（大阪学院大学法学部教授）
幹事	小笠原希悦（社団法人全国国土調査協会常任理事）
幹事	阪本 一郎（明海大学不動産学部教授）
幹事	川口有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）
幹事	小柳春一郎（独協大学法学部法律学科教授）
幹事	藤原 勇喜（元仙台法務局長・藤原民事法研究所代表）
幹事	大星 正嗣（日本土地家屋調査士会連合会相談役）
幹事	國吉 正和（東京土地家屋調査士会会長）
幹事	宮嶋 泰（日本土地家屋調査士会連合会副会長）
監事	林 亜夫（明海大学不動産学部教授）
監事	松尾 英夫（桐蔭横浜大学法学部・法科大学院客員教授、元横浜地方法務局長、元公証人）
〈平成 27 年 3 月 14 日〜〉	
代表幹事	清水 英範（東京大学）
副代表幹事	小柳春一郎（獨協大学）
副代表幹事	鮫島 信行（鹿島建設顧問）
幹事	大場 浩之（早稲田大学）
幹事	大星 正嗣（土地家屋調査士）

幹事	岡田 康夫 (東北学院大学)
幹事	小野 伸秋 (土地家屋調査士)
幹事	小笠原希悦 (全国国土調査協会)
幹事	鎌野 邦樹 (早稲田大学)
幹事	川口有一郎 (早稲田大学)
幹事	草鹿 晋一 (京都産業大学)
幹事	國吉 正和 (土地家屋調査士)
幹事	齋藤 広子 (横浜市立大学)
幹事	阪本 一郎 (明海大学)
幹事	清水 湛 (弁護士)
幹事	藤井 俊二 (創価大学)
幹事	岡田潤一郎 (日本土地家屋調査士会連合会副会長 (研究所担当))
幹事	安本 典夫 (大阪学院大学)
幹事	吉原 祥子 (東京財団)
監事	林 亜夫 (明海大学名誉教授)
監事	藤原 勇喜 (藤原民事法研究所)
顧問	鎌田 薫 (早稲田大学)
〈平成29年3月18日〜〉	
代表幹事	小柳春一郎 (獨協大学)
副代表幹事	鮫島 信行 (鹿島建設顧問)
副代表幹事	岡田 康夫 (東北学院大学)
幹事	大場 浩之 (早稲田大学)
幹事	大星 正嗣 (土地家屋調査士)
幹事	小野 伸秋 (土地家屋調査士)
幹事	鎌野 邦樹 (早稲田大学)
幹事	川口有一郎 (早稲田大学)
幹事	草鹿 晋一 (京都産業大学)
幹事	國吉 正和 (土地家屋調査士)
幹事	齋藤 広子 (横浜市立大学)
幹事	清水 湛 (弁護士)
幹事	清水 英範 (東京大学)
幹事	周藤 利一 (明海大学)
幹事	戸倉 茂雄 (日本土地家屋調査士会連合会副会長 (研究所担当))
幹事	外山 春男 (全国国土調査協会)
幹事	藤井 俊二 (創価大学)
幹事	矢田 尚子 (日本大学)
幹事	山田 明弘 (土地家屋調査士)
幹事	吉原 祥子 (東京財団)
監事	林 亜夫 (明海大学名誉教授)
監事	藤原 勇喜 (藤原民事法研究所)
顧問	鎌田 薫 (早稲田大学)

## 地籍問題研究会のこれまでの活動（平成 29 年 11 月まで）

※講演者等の肩書きは当時のものです。

### 2010 年 10 月 3 日 設立宣言（東京・日比谷公会堂）

### 2011 年 7 月 31 日(日) 第 1 回定例研究会（東京・日経カンファレンスルーム）

講演 1 「表示登記制度から見た地籍図」 清水湛氏（地籍問題研究会幹事）

講演 2 「日本の地籍」 鮫島信行氏（地籍問題研究会幹事）

#### シンポジウム 1 「東日本大震災と測量」

座長 清水英範氏（地籍問題研究会副代表幹事）

「東日本大震災と地理空間情報」 大木章一氏（国土地理院企画部企画研究官）

「復興測量支援協議会及び支援センターの取り組み状況」 大瀧茂氏（日本測量協会測量技術センター管理部長）

#### シンポジウム 2 緊急報告～東日本大震災と登記・境界・地図

座長 村田博史氏（地籍問題研究会幹事）

「東日本大震災への法務省・法務局の取組」 西江昭博氏（法務省民事局民事第二課地図企画官）

「土地と建物の震災被害による現状報告」 鈴木洋一氏（宮城県土地家屋調査士会業務部長）

「日本土地家屋調査士会連合会における東日本大震災発生からの取組み」

「～組織としての取組み」 國吉正和氏（東京土地家屋調査士会会長）

「～現場での取組み…滅失建物と土地移動の可視化」 児玉勝平氏（日本土地家屋調査士会連合会業務部長）

### 2011 年 12 月 10 日(土) 第 2 回定例研究会（東京・早稲田大学 15 号館 102 号教室）

テーマ：東日本大震災の復興における地域再生と土地問題 ～地籍の視点から～

講演 1 「東日本大震災の災害復興と切迫する二大震災の事前復興」 中林一樹氏（明治大学大学院特任教授）

講演 2 「特区制度と地籍・土地所有・利用法制の課題」 安本典夫氏（地籍問題研究会幹事）

報告 1 「東日本大震災と地籍整備」 長嶺行信氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官）

報告 2 「東日本大震災への法務省・法務局の取組」 西江昭博氏（法務省民事局民事第二課地図企画官）

報告 3 「東日本大震災と登記・地図・境界（被災後 9 か月、現状と課題）」

菅原唯夫氏（日調連・東北ブロック協議会長（岩手県土地家屋調査士会会長））

報告 4 「登記所の被災により浸水した帳簿等の復旧」 坂本勇氏（地籍問題研究会幹事）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 鎌野邦樹副代表幹事・松岡直武担当幹事）

パネリスト：中林一樹氏、安本典夫氏、長嶺行信氏、西江昭博氏、菅原唯夫氏、岡田潤一郎氏（日本土地家屋調査士会連合会副会長）

### 2012 年 3 月 17 日(土) 平成 24 年度通常総会及び第 3 回定例研究会 （東京・東京大学農学部弥生講堂一条ホール）

テーマ：森林の適正な利用管理と境界問題

協力：東京大学大学院農学生命科学研究科森林経理学研究室

講演 1 「グローバル化する国土資源と土地制度の盲点」 平野秀樹氏（東京財団研究員）

講演 2 「境界確認・団地化と地域森林管理の再構築」 志賀和人氏（筑波大学大学院生命環境科学研究科教授）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 鮫島信行担当幹事）

パネリスト：志賀和人氏、木村忠雄氏（奈良県宇陀郡御杖村村議会議員）、本郷浩二氏（静岡県農林組合連合会静岡営業所業務部指導係長）、角南国隆氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長）

コメンテーター：瀬口哲義氏（土地家屋調査士）

### 2012 年 7 月 28 日(土) 第 4 回定例研究会（京都・京都産業大学壬生校地むすびわざ館ホール）

テーマ：地籍およびその周辺問題

協力：京都土地家屋調査士会

総合司会：村田博史担当幹事

報告 1 「『あいちの地籍』（明治前期）について」 福永正光氏（会員）（司会：鮫島信行幹事）

報告 2 「原始筆界の筆界認定における問題点」 飯沼健悟氏（会員）（司会：鎌野邦樹幹事）

報告 3 「国土調査・今後の展開」 塚田利和氏（会員）（司会：村田博史幹事）

報告 4 「地籍 諸外国の研究動向」 藤原豪紀氏（日本土地家屋調査士会連合会研究員）（司会：安本典夫幹事）

報告 5 「フランスにおける土地境界確定と地籍」 小柳春一郎氏（会員）（司会：松岡直武幹事）

特別報告 「韓国の地籍再調査事業推進政策」

申順浩氏（大韓民国・木浦大学校社会科学部地籍学専攻教授、翻訳・戸田和章氏）（司会：村田博史幹事）

2012年10月19日(金) 第5回定例研究会  
(北海道・札幌グランドホテル、第8回国際地籍シンポジウムと共催)

メインテーマ：災害からの復興

基調講演 「津波災害後の、インドネシア（アチェ）と日本（東北）における土地権利の擁護と回復」  
坂本勇氏（地籍問題研究会幹事）

研究論文発表（海外参加国・地域代表）

2013年3月9日(土) 平成25年度通常総会及び第6回定例研究会  
(千葉・明海大学浦安キャンパス講義棟 2206 教室)

テーマ：地籍と教育

特別講演 「東日本大震災での GIS の活用と今後の課題」 醍醐恵二氏（浦安市市長公室 企画政策課行政経営室長）

講演 「金沢工業大学における測量系を含む専門基礎教育について」 鹿田正昭氏（金沢工業大学環境・建築学部教授）

講演 「地籍に係る不動産教育の現状と課題」 林亜夫氏（地籍問題研究会監事）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 林亜夫担当監事）

「高等教育機関における地籍、土地調査、登記等に係る教育の寄付講座による試み」

パネリスト：加藤幸男氏（大阪土地家屋調査士会）、鈴木泰介氏（千葉県土地家屋調査士会）、岡田潤一郎氏（日本土地家屋調査士会連合会）、西浦巨太氏（明海大学不動産学部（学生））、阪本一郎氏（地籍問題研究会幹事）

2013年9月15日(日) 第7回定例研究会（東京・創価大学本部棟 M205 教室）

テーマ：地籍及びその周辺問題

協力：創価大学、東京土地家屋調査士会

総司会 藤井俊二担当幹事

基調報告 「地租改正と日本の近代的土地所有」 奥田晴樹氏（立正大学文学部教授）

会員からの研究報告（司会：國吉正和担当幹事）

「調査士会 ADR（境界センター）の今後のあり方」 高橋孝一氏（山形県土地家屋調査士会）

「国土調査の問題点」 塚田利和氏（香川県土地家屋調査士会）

「土地家屋調査士法第25条2項と筆界の特定（北海道に限定して）」 山谷正幸氏（旭川土地家屋調査士会）

「縄延びについての一考察」 山口眞平氏（京都土地家屋調査士会）

2013年11月2日(土) 第8回定例研究会（神奈川・桐蔭横浜大学中央棟 C307 号大講義室）

テーマ：地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題

協力：桐蔭横浜大学、神奈川県土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

総司会 松尾英夫担当監事

基調報告 「登記所備付け地図制度の沿革、意義および現状と展望」 清田秀治氏（法務省民事局民事第二課補佐官）

「地籍図制度の沿革、意義および現状と展望」 檜山洋平氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長補佐）

パネルディスカッション 「地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題」

コーディネーター：佐川祐介氏（神奈川県土地家屋調査士会研修部長）

パネリスト：吉田和彦氏（公益社団法人全国国土調査協会西部事務所長）、山田哲夫氏（公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長）、大竹正晃氏（神奈川県土地家屋調査士会総務部長）、江本修二氏（東京法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官）、小野伸秋氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所長）

2014年3月8日(土) 平成26年度通常総会及び第9回定例研究会  
(大阪学院大学2号館 B1-01 教室)

テーマ：地域の空間情報と地籍情報

協力：大阪学院大学、大阪土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

開会挨拶 安本典夫幹事

来賓挨拶 南川諱弘氏（大阪学院大学大学院法学研究科長）

基調講演 「地域空間の管理と地理空間情報」 碓井照子氏（NPO 法人全国 GIS 技術研究会理事長、奈良大学名誉教授）

報告1 「デジタルマップシステムの構築—地籍情報から地理情報システム（GIS）へ—」 柳川重信氏（株式会社 GIS 関西、元豊中市職員）

報告2 「地理情報システムを基盤とした建築行政の情報集積」 戸川勝紀氏（天津市、滋賀県立大学）

報告3 「筆界情報等の管理に関する取り組み」 神前泰幸氏（大阪土地家屋調査士会）

報告 4 「地理空間情報管理の法的問題・法システム」 佐伯彰洋氏（同志社大学法学部）

## 2014年7月19日（土） 第10回定例研究会（獨協大学 天野貞祐記念館 A207 教室）

テーマ：地籍及びその周辺問題

協力：埼玉土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

主催者挨拶 小柳春一郎担当幹事

来賓挨拶 山田恒久氏（獨協大学法学部長）

基調講演 「一般社団法人 長生郡市地籍調査協会の取り組み 地籍調査における測量士と土地家屋調査士の役割」  
石塚修氏（一般社団法人長生郡市地籍調査協会代表理事）

会員からの研究報告

「地籍整備事業推進調査費補助金の民間直接交付の制度 補助金応募申請から 19 条 5 項指定までの実例報告」

瀬口潤二氏（山口県土地家屋調査士会）

「埼玉県における地籍図の作成について」 佐藤忠治氏（埼玉土地家屋調査士会）

「道路内民有地の取扱いに関する諸問題 実務者からの提言」 曾根芳文氏（東京土地家屋調査士会）

「土地境界立会の諸問題 実務的側面から考える」 金関圭子氏（岡山県土地家屋調査士会）

「地積測量図の用途拡大」 高柳淳之助氏（埼玉土地家屋調査士会）

## 2014年12月13日（土） 第11回定例研究会（じゅうろくプラザ 5階大会議室）

テーマ：地理空間情報の共有化と新たな地籍調査制度

協力：岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター、日本土地家屋調査士会連合会、岐阜県土地家屋調査士会、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

主催者挨拶 小野伸秋氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所所長）

来賓挨拶 若園知明氏（岐阜県土地家屋調査士会会長）

基調講演 「三次元情報の捉え方」 沢田和秀氏（岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター教授）

研究報告

「岐阜県の地図作成に於ける地域の慣習」 飯沼健悟氏（中部ブロック協議会中部地籍研究会研究員）

「小さく生んで大きく育てる可児市の地籍整備」 富田真雄氏（岐阜県土地家屋調査士会表示登記研究委員）

「岐阜市地区計画事業と共に 地区計画事業成果等を利用した国土調査法第 19 条第 5 項申請の試み」

榊原典夫氏（（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長）

「モットイナイ情報を利用した山林地籍調査事業への取組み」 今瀬勉氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員）

「登記基準点の共有化から地図作成に向けた環境整備の試み」 栗野章氏（岐阜県土地家屋調査士会業務部長）

まとめ「将来に向けて」 小野伸秋氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所所長）

## 2015年3月14日（土） 平成 27 年度通常総会及び第 12 回定例研究会 （中央工学校 21 号館 STEP ホール（東京都・北区））

テーマ：地籍調査の現地における実態と課題

協力：東京土地家屋調査士協会

趣旨説明 小笠原希悦幹事

現状報告 1 地籍調査の指導・監督の立場から

「東京都における地籍調査の現状と課題」

武田智明氏（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地籍調査係）

「兵庫県の地籍調査の推進体制」 二位孝夫氏（元兵庫県農地整備課長）

現状報告 2 地籍調査の発注者（市町村）の立場から

「E 工程の諸問題」 飯田龍治氏（御殿場市産業部次長兼地籍調査課長）

現状報告 3 地籍調査の受注者の立場から

「都市再生地籍調査における境界承諾 マンション等における境界の承諾について」

藤枝一郎氏（（一社）東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長）

「地籍測量の簡素化手法について」 佐藤修氏（株式会社十日町測量企画部長）

現状報告 4 地籍アドバイザーの立場から

「一筆地調査外注の現状と課題」 山地友美氏（地籍アドバイザー（元香川県地籍調査担当））

## 2015年7月25日（土） 第13回定例研究会 （明海大学浦安キャンパス 講義棟 2201 教室（千葉県・浦安市））

テーマ：人口減少高齢社会と土地境界管理

協力：千葉県土地家屋調査士会

### 第1部 人口減少高齢社会における不動産管理・境界管理のあり方

基調講演「人口減少高齢社会と不動産管理」吉原祥子氏（当研究会幹事、東京財団）

報告 境界管理制度の現状と課題

趣旨説明 鈴木泰介氏（日本土地家屋調査士会連合会理事、明海大学不動産学部非常勤講師）

①「境界管理制度の現状」奈良橋達也氏（千葉県土地家屋調査士会理事）

②「境界管理制度の課題と今後」田中浩史氏（千葉県土地家屋調査士会社会事業部長）

### 第2部 今日の境界紛争解決方法の課題と展望

報告

「筆界特定制度の運用実態と課題」齊藤秀樹氏（千葉地方法務局不動産登記部門統括登記官）

「10年を迎えるADRの運用実態と課題」久保田英裕氏（境界問題相談センターちばセンター長）

「境界紛争解決方法の選択と制度間連携の可能性について」草鹿晋一氏（当研究会幹事、京都産業大学）

## 2015年11月28日（土）第14回定例研究会（日司連ホール）

テーマ：民法（債権法）改正と不動産取引

協力：東京土地家屋調査士会

### 第1部 講演

「民法（債権法）改正について」山野日章夫氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）

「民法改正案における時効法改革」松本克美氏（立命館大学法科大学院教授）

「民法改正について ―不動産取引実務への影響を中心に」大場浩之氏（早稲田大学法学学術院教授、当研究会幹事）

### 第2部 パネルディスカッション

司会 藤井俊二担当幹事

パネリスト 山野日章夫氏、松本克美氏、大場浩之氏、國吉正和氏（土地家屋調査士、当研究会幹事）

## 2016年3月19日（土）平成28年度通常総会及び第15回定例研究会 （宮城・東北学院大学土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール）

テーマ：東日本大震災により生じた地籍情報の課題～震災5年を迎えて～

協力：日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会、東北学院大学

趣旨説明 岡田康夫担当幹事

基調講演「生活再建支援から見てきた地籍情報利活用の課題」

花島誠人氏（国立研究開発法人防災科学技術研究所主幹研究員）

報告

「東日本大震災等を踏まえた地籍調査推進に係る取組」大澤祐一氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長）

「山林分譲地の土砂崩れ等に対する筆界認定と地図について」高橋一秀氏（宮城県土地家屋調査士会）

「所有者不明土地、地図復旧作業、津波により倒壊した建物滅失調査の問題点（法務局における取組）」

山口和秀氏（会津若松公証役場公証人・元仙台法務局）

「地震による影響を受けた土地に対する境界復元と問題点」土井將照氏（福島県土地家屋調査士会）

「津波と地殻変動による基準点の移動とその後の状況」金哲朗氏（岩手県土地家屋調査士会）

## 2016年7月16日（土）第16回定例研究会 （石川県・金沢大学角間キャンパス総合教育講義棟（N4）B1講義室）

テーマ：日本の空き家空き地問題を考える

協力：石川県土地家屋調査士会

主催者挨拶・趣旨説明 大星正嗣氏（土地家屋調査士、当研究会幹事）

### 第1部 「空き家空き地に対する現状と課題」

進行 大星正嗣氏（土地家屋調査士、当研究会幹事）

コメンテーター 吉原祥子氏（東京財団研究員、当研究会幹事）

「空き家空き地問題と国土の管理」小柳春一郎氏（獨協大学法学部教授、当研究会副代表幹事）

「権利放置による所有者不明の対応」長橋尚臣氏（石川県司法書士会会長）

### 第2部 京都市、金沢市に於ける空き家空き地の活用等の取り組み

進行 國吉正和氏（土地家屋調査士、当研究会幹事）

コメンテーター 舟橋秀明氏（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）

「京都市における空き家対策等について」山田一博氏（京都土地家屋調査士会会長）

「金沢市の空き家対策等について」坂上浩幸氏（金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課空き家活用推進室長）

2016年11月23日(土) 第17回定例研究会  
(東京都・明治大学駿河台キャンパスリパティタワー 3階 1031 教室)

テーマ：公図の源流をさぐる

協力：日本土地家屋調査士会連合会、東京土地家屋調査士会

主催者挨拶・趣旨説明 國吉正和氏(土地家屋調査士、当研究会幹事)

基調講演

「大和国における地租改正地引絵図の作成経緯と地割に関する諸問題」土平博氏(奈良大学文学部地理学科教授)

「公図の沿革と現代的意義」藤原勇喜氏(藤原民事法研究所代表、当研究会監事)

会員からの研究報告

「江戸時代から現代への地籍図及び土地境界の変遷—滋賀県大津市を事例として」

西村和洋氏(滋賀県土地家屋調査士会、当研究会会員)

「地租改正当時の富山県」砂道章氏(富山県土地家屋調査士会、当研究会会員)

「公図における信頼性の検討」山田榮治氏(秋田県土地家屋調査士会、当研究会会員)

2017年3月18日(土) 平成29年度通常総会及び第18回定例研究会  
(東京都・機械振興会館地下2階ホール)

テーマ：官民境界の明確化による都市基盤の強化

協力：東京土地家屋調査士会、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会

趣旨説明 鯨島信行氏(当研究会副代表幹事)

第1部 東京都における官民境界問題

「六本木ヒルズ再開発と官民境界」藤巻慎一氏(森ビル株式会社執行役員 都市開発本部 開発1部長)

「東京都の官民境界調査に関する土地家屋調査士の取組」

藤枝一郎氏((一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長)

第2部 震災復興と地籍調査の必要性

「“実践する事前復興”と地籍調査」

中林一樹氏(明治大学大学院政治経済学研究科・危機管理研究センター特任教授)

「震災復興における用地問題」青木利博氏(神戸市危機管理室専門役(前大槌町都市整備課長))

「地籍整備事業の展開方向」渡辺巧氏(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長)

「東京都における地籍調査事業の取組」

山口雅司氏(東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地籍調査担当)

2017年3月18日付け 空き家空き地問題に関する分科会により、小冊子『日本の空き家空き地問題を考える—研究者・実務家・行政による多角的検討』(地籍問題研究会)を発行。

2017年7月15日(土) 第19回定例研究会(横浜市・横浜市立大学金沢八景キャンパス)

テーマ：人口減少社会と境界・土地問題

協力：神奈川県土地家屋調査士会、公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

挨拶・趣旨説明 齊藤広子氏(当研究会幹事)

第1部 空き家問題と境界・土地問題—人口減少

コメンテーター 藤井俊二氏(当研究会幹事)

「神奈川県の空き家の状況と対策—特徴ある取り組み事例」

齊藤広子氏(横浜市空き家対策協議会座長、当研究会幹事)

「横浜市における空家対策の取組について」中川理夫氏(横浜市建築局企画部長)

「空家等対策への取組」上田尚彦氏(神奈川県土地家屋調査士会広報部次長)

第2部 マンションと境界・土地問題—都市のコンパクト化

コメンテーター 鎌野邦樹氏(早稲田大学大学院法務研究科教授、当研究会幹事)

「マンション管理の現状と課題」齊藤広子氏

「マンション再生時の土地問題」

大木祐悟氏(旭化成不動産レジデンス(株)開発営業本部マンション建替え研究所主任研究員)

「マンションと境界問題について」西田貴磨氏(神奈川県土地家屋調査士会副会長)

2017年11月11日(土) 第20回定例研究会  
(京都市・京都産業大学壬生校地むすびわざ館ホール)

テーマ：土地家屋調査士の地図作成に関する新しい役割を探る

協力：京都土地家屋調査士会

主催者挨拶 草鹿晋一幹事（京都産業大学）

開会の挨拶 安富潔氏（京都産業大学法教育総合センター長）

### 第1部「土地家屋調査士による地図作成の役割」

進行（課題説明） 草鹿晋一幹事（京都産業大学教授）

「茨木市における地籍調査事業—大阪法務局による法14条地図作成作業との協同事業とは」

森光広氏（茨木市建設部建設管理課地籍調査係非常勤嘱託職員・土地家屋調査士（大阪土地家屋調査士会））

「地図作成と土地家屋調査士の役割」 水野啓吾氏（京都地方法務局表示登記専門官）

ディスカッション 進行 草鹿晋一幹事（京都産業大学教授）

### 第2部 会員報告

進行（説明）事務局次長 山田一博氏（土地家屋調査士）

「地籍調査の現場から—土地家屋調査士の考察」 黒田憲二氏

（日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員）

「実務上の問題点」 猪飼健一氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員）

「地積測量図と大きく乖離した現地」 山谷正幸氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所長）

「阪神・淡路大震災から学んだ調査士制度と業務」 藤原光栄氏（兵庫県土地家屋調査士会）

### 特別報告

「韓国の地籍再調査事業の推進成果と問題点及び課題」

申順浩氏（大韓民国・国立木浦大学校地籍学科教授） 翻訳・戸田和章氏

総括 小柳春一郎代表幹事

## 4 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究

土地家屋調査士は、日常行う土地分筆登記・境界鑑定業務・筆界特定・土地家屋調査士会が運営する ADR 等の場面において、地域や時代ごとに異なる「土地の筆界に関する慣習」を理解した上での判断が求められることから、平成 14 年 8 月 1 日施行された土地家屋調査士法の改正において、以下のとおり法定化された。

私たち土地家屋調査士は、土地の筆界（境界）について、丁寧に歴史をひもとき、「人」と「土地」と「未来」を調和させるといった、とても人間らしく温かい資格者を目指してきたところである。

現在、登記所に備え付けられている筆界に関する資料である公図は、明治時代に作成されたものが大半を占めており、それらは全国の各府県により異なった作業基準で作成されたことが判明している。つまり、土地の筆界を取り扱うに当たっては、その業務を行う地域における土地の筆界の形成された歴史的経緯、また土地の筆界を明らかにするための当該地域特有の取扱いを熟知する必要がある。

これらの研究が、社会の期待に応えており、登記事務にとどまらず司法の場においても有効な資料として活用されている。

### 土地家屋調査士法【抜粋】

（研 修）

第 25 条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

土地家屋調査士は、全国の各土地家屋調査士会又は会員が研究を行うとともに研修会を開催し、その資質の向上を図るよう努めている。

全国の土地家屋調査士会の取りまとめの成果のうち、書籍冊子等として編纂されているものについて、以下へ掲載する。

## ● 土地家屋調査士会が保有する土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料（書籍）類

平成 29 年 3 月 1 日現在

発行月	書籍名	土地家屋調査士会
昭和 52 年 3 月	沖縄県 沖縄の地籍 一現状と対策一	沖縄県土地家屋調査士会
昭和 54 年 3 月	北海道における筆界の形成と地図	札幌土地家屋調査士会
平成 4 年 12 月	沖縄県 沖縄登記関係法令集	沖縄県土地家屋調査士会
平成 15 年 2 月	項目別年表と資料で知る丈量等の制度の変遷	東京土地家屋調査士会
平成 17 年 10 月	秋田県における地租改正に関する法令等調査報告書	秋田県土地家屋調査士会
平成 17 年 10 月	秋田県における地租改正に関する法令等調査報告書 (公図は平板測量によって作られた)	秋田県土地家屋調査士会
平成 18 年 3 月	土地境界鑑定ハンドブック	千葉県土地家屋調査士会
平成 18 年 3 月	山口県土地制度・地図の沿革	山口県土地家屋調査士会
平成 18 年 11 月	「北海道における地図・台帳等制度の沿革」	北海道ブロック協議会（札幌、函館、旭川、釧路各土地家屋調査士会）
平成 19 年 10 月	暫定版 愛媛の地租改正（資料編）	愛媛県土地家屋調査士会
平成 19 年 10 月	写真が語る公図と台帳 ～かごしまの資料～	鹿児島県土地家屋調査士会
平成 20 年 6 月	茨城県における地方の慣習による地図の沿革	茨城県土地家屋調査士会
平成 20 年 12 月	ぶらり～和歌山境界紀行～	和歌山県土地家屋調査士会
平成 21 年 2 月	土地家屋調査士法第 25 条第 2 項利活用ハンドブック	宮城県土地家屋調査士会
平成 21 年 8 月	地積測量図 IN 愛媛	愛媛県土地家屋調査士会
平成 21 年 11 月	岐阜県の地籍（明治期）	岐阜県土地家屋調査士会
平成 22 年 3 月	土地台帳付属地図と地図に準ずる図面の実証的研究 (福井県下に於ける付属地図のルーツを尋ねて)	福井県土地家屋調査士会
平成 22 年 3 月	地域の慣習調査図 (DVD)	新潟県土地家屋調査士会
平成 22 年 3 月	旧香南町にみる 香川県の公図 I	香川県土地家屋調査士会
平成 22 年 12 月	三重県の地籍 I 三重県における公図の源泉	三重県土地家屋調査士会
平成 23 年 3 月	土地境界基本実務の手引き	長野県土地家屋調査士会
平成 23 年 3 月	旧大川町にみる 香川県の公図 II	香川県土地家屋調査士会
平成 23 年 3 月	田畑歩数極様 ～宮崎県の境界ことはじめ～	宮崎県土地家屋調査士会
平成 24 年 3 月	土地台帳付属地図と地図に準ずる図面の実証的研究 (福井県下に於ける付属地図のルーツを尋ねて) 第 2 集	福井県土地家屋調査士会
平成 24 年 3 月	あいちの地籍（明治前期）一地図読み人の視点から一	愛知県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	とやまの地籍（明治前期）一資料集	富山県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	石川県の地籍（明治前期）一地租改正・地押調査・地籍編纂と地図	石川県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	岐阜県の地籍（明治期）補巻	岐阜県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	三重県の地籍 用語集 第一版	三重県土地家屋調査士会
平成 27 年 3 月	徳島の地籍 I	徳島県土地家屋調査士会
平成 29 年 3 月	あいちの地籍（耕地整理編）一地図読み人の視点から一	愛知県土地家屋調査士会
平成 29 年 3 月	三重県の地籍 II 三重県における公図の源泉	三重県土地家屋調査士会
平成 29 年 3 月	石川県の地籍（明治中期～昭和前期）一耕地整理一	石川県土地家屋調査士会
平成 29 年 3 月	とやまの地籍（田区改正・耕地整理編）一資料集	富山県土地家屋調査士会



## 5 土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター

土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター（以下「ADR センター」という。）は、平成 13 年からの司法制度改革の流れを受け、平成 14 年 10 月に愛知県土地家屋調査士会内に「あいち境界問題相談センター」が全国で初めて設立され、平成 16 年 3 月までに大阪、東京、福岡の各土地家屋調査士会内に順次 ADR センターが設立された。

その後、平成 16 年 12 月に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により、裁判外紛争解決手続についての基本理念等が定められるとともに、認証制度を設け、認証を受けた機関においては、時効の中断効などが認められた。

一方、平成 17 年に土地家屋調査士法が改正され、一定の能力担保措置を講じた土地家屋調査士（認定土地家屋調査士。P59 参照）は、法務大臣の指定する民間紛争解決手続機関において、土地の境界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について、弁護士との共同受任に係る事件について代理を業とすることができることとなった。

こうした流れを受け、全国の土地家屋調査士会内に順次 ADR センターが設立され、平成 25 年 6 月には全国 50 の土地家屋調査士会全てに設立された。

同センターを運営する土地家屋調査士会は、前述の土地家屋調査士法上の民間紛争解決手続機関としての法務大臣指定、さらに裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律上の民間紛争解決手続の業務に関する法務大臣認証を受け、「境界紛争ゼロ」を目指し、国民が安心して利用できる環境づくりに努めている。

以下の資料は、土地家屋調査士会が運営する ADR センターの一覧と、平成 22～28 年度の相談・調停件数の統計である。

平成 22～28 年度の相談・調停件数の統計からは、相談件数に比べて、調停件数が少ない結果となっている。ADR センターでは調停の前段階で相談を行っていることが多く、相談の段階で利用者の納得を得た場合や筆界特定制度等の紛争解決手続への紹介を行ったことが調停申立に至らない原因の一つと考えられる。

※ ADR とは、Alternative Dispute Resolution の略称で、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では「裁判外紛争解決手続」と規定されています。

### ● 全国の土地家屋調査士会 ADR センター

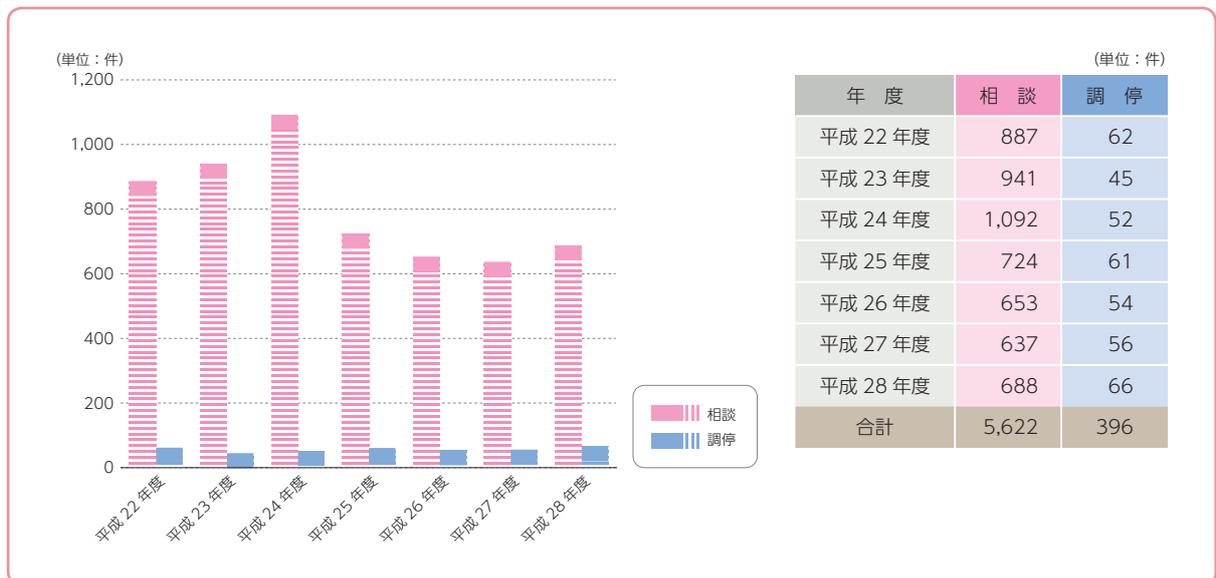


平成 29 年 11 月 1 日現在

会名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
北海道	さっぽろ境界問題解決センター	平成 17 年 8 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 25 年 3 月 15 日
	土地境界問題相談センター函館	平成 22 年 4 月	平成 22 年 9 月 15 日	
	旭川境界問題相談センター	平成 23 年 5 月	平成 23 年 10 月 28 日	
	境界問題解決支援センター道東	平成 23 年 4 月	平成 25 年 4 月 22 日	
青森	あおもり境界紛争解決支援センター	平成 21 年 3 月	平成 22 年 4 月 9 日	
岩手	境界問題相談センターいわて	平成 20 年 11 月	平成 21 年 2 月 26 日	
宮城	みやぎ境界紛争解決支援センター	平成 17 年 3 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 22 年 3 月 23 日
秋田	秋田境界 ADR 相談室	平成 22 年 9 月	平成 23 年 3 月 31 日	
山形	境界 ADR センターやまがた	平成 22 年 2 月	平成 22 年 10 月 13 日	
福島	境界紛争解決支援センターふくしま	平成 21 年 1 月	平成 21 年 10 月 27 日	
茨城	境界問題解決支援センターいばらき	平成 19 年 7 月	平成 19 年 10 月 23 日	平成 23 年 2 月 8 日
栃木	境界問題解決センターとちぎ	平成 19 年 4 月	平成 19 年 12 月 11 日	平成 23 年 3 月 29 日
群馬	境界問題相談センターぐんま	平成 20 年 2 月	平成 20 年 7 月 22 日	
埼玉	境界問題相談センター埼玉	平成 17 年 11 月	平成 19 年 12 月 11 日	
千葉	境界問題相談センターちば	平成 18 年 9 月	平成 19 年 10 月 23 日	平成 21 年 8 月 17 日
東京	東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	平成 15 年 6 月	平成 19 年 12 月 11 日	
神奈川	境界問題相談センターかながわ	平成 17 年 3 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 21 年 10 月 23 日

会名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
新潟	境界紛争解決支援センターにいがた	平成19年4月	平成19年6月6日	平成26年5月21日
富山	とやま境界紛争解決支援センター	平成18年9月	平成20年4月22日	
石川	境界問題相談センターいしかわ	平成18年3月	平成19年12月11日	平成23年11月9日
福井	境界問題相談センターふくい	平成20年1月	平成21年2月12日	
山梨	境界問題相談センターやまなし	平成22年5月	平成22年6月24日	
長野	境界問題解決支援センター長野	平成20年3月	平成20年5月1日	平成21年12月18日
岐阜	境界紛争解決センターぎふ	平成18年3月	平成20年2月8日	平成27年4月27日
静岡	静岡境界紛争解決センター	平成18年11月	平成19年6月6日	平成22年9月15日
愛知	あいち境界問題相談センター	平成14年10月	平成19年9月5日	平成23年3月29日
三重	境界問題相談センターみえ	平成25年6月	平成25年6月28日	
滋賀	境界問題解決支援センター滋賀	平成18年11月	平成19年8月10日	平成21年5月19日
京都	京都境界問題解決支援センター	平成19年4月	平成19年6月6日	平成22年4月1日
大阪	境界問題相談センターおおさか	平成15年3月	平成19年9月5日	平成19年12月17日
兵庫	境界問題相談センターひょうご	平成18年3月	平成19年8月10日	平成24年7月9日
奈良	境界問題相談センター奈良	平成20年8月	平成20年12月1日	
和歌山	境界問題相談センターわかやま	平成20年7月	平成20年9月18日	平成28年6月1日
鳥取	境界問題相談センターとっとり	平成21年11月	平成22年8月19日	
島根	境界問題相談センター島根	平成22年12月	平成24年11月22日	
岡山	境界問題相談センター岡山	平成20年11月	平成21年2月12日	
広島	境界問題相談センターひろしま	平成17年6月	平成19年10月23日	
山口	境界問題相談センターやまぐち	平成19年11月	平成19年12月11日	
徳島	境界問題解決センターとくしま	平成17年11月	平成19年8月10日	平成21年6月1日
香川	境界問題相談センターかがわ	平成18年9月	平成19年6月6日	平成22年10月25日
愛媛	境界問題相談センター愛媛	平成18年9月	平成19年6月6日	平成20年1月25日
高知	境界問題ADRセンターこうち	平成18年10月	平成19年6月6日	平成22年10月12日
福岡	境界問題解決センターふくおか	平成16年3月	平成19年9月5日	
佐賀	境界問題相談センターさが	平成22年3月	平成22年5月27日	
長崎	境界問題相談センターながさき	平成22年1月	平成25年1月4日	
熊本	境界紛争解決支援センターくまもと	平成21年9月	平成22年1月25日	
大分	境界紛争解決センター・境界問題相談センター	平成24年2月	平成24年3月23日	
宮崎	境界問題相談センターみやざき	平成21年9月	平成21年10月27日	平成28年7月15日
鹿児島	境界問題相談センターかごしま	平成18年8月	平成19年8月10日	
沖縄	おきなわ境界問題相談センター	平成19年4月	平成20年8月29日	

● 全国の土地家屋調査士会 ADR センターの相談・調停件数 (平成22年～28年度)



## 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり

登記された一筆の土地の筆界が不明であることを原因とする民事紛争は数多く存在する一方で、紛争が訴訟として提起された場合、その解決には専門的な知見を要することや、紛争の対象範囲が小さいこともあり、時間と労力を要する割にはその解決が困難であるといわれてきた。

筆界特定制度は、不動産登記法の改正により平成 18 年 1 月に創設され、12 年が経過した。同制度は、法務局、地方法務局の筆界特定登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度であり、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図ることによって、相隣関係の安定等に寄与するものである。

この制度は、土地の境界に関する専門的かつ高度な知識、経験、技能を持つ土地家屋調査士及び境界確定訴訟等の代理人として関わってきた弁護士・少額訴訟を行ってきた司法書士が筆界調査委員として、筆界特定登記官と共に境界問題に悩む土地所有者等の利便に供するものであり、登記申請手続の円滑の確保のためにも有用なものである。土地家屋調査士は手続の代理人としてその知見が活用され、同制度に貢献している。

また、前述の土地家屋調査士会の運営する ADR センターとの効果的な連携を図ることにより、境界に関する問題の解決に係る国民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応することを目指すものである。

さらに、近年では、隣接地所有者の所在が不明であることによって筆界の確認ができないことを理由に分筆の登記等の申請が困難となり、土地の売買や用地取得等に支障を来す事案が生じている。こうした事案については、筆界特定制度の活用により、隣接地との筆界を特定し、土地の位置や範囲を明確にすることによって、分筆の登記等が可能となる。

そして、このような事案において、分筆の登記等を迅速に行い、円滑な土地取引に資することを目的として、隣接地所有者の所在が不明である土地の分筆の登記等の申請を受託した土地家屋調査士が申請代理人となって筆界特定の申請を行う場合には、分筆の登記等の申請のために収集又は作成した測量成果等の様々な資料を筆界特定登記官が最大限活用することによって、通常よりも大幅に短縮した期間で筆界特定を行うという枠組み（筆特活用スキーム）が法務省と日本土地家屋調査士会連合会において現在検討されている。これが導入されれば、筆界特定制度に対する土地家屋調査士の関わりはより一層深いものとなっていくものと思われる。

筆界特定制度に関する統計については、次のとおりである。近年、境界（筆界）に関する訴えの件数が減少していることは、筆界特定制度が社会に浸透してきたことの表れであると考えられる。

### 不動産登記法【抜粋】

（筆界調査委員）

第 127 条 法務局及び地方法務局に、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。

2 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。

3 筆界調査委員の任期は、二年とする。

4 筆界調査委員は、再任されることができる。

5 筆界調査委員は、非常勤とする。

### ● 筆界特定事件の申請件数の推移（平成 18 年～28 年）

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326	2,439	2,351	2,684	2,601	2,619

法務省 HP 内【登記統計 統計表】のうち、「筆界特定事件の新受、既済及び未済件数（平成 18 年～28 年）」の統計から。

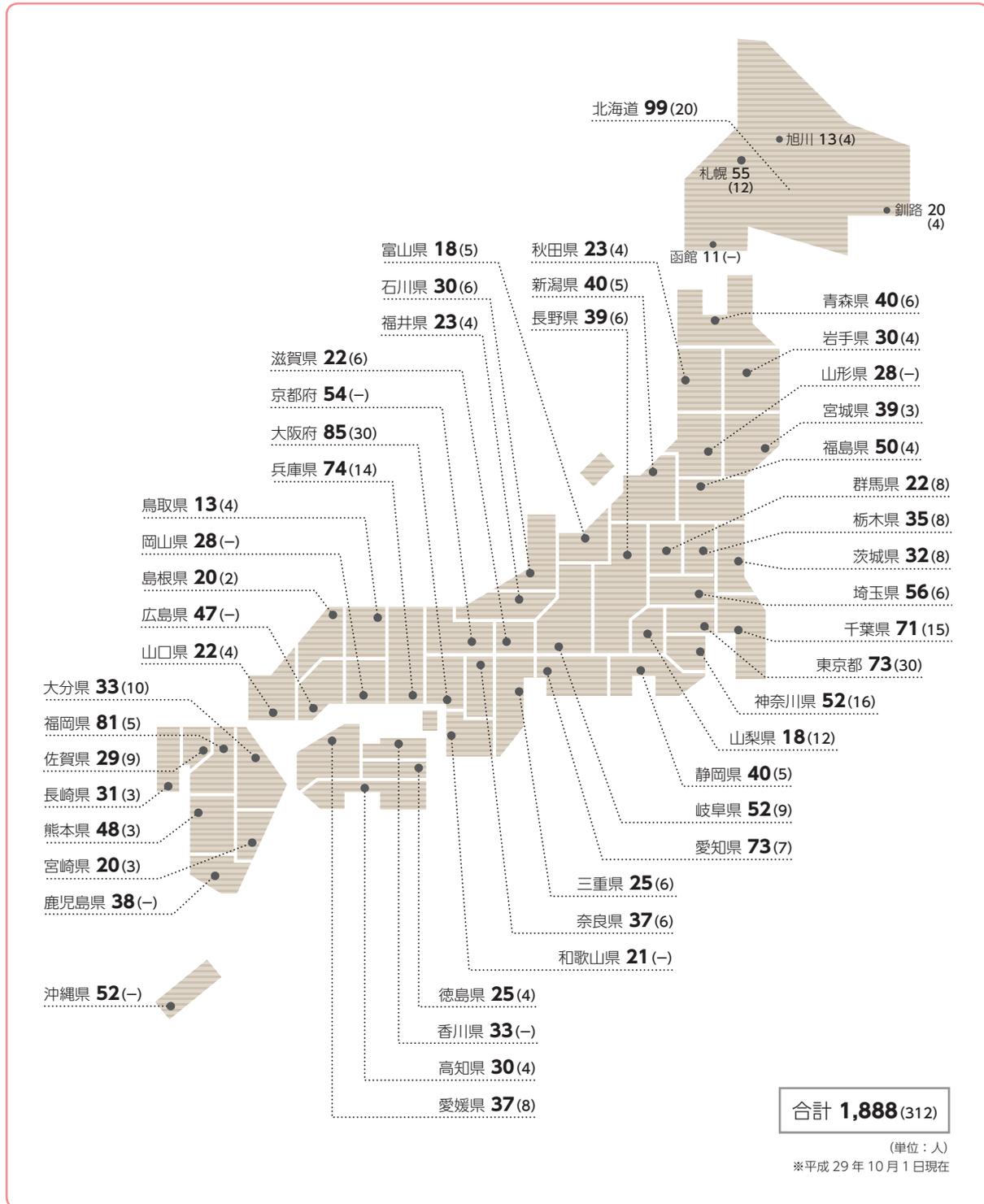
### ● 境界（筆界）に関する訴えの件数推移（平成 8 年～10 年、平成 19 年～28 年）

平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
810	833	761	394	405	408	414	409	408	420	395	407	367

最高裁判所「司法統計年報－民事行政編【第一審通常訴訟新受事件数－事件の種類別－地方裁判所】の総件数のうち、土地を目的とする訴えの項目中、「土地境界」に関するものの訴えの件数の平成 8 年～同 10 年及び平成 19 年～同 28 年の推移。 情報提供：最高裁判所事務総局

## ● 筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士

※( )内は、土地家屋調査士以外の筆界調査委員の人数





第2編

---

土地家屋調査士の取組み  
～私たちは走り続ける



## 第 3 章

# 不動産に関する権利の 明確化に寄与する

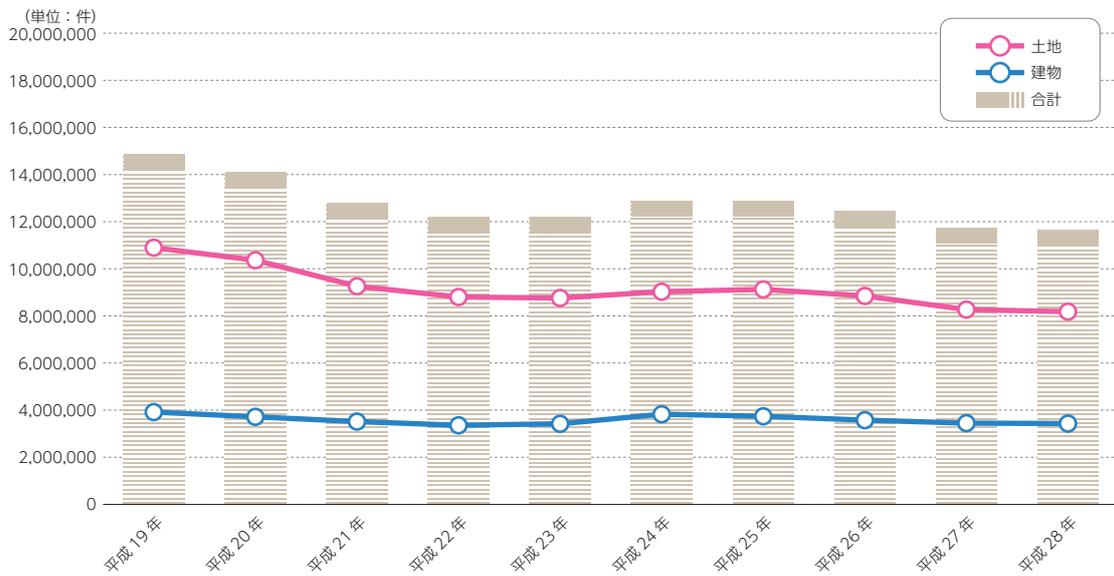
- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 参考資料 国土交通省「土地白書」から
- 6 公共嘱託登記

# 1 不動産登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、平成19年から平成28年までの不動産登記（表示に関する登記及び権利に関する登記）事件数の10年間の推移である。

平成19年から平成21年まで減少傾向にあった後、平成22年から平成25年まで増加傾向にあったが、平成26年から緩やかな減少傾向にある。

## ● 不動産登記事件数の推移（平成19年～28年）



(単位：件)

	土地	建物	合計
平成19年	10,923,598	3,927,444	14,851,042
平成20年	10,390,303	3,724,963	14,115,266
平成21年	9,281,782	3,523,328	12,805,110
平成22年	8,823,282	3,364,338	12,187,620
平成23年	8,781,915	3,428,882	12,210,797
平成24年	9,050,038	3,836,002	12,886,040
平成25年	9,148,462	3,748,720	12,897,182
平成26年	8,870,563	3,583,427	12,453,990
平成27年	8,287,977	3,456,625	11,744,602
平成28年	8,200,517	3,439,101	11,639,618

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

### 「表示に関する登記」と「権利に関する登記」の違い

登記記録は、1筆の土地又は1個の建物ごとに表題部と権利部に区分して作成されています。

表題部＝「表示に関する登記」

権利の対象である不動産（土地・建物）の物理的状況（所在、地番、地目、地積、種類、構造、床面積等）を公示する登記であり、権利に関する登記の前提となるものです。

権利部＝「権利に関する登記」

登記された不動産に係る権利の主体、権利の種類、その内容、権利の移転、変更に関する登記です。

土地家屋調査士は、『表示に関する登記』につき必要な土地又は建物の調査、測量、申請手続又は審査請求の手続の代理を主な業としています。

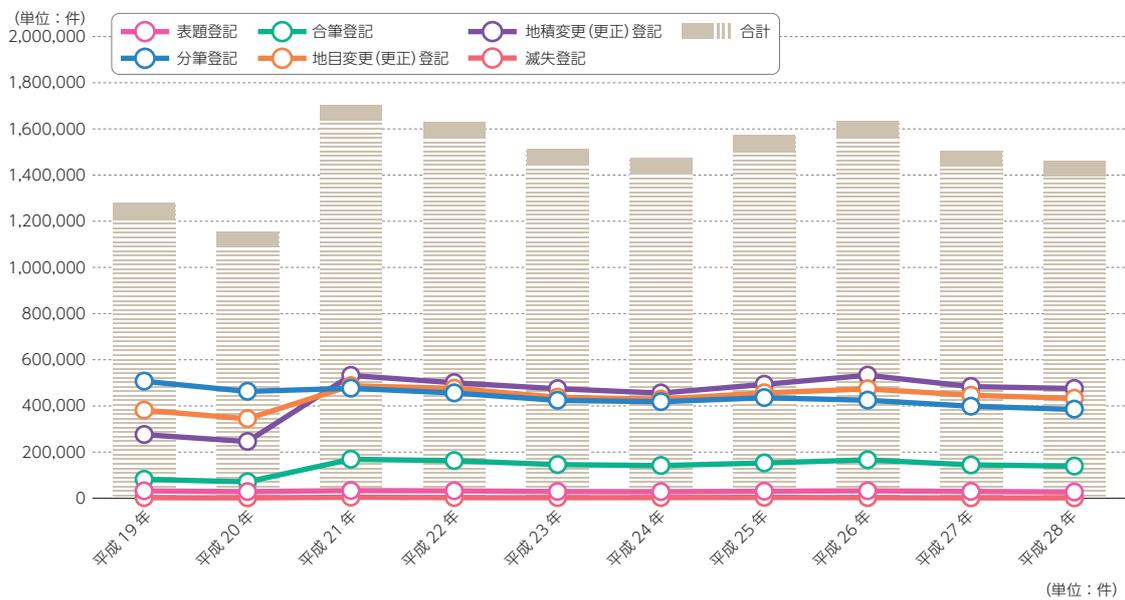
## 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の土地の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数は、平成 21 年に前年比 147%と大幅に増加した。平成 22 年以降減少していたが、平成 25 年から増加に転じた後、平成 27 年から若干減少傾向にある。

平成 20 年と平成 21 年を比較すると、地積変更（更正）登記が大幅に増加している。平成 18 年の不動産登記法改正を受け、分筆登記における全筆求積（頁末尾参照）の割合が増加したことに伴い、地積更正登記が増加したことが原因と考えられる。

### ● 土地の表示に関する主な登記事件数の推移



登記の目的	表題登記	分筆登記	合筆登記	地目変更(更正)登記	地積変更(更正)登記	減失登記	合計
平成 19 年	32,088	507,219	81,973	381,634	275,976	2,489	1,281,379
平成 20 年	28,761	463,055	71,297	344,417	245,997	1,721	1,155,248
平成 21 年	33,237	476,661	168,863	487,685	532,097	4,586	1,703,129
平成 22 年	32,060	456,295	163,009	476,450	500,755	2,703	1,631,272
平成 23 年	29,223	424,235	145,848	437,962	474,617	2,485	1,514,370
平成 24 年	28,486	418,395	141,760	429,337	455,956	3,072	1,477,006
平成 25 年	30,388	435,703	152,979	456,501	493,497	3,816	1,572,884
平成 26 年	32,292	424,878	166,465	473,992	533,230	2,613	1,633,470
平成 27 年	29,567	398,923	144,669	446,375	484,059	1,597	1,505,190
平成 28 年	27,290	385,106	139,240	433,228	475,686	1,760	1,462,310

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

#### 全筆求積とは？

従来から、土地の分筆登記を行う場合に、特別な事情がある場合には、分筆後の土地のうち 1 筆の土地については、提供する地積測量図に土地の地積、求積方法、筆界点間の距離などの記載を省略できる旨の規定が存していたが、平成 18 年の不動産登記法改正により、本規定を、より原則に近い取扱いとして行うこととなったため、分筆登記において、特別な事情に該当する事例が大幅に減少し、分筆登記を前提とする地積更正登記が増加したものである。

### 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移

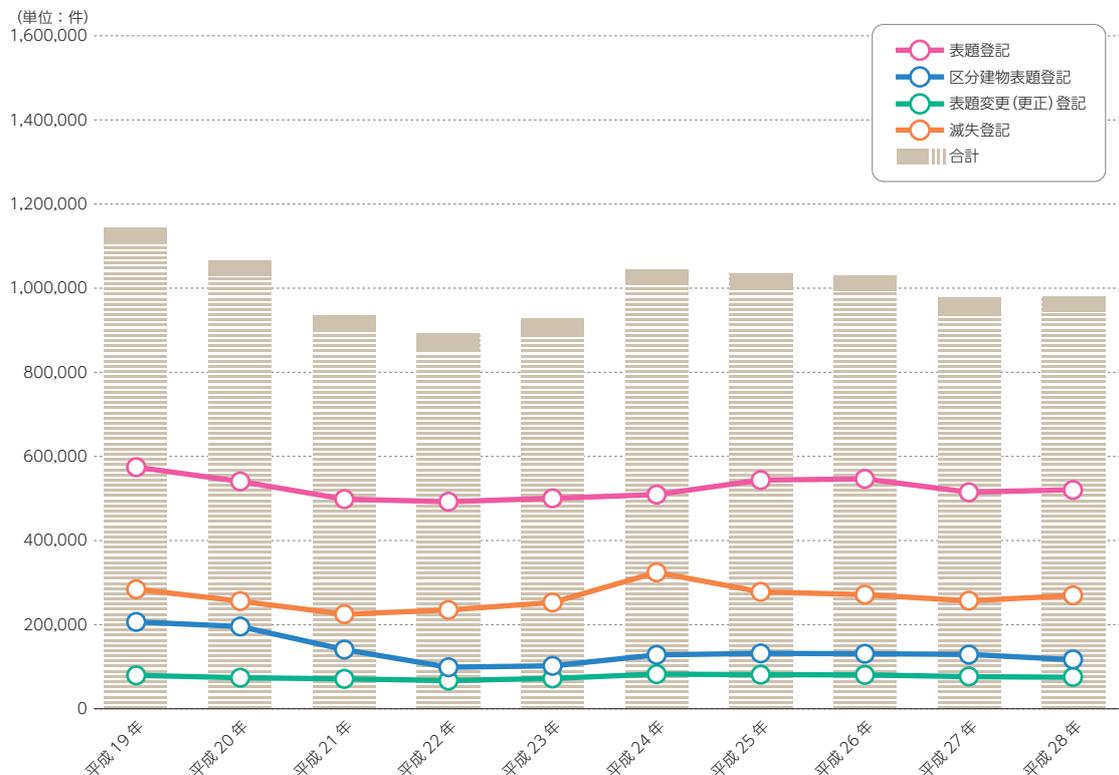
以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の建物の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数の合計は、平成 19 年から平成 21 年まで減少傾向、平成 23 年から増加に転じた後、平成 26 年から若干減少傾向で推移している。

平成 25 年、平成 26 年の建物表題登記の増加は、平成 26 年 4 月 1 日消費税率が 8% に引き上げられたことによる、マイホーム取得が影響していると考えられる。また、平成 24 年の建物滅失登記の増加は、東日本大震災で倒壊した建物の滅失登記（職権）が要因として考えられる。

各項目の事件数を平成 27 年と平成 28 年で比較すると、建物の表題と滅失が増加傾向にある。

#### ● 建物の表示に関する主な登記事件数の推移



(単位：件)

登記の種類	表題登記	区分建物 表題登記	表題変更 (更正) 登記	滅失登記	合 計
平成 19 年	574,330	206,547	79,500	284,121	1,144,498
平成 20 年	540,470	195,497	73,797	255,915	1,065,679
平成 21 年	498,368	140,681	71,082	224,814	934,945
平成 22 年	492,261	98,747	67,136	234,882	893,026
平成 23 年	500,314	102,097	72,088	252,729	927,228
平成 24 年	509,276	128,075	82,410	324,250	1,044,011
平成 25 年	543,655	131,687	81,042	277,926	1,034,310
平成 26 年	546,513	130,838	80,559	271,432	1,029,342
平成 27 年	514,924	129,311	76,339	256,656	977,230
平成 28 年	520,715	116,546	74,883	269,186	981,330

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

## 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請

平成 17 年 3 月 7 日に施行された改正不動産登記法により、登記申請は、従来の登記所への書面持参又は郵送による提出に加え、オンラインによる方法が認められた。

以下のグラフ及び表は、平成 19 年から平成 28 年までの不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移である。不動産登記令附則第 5 条第 1 項の規定による申請（いわゆる特例方式）、登録免許税の軽減措置、そして平成 23 年 2 月に法務省民事局が直接管理する「登記・供託オンライン申請システム」の稼働開始により、平成 19 年 12 月に 0.04%であったオンライン申請率は平成 24 年までに 31.46%と上昇し、平成 25 年～同 26 年は横ばいであったが、それ以降は再び上昇傾向をたどっている。

これは、オンライン登記申請における法定外添付書類の原本提示省略の取扱いが平成 27 年 6 月 1 日から開始され、簡素化されたことも一因といえるのではないだろうか。

※平成 26 年 10 月 30 日から、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書<sup>1</sup>の発行を開始し、それに伴い、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」は平成 27 年 3 月に閉局した。

平成 29 年 9 月末現在、土地家屋調査士電子証明書を保有している会員は、10,416 名となり、全会員の 6 割以上が保有している。

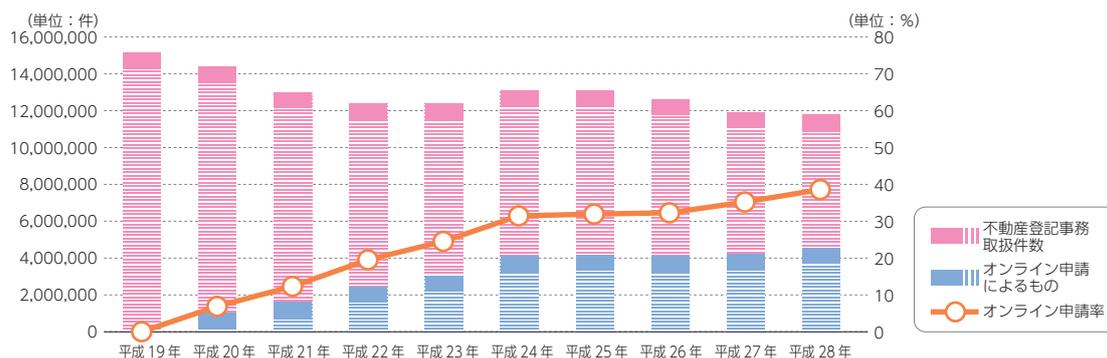
### 不動産登記法【抜粋】

(申請の方法)

第十八条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

### ● 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移



年 度	不動産登記事務取扱件数 (A*)	オンライン申請によるもの件数 (B*)	オンライン申請率 (%)
平成 19 年	15,142,781	5,496	0.04%
平成 20 年	14,400,712	994,510	6.91%
平成 21 年	12,977,391	1,599,868	12.33%
平成 22 年	12,356,139	2,414,965	19.54%
平成 23 年	12,388,616	3,041,535	24.55%
平成 24 年	13,064,374	4,109,461	31.46%
平成 25 年	13,071,241	4,175,934	31.95%
平成 26 年	12,618,354	4,075,880	32.30%
平成 27 年	11,907,594	4,194,119	35.22%
平成 28 年	11,798,519	4,554,301	38.60%

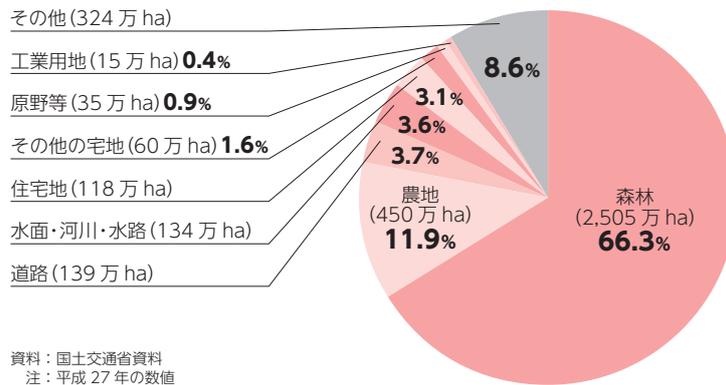
\*法務省 HP「登記統計」に公開の情報を基に作成

## 5 参考資料 国土交通省「土地白書」から

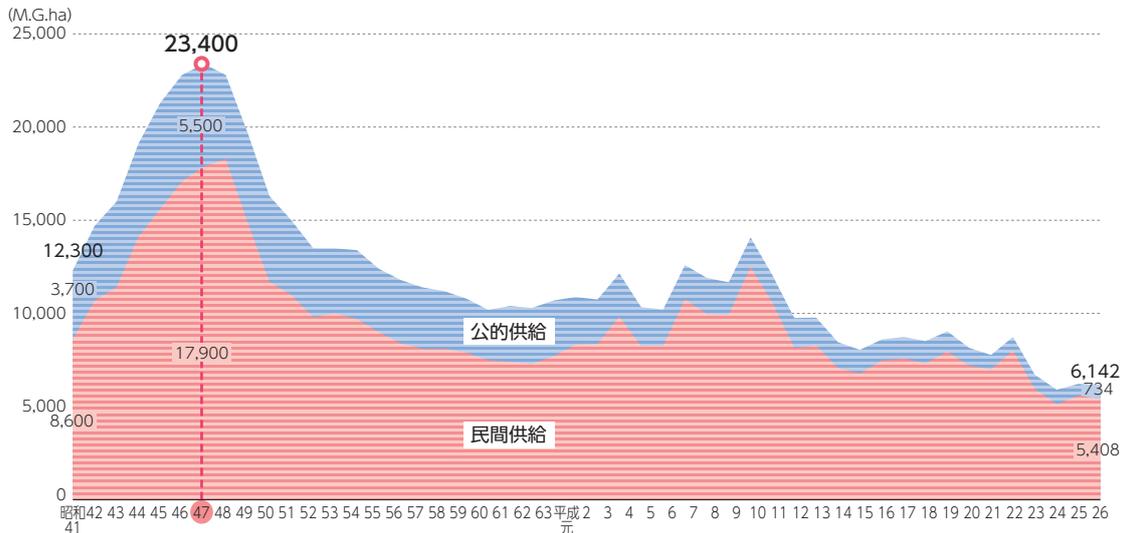
以下の資料は、国土交通省が毎年発表する「土地白書」から、我が国の国土利用の現況を始め土地家屋調査士に関連する統計について、同省及び株式会社不動産経済研究所から了解を得て、本白書に参考資料として掲載したものである。

これら社会経済情勢の変化に注目する必要がある。

### ● 我が国の国土利用の現況



### ● 全国の宅地供給量の推移



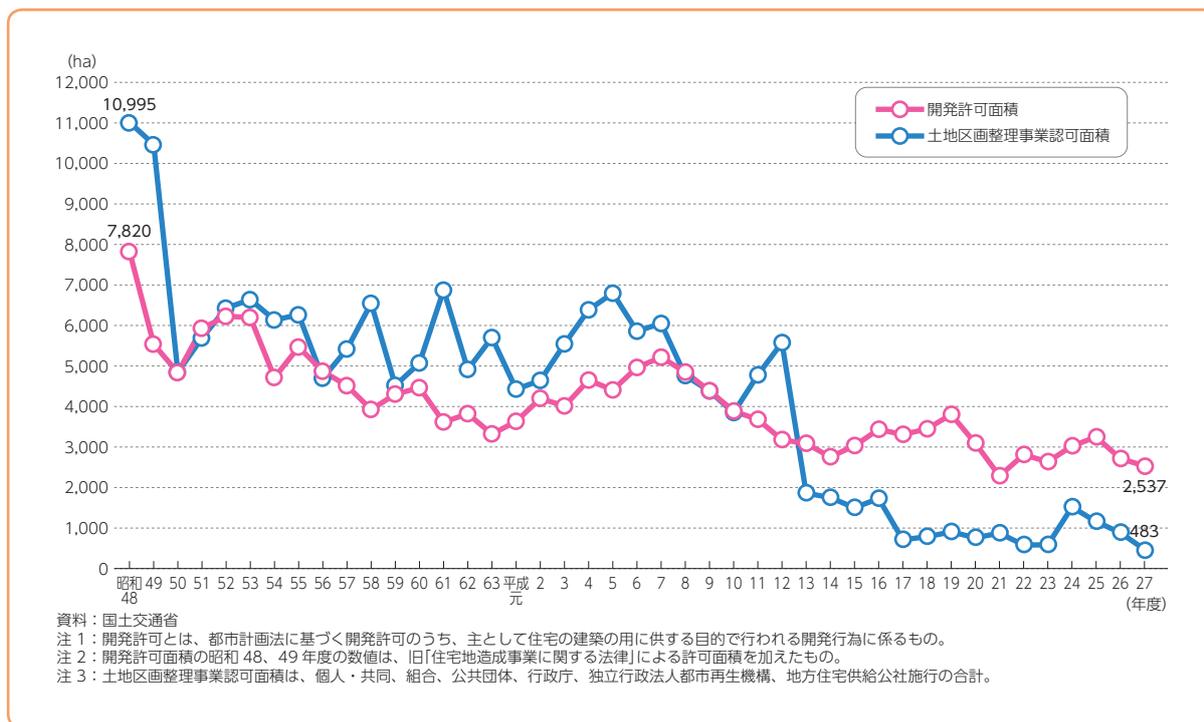
注1：昭和41年から昭和63年の間、M.G(メディアムグロス=住宅の敷地面積に細街路、プレイロット等を含めたもの)により推計を行っていたが、平成元年以降については推計手法を一部変更し、住宅用地に係る部分のみを推計している。

注2：公的供給とは、UR、地方公共団体等の公的機関による供給及びこれらの機関の土地区画整理事業による供給を含む。

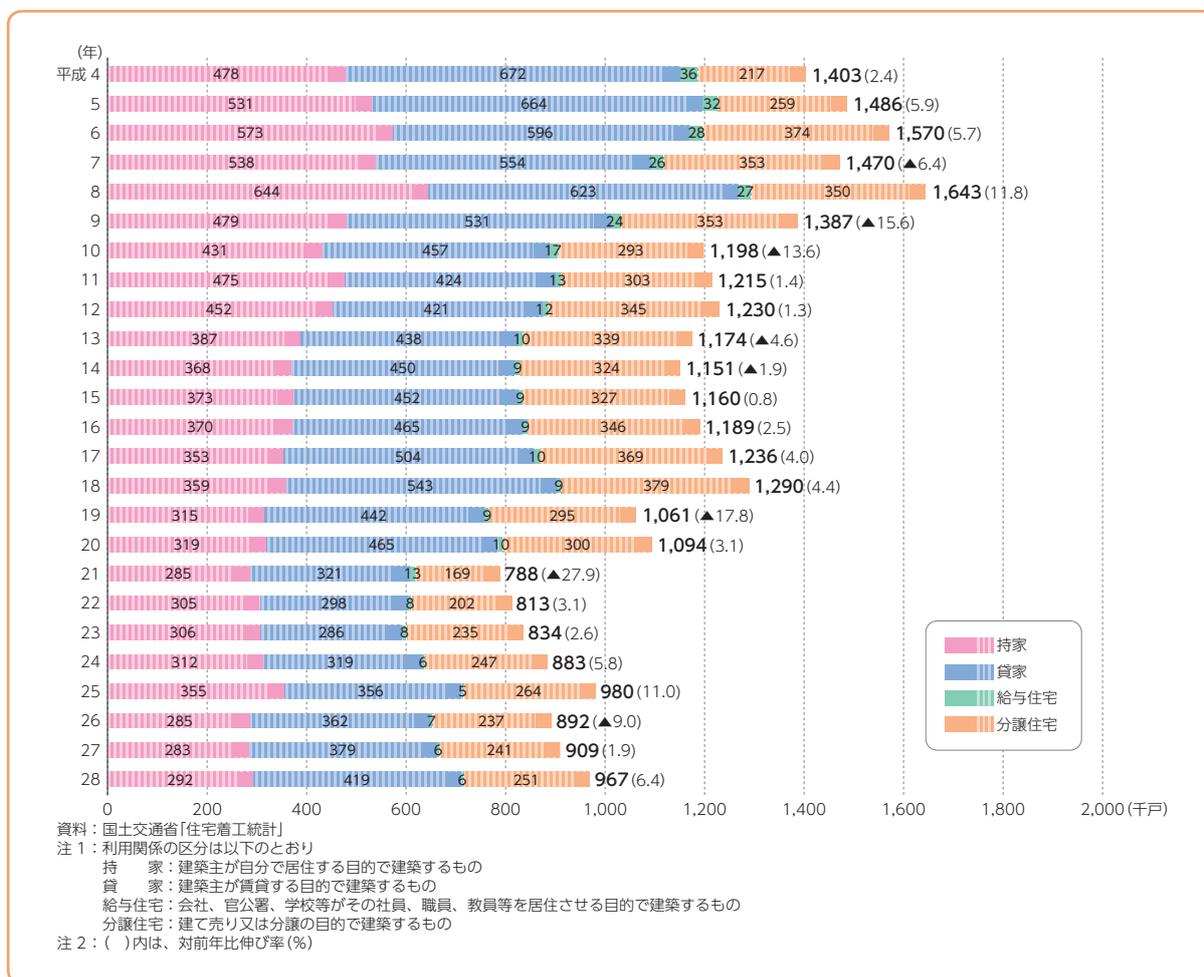
注3：民間供給とは、上記以外の事業者による供給を含む。

注4：岩手県、宮城県及び福島県においては、平成23～26年度の宅地供給量について農地から住宅用地への転用面積を計上している。

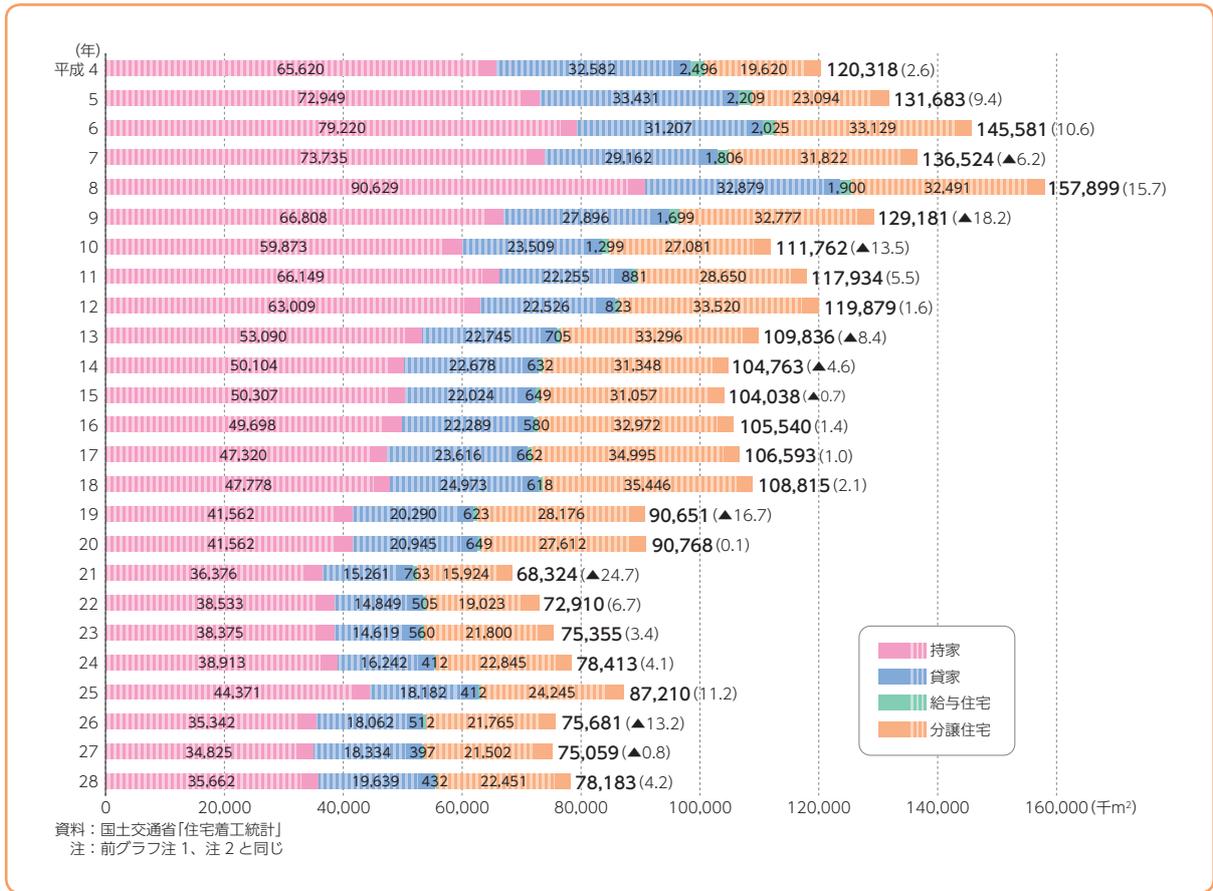
### ● 開発許可面積及び土地区画整理事業認可面積の推移



### ● 新設住宅（利用関係別）着工戸数の推移



● 新設住宅（利用関係別）着工床面積の推移

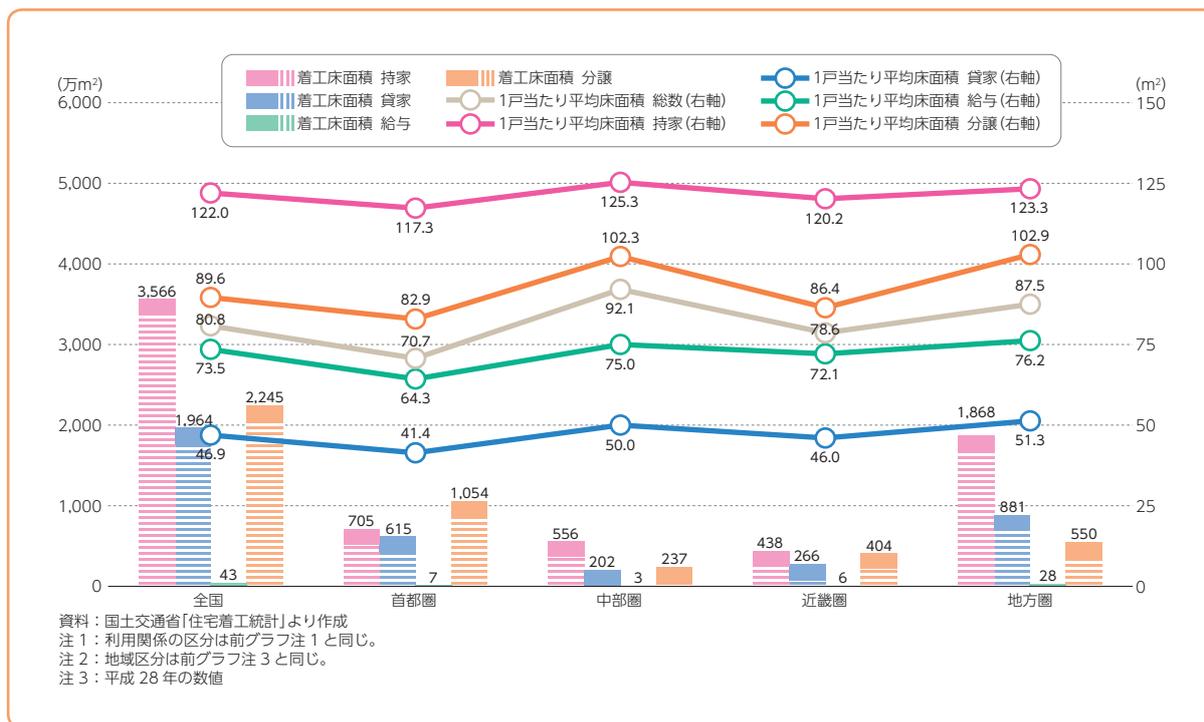


● 新設住宅（利用関係別、地域別、資金別）着工戸数

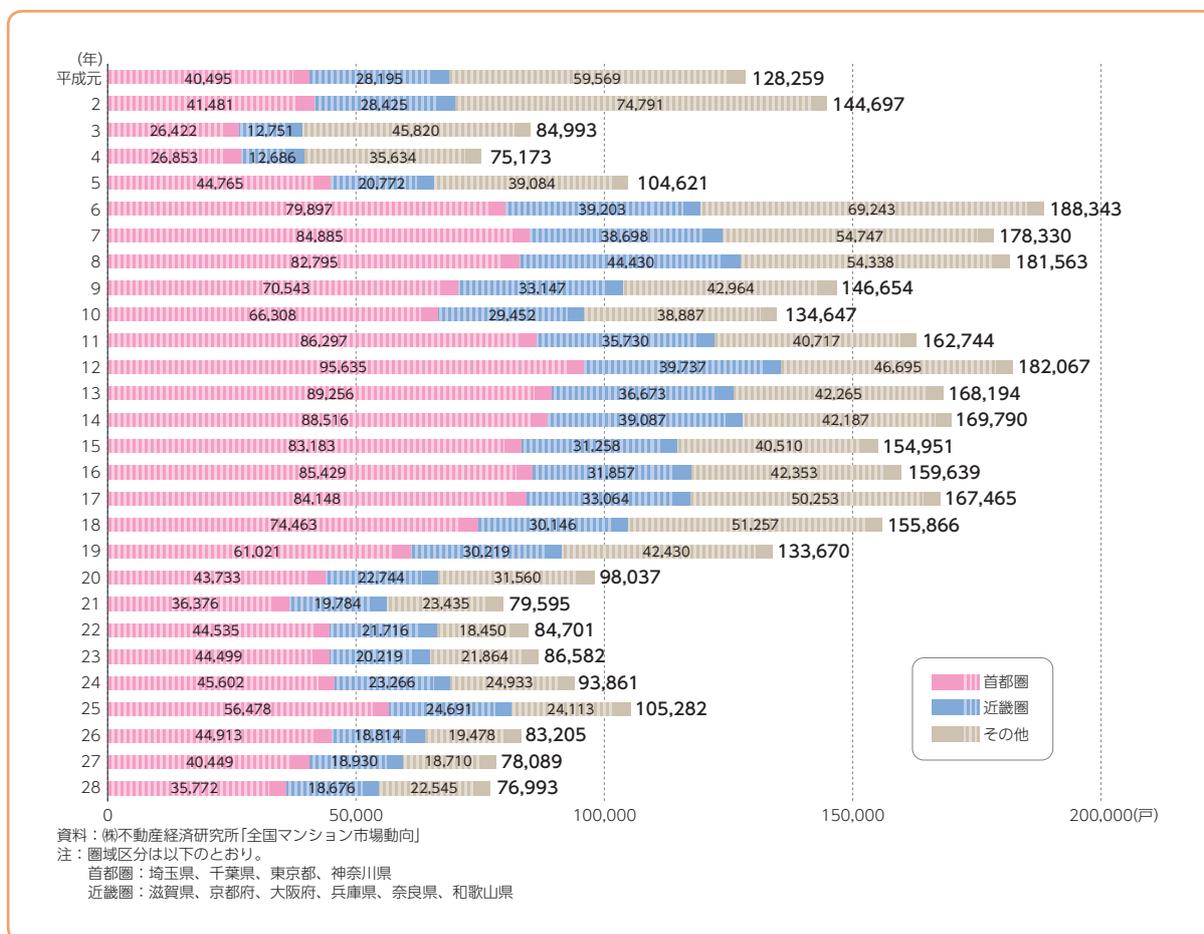
	総計		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅			
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	うちマンション	
全国	967,237	6.4	292,287	4.2	418,543	10.5	5,875	▲2.3	250,532	3.9	116,109	0.4
三大都市圏	586,925	5.6	140,875	3.9	246,747	9.9	2,251	▲35.9	197,052	3.5	96,497	1.6
首都圏	336,882	5.8	60,094	2.2	148,627	10.1	1,027	▲33.7	127,134	4.7	66,074	4.7
中部圏	108,397	5.0	44,349	3.5	40,432	9.6	430	▲50.1	23,186	2.5	6,080	▲19.1
近畿圏	141,646	5.6	36,432	7.3	57,688	9.5	794	▲27.8	46,732	0.9	24,343	▲0.3
地方圏	380,312	7.6	151,412	4.5	171,796	11.5	3,624	44.7	53,480	5.1	19,612	▲5.0
民間資金住宅	861,669	6.9	258,045	3.0	381,089	11.6	4,631	▲2.7	217,904	3.9		
公的資金住宅	105,568	11.3	34,242	19.0	37,454	14.3	1,244	▲19.0	32,628	2.6		

資料：国土交通省「住宅着工統計」  
注1：利用関係の区分は、前グラフ注と同じ  
注2：マンションとは、利用関係別で言う分譲住宅のうち、構造が鉄骨鉄筋コンクリート造り、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りで、かつ、建て方が共同（1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下もしくは階段等の全部または一部を共有するもの）のもの  
注3：地域区分は以下のとおり。  
首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
中部圏：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
地方圏：上記以外の地域  
注4：資金の区分は以下のとおり。  
民間資金住宅：民間資金のみで建てた住宅  
公的資金住宅：公営住宅、住宅金融公庫融資住宅、都市再生機構建設住宅、その他の住宅  
注5：平成28年の数値

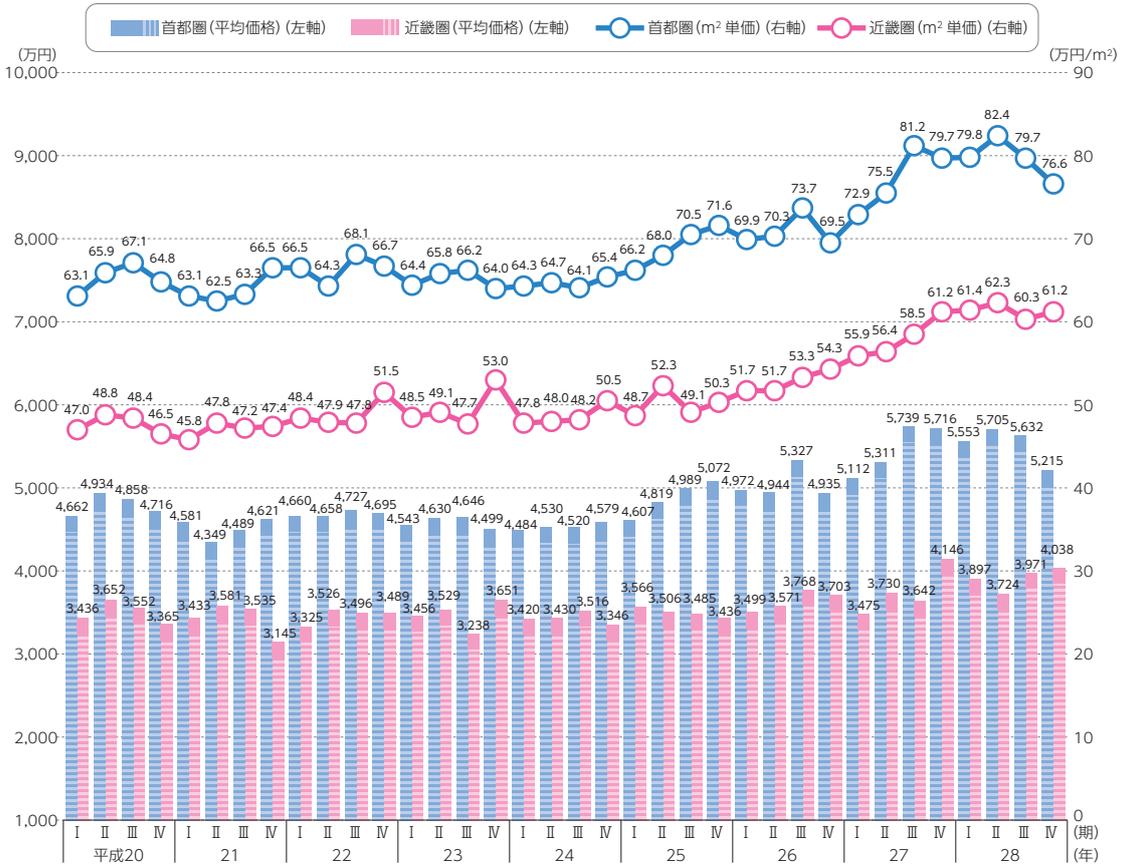
● 新設住宅（地域別、利用関係別）着工床面積及び1戸当たり平均床面積



● 圏域別マンション新規発売戸数の推移



● 首都圏・近畿圏の新築マンション価格の推移



資料：(株)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」  
注：圏域区分は、前グラフ注と同じ。

● 国土（宅地・農地及び森林・原野等）の所有主体別面積

年度	昭和 55	60	平成 2	7	12	17	22	25	26	27
国 公 有 地	1,110 (34.0)	1,109 (34.0)	1,112 (34.3)	1,121 (34.8)	1,191 (37.1)	1,183 (37.0)	1,189 (37.3)	1,192 (37.4)	1,192 (37.4)	1,193 (37.5)
国 有 地	897 (27.5)	896 (27.5)	895 (27.6)	894 (27.7)	893 (27.8)	877 (27.4)	877 (27.5)	877 (27.5)	877 (27.5)	876 (27.5)
公 有 地	213 (6.5)	213 (6.5)	217 (6.7)	227 (7.0)	298 (9.3)	306 (9.6)	312 (9.8)	315 (9.9)	316 (9.9)	317 (10.0)
私 有 地	2,156 (66.0)	2,150 (66.0)	2,133 (65.7)	2,102 (65.2)	2,017 (62.9)	2,018 (63.0)	2,002 (62.7)	1,993 (62.6)	1,993 (62.6)	1,989 (62.5)
合計	3,266	3,259	3,245	3,223	3,208	3,201	3,191	3,185	3,185	3,183

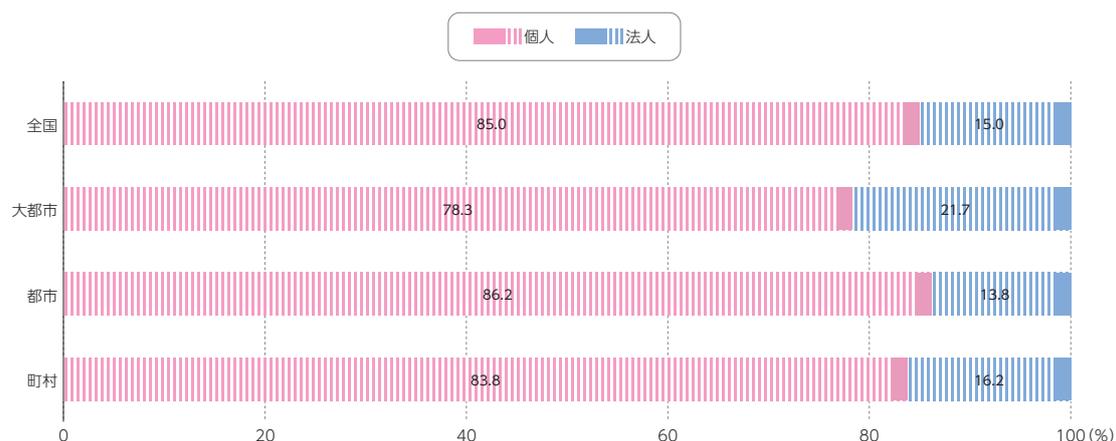
資料：財務省「国有財産増減及び現在額総計算書」、総務省「公共施設状況調」により作成  
注1：国公有地は「財政金融統計月報」及び「公共施設状況調」から求め、私有地は、国土交通省が調査した合計面積から国公有地を差し引いた残りとしている。  
注2：合計は道路等を除いた値  
注3：( )内は、構成比 (%)

## ● 個人及び法人の所有地面積の地目別構成比の推移

地目	昭和55年		60年		平成2年		7年		12年		17年		22年		27年		28年	
	個人	法人																
宅地	5.8	1.8	6.4	1.9	6.8	2.1	7.4	2.3	7.8	2.5	8.2	2.5	8.5	2.6	8.6	2.6	8.6	2.6
田畑等	36.0	0.8	35.6	0.7	35.0	0.8	34.3	0.9	33.5	1.0	32.9	1.0	32.0	0.8	31.6	1.2	31.5	1.2
山林・原野	45.5	8.1	45.1	8.1	44.3	8.3	42.9	8.9	42.8	8.7	43.0	8.6	43.6	8.7	43.3	8.8	43.3	8.9
雑種地等	0.8	1.2	0.9	1.3	1.0	1.7	1.2	2.1	1.4	2.3	1.5	2.3	1.5	2.2	1.6	2.2	1.6	2.3
小計	88.2	11.8	88.0	12.0	87.1	12.9	85.8	14.2	85.5	14.5	85.6	14.4	85.7	14.3	85.2	14.8	85.0	15.0
合計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」  
 注1：構成比は、免税点以上の土地面積の割合による。  
 注2：田畑等には、牧場を含む。  
 注3：雑種地等には、塩田、鉱泉地、池沼を含む。  
 注4：各年とも1月1日現在の数値である。

## ● 個人及び法人の所有地面積の地域別構成比



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」より作成  
 注1：構成比は、免税点以上の土地の面積の割合による。  
 注2：平成28年1月1日現在の数値  
 注3：地域区分は以下のとおり。  
 大都市：東京23区及び政令指定都市  
 都市：政令指定都市以外の市  
 町村：全国的全町村

● 法人の所有する土地・建物及び世帯の所有する土地の総面積

(千㎡、%)

土地の種類	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年		
	土地所有面積	構成率	土地所有面積	構成率	土地所有面積	構成率	土地所有面積	構成率	土地所有面積	構成率	
法人土地	土地全体	21,742,760	100.0	22,223,346	100.0	22,423,071	100.0	24,972,328	100.0	26,073,863	100.0
	事業用資産	18,750,869	86.2	18,481,805	83.2	19,006,632	84.8	21,785,868	87.2	22,809,582	87.5
	宅地など	7,569,399	34.8	6,973,598	31.4	7,141,133	31.8	7,344,796	29.4	7,530,777	28.9
	農地	994,182	4.6	994,185	4.5	1,016,788	4.5	1,151,898	4.6	1,133,876	4.3
	山林	10,187,288	46.9	10,514,022	47.3	10,848,711	48.4	13,289,174	53.2	14,144,929	54.2
	棚卸資産	2,107,584	9.7	1,810,405	8.1	1,070,601	4.8	930,849	3.7	962,707	3.7
	特殊用途土地	477,405	2.2	1,931,136	8.7	2,345,838	10.5	2,255,611	9.0	2,278,502	8.7
世帯土地	土地全体	112,454,133	100.0	113,757,072	100.0	112,379,485	100.0	96,843,881	100.0	116,360,881	100.0
	現住居の敷地	6,470,314	5.8	6,527,692	5.7	6,607,515	5.9	6,500,492	6.7	7,053,226	6.1
	現住居の敷地以外	105,983,819	94.2	107,229,380	94.3	105,771,970	94.1	90,343,389	93.3	109,307,655	93.9
	宅地など	3,373,945	3.0	3,008,418	2.6	3,504,327	3.1	3,199,173	3.3	4,317,149	3.7
	農地	39,770,959	35.4	39,874,700	35.1	39,037,338	34.7	33,503,141	34.6	41,672,941	35.8
	山林	62,838,915	55.9	64,346,262	56.6	63,230,305	56.3	53,641,075	55.4	63,317,565	54.4

建物敷地	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年	
	建物延べ床面積	構成率	建物延べ床面積	構成率	建物延べ床面積	構成率	建物延べ床面積	構成率	建物延べ床面積	構成率
法人建物	...	...	1,658,658	100.0	1,650,617	100.0	1,714,796	100.0	1,848,929	100.0
工場敷地以外	...	...	...	...	1,028,205	62.3	1,108,836	64.7	1,196,947	64.7
工場敷地	...	...	...	...	622,412	37.7	605,960	35.3	651,982	35.3

資料：国土交通省「土地基本調査」より作成  
注：土地全体及び建物全体には「不詳」を含む。

● 地目別土地所有者数の推移

(万人、%)

		昭和55	60	平成2	7	12	17	22	27	28
地目別土地所有者数	宅地	3,120.1	(16.1) 3,622.4	(27.3) 3,972.7	(3.0) 4,090.6	(11.3) 4,420.5	(6.1) 4,689.2	(2.6) 4,813.2	(2.8) 4,947.9	(3.2) 4,964.9
	うち住宅用地	2,630.9	(17.1) 3,080.7	(29.1) 3,396.5	(3.5) 3,514.2	(12.5) 3,821.3	(6.1) 4,056.1	(4.3) 4,229.8	(3.6) 4,380.7	(3.9) 4,396.8
	田畑等	1,198.3	(△0.4) 1,194.1	(△1.4) 1,181.9	(△10.5) 1,057.8	(△13.6) 1,021.7	(1.2) 1,034.4	(△5.6) 976.7	(△3.1) 946.9	(△3.6) 941.9
	山林・原野	611.6	(4.4) 638.6	(4.3) 637.8	(△12.0) 561.0	(△14.6) 545.0	(△0.6) 541.8	(△0.5) 539.3	(△1.9) 528.9	(△2.1) 527.8
	雑種地等	167.9	(27.2) 213.5	(48.1) 248.7	(7.9) 268.3	(19.9) 298.1	(6.0) 315.9	(5.0) 331.8	(2.2) 339.1	(2.9) 341.4
	合計	5,097.9	(11.2) 5,668.6	(18.5) 6,041.1	(△1.0) 5,977.7	(4.0) 6,285.3	(4.7) 6,581.3	(1.2) 6,661.1	(1.5) 6,762.8	(1.7) 6,775.9
土地所有者数 (納税義務者数)	2,930.5	(8.4) 3,176.1	(14.9) 3,367.5	(4.9) 3,532.2	(10.1) 3,708.1	(4.0) 3,856.7	(2.2) 3,941.6	(3.0) 4,059.3	(3.8) 4,091.1	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」より作成  
注1：宅地については宅地計の数値を、住宅用地については小規模住宅用地と一般住宅用地の合計値を用いた。  
注2：田畑等には、牧場を含む。雑種地等には、塩田、鉱泉地、池沼を含む。  
注3：各年とも、1月1日現在の数字である。  
注4：( )内の数値は、左隣の欄に掲載している数値に対する伸び率(%)  
注5：「地目別土地所有者数」は、法定免税点以上の土地の地目別の所有者数。2種類以上の地目の土地を所有している場合には、各地目につき1人として計算されている。また、2以上の市町村に土地を所有している場合は、各市町村ごとに1人として計算されている。  
注6：「土地所有者数」は、土地に係る固定資産税の納税義務者数。各市町村内において、2以上の地目の土地を所有しても、1人として計算されている。また、2以上の市町村に土地を所有している場合は、市町村ごとに1人として計算されている。

## ● 国有地の面積の推移

(万 ha)

	昭和 55	平成 2	12	22	23	24	25	26	27
行政財産	884.8	883.8	881.4	866.4	866.4	866.3	866.3	866.3	866.3
公用財産	25.4	25.8	26.2	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8
公共用財産	0.2	0.6	0.7	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
皇室用財産	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
企業用財産	859.0	857.1	854.2	853.3	853.3	853.3	—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—	—	853.2	853.2	853.2
普通財産	12.6	11.3	11.4	10.3	10.3	10.2	10.2	10.2	10.2
計	897.5	895.0	892.8	876.6	876.6	876.6	876.5	876.5	876.5

資料：財務省「国有財産増減及び現在額総計算書」

注 1：公共用財産の面積には、公園及び広場の面積が含まれているが、道路、河川、海浜地等のその他の公共用財産は含まれていない。

注 2：各年とも年度末現在の数値

## ● 公有地の面積の推移

(万 ha)

年度	昭和 55			60			平成 2		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	28.8	33.2	62.1	29.9	32.8	62.7	30.8	37.1	67.9
普通財産	5.9	139.6	145.6	6.1	138.8	144.9	5.7	138.5	144.2
基金	0.8	4.1	5.0	1.1	4.2	5.3	1.1	4.2	5.3
計	35.5	176.9	212.8	37.1	175.8	212.9	37.6	179.8	217.4

年度末	7			12			17		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	32.5	42.9	75.4	34.5	46.8	81.3	35.0	52.0	87.0
普通財産	6.4	139.4	145.7	67.7	143.3	211.1	67.9	146.7	214.6
基金	0.9	4.6	5.5	0.9	4.6	5.5	1.0	3.5	4.4
計	39.8	186.8	226.7	103.1	194.8	297.9	103.9	202.2	306.1

年度末	22			26			27		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	35.7	58.0	93.8	35.8	60.6	96.4	35.9	61.8	97.7
普通財産	68.1	146.1	214.1	68.1	147.4	215.5	68.1	147.1	215.2
基金	0.9	3.5	4.4	0.9	3.0	3.9	0.9	2.9	3.8
計	104.7	207.5	312.2	104.8	211.0	315.8	104.9	211.9	316.8

資料：総務省「公共施設状況調」

注 1：道路、橋梁、河川、海岸、港湾及び漁港の用地は含まれていない。

注 2：各年とも年度末現在の数値

## 6 公共嘱託登記

かつて、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）が、その事業に関して登記所に嘱託する登記は、官公署等の担当者による書類の作成のほか、個々の土地家屋調査士に直接請け負わせていた。

これを「公共嘱託登記」と呼んでいるが、昭和45年度以降における経済の高度成長により、不動産登記事件が急増し、官公署等が公共事業等で道路買収や用地買収などを行う場合に、一括大量の登記の嘱託を行うこととなった。

このような状況の中、土地家屋調査士の能力を活用し、公共嘱託登記の適正・迅速・円滑な処理を図る目的で、昭和60年の土地家屋調査士法の改正により、法務大臣認可の下、各都道府県に設けられたのが「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下「公嘱協会」という。）である。

近年では、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）により、公益社団法人又は一般社団法人へと移行した。また、一般社団法人として新しい「公嘱協会」も設立され、公共嘱託登記について、全国的に受注先が増加し、この分野の登記嘱託を支えている。

以下は、平成29年10月1日現在の、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の名称、主たる事務所の所在地、設立年月日である。

また、今回の白書では、各土地家屋調査士会から、社員数の分かるものについて回答があったものを掲載した。

### ● 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧

平成29年10月1日現在

都道府県	名称	事務所のある市区町村 (主たる事務所の所在する市区町村)	成立年月日	社員数(人) (土地家屋調査士会の報告による)
北海道	公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	札幌市中央区	昭和60年12月12日	136
	一般社団法人 函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	函館市	昭和60年12月13日	25
	公益社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	旭川市	昭和60年12月16日	36
	公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	釧路市	昭和60年12月23日	44
青森県	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	青森市	昭和61年1月13日	59
岩手県	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	盛岡市	昭和61年1月9日	117
宮城県	公益社団法人 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	仙台市青葉区	昭和61年1月17日	175
	一般社団法人 きずな公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮城郡七ヶ浜町	平成25年10月21日	6
秋田県	公益社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	秋田市	昭和60年12月19日	112
山形県	公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山形市	昭和61年1月31日	100
福島県	公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福島市	昭和60年12月12日	145
茨城県	公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	昭和61年2月18日	128
	一般社団法人 みと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	平成28年6月17日	6
	一般社団法人 ひたち公共嘱託登記土地家屋調査士協会	日立市	平成28年12月19日	2
栃木県	公益社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇都宮市	昭和61年1月23日	95
群馬県	公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	前橋市	昭和61年2月10日	176
	一般社団法人 太田公共嘱託登記土地家屋調査士協会	太田市	平成22年4月13日	34
	一般社団法人 高崎公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高崎市	平成25年10月2日	67
埼玉県	公益社団法人 埼玉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	さいたま市	昭和61年1月17日	279
	一般社団法人 和光市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和光市	平成25年4月8日	4

都道府県	名称	事務所のある 市区町村 (主たる事務所の 所在する市区町村)	成立年月日	社員数(人) (土地家屋調査士会 の報告による)
千葉県	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	千葉市中央区	昭和61年 1月28日	252
東京都	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	東京都千代田区	昭和60年12月28日	509
	一般社団法人 調布市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	調布市	平成24年11月21日	3
神奈川県	公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市西区	昭和61年 1月29日	
	一般社団法人 大和公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和市	平成21年 3月11日	
	一般社団法人 海老名公共嘱託登記土地家屋調査士協会	海老名市	平成21年 7月28日	
	一般社団法人 相模原市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	相模原市中央区	平成22年 2月16日	
	一般社団法人 かんとう公共嘱託登記土地家屋調査士協会	川崎市多摩区	平成22年 4月15日	
	一般社団法人 横浜市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成22年 6月24日	
	一般社団法人 厚木県央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	厚木市	平成22年 8月11日	
	一般社団法人 横須賀公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	平成25年 5月 8日	
	一般社団法人 IMI よこはま公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成27年 4月 1日	
	一般社団法人 ING みなと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市中央区	平成27年 4月 1日	
	一般社団法人 湘南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	藤沢市	平成27年 4月 1日	
	新潟県	公益社団法人 新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	新潟市	昭和60年12月16日
富山県	公益社団法人 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	富山市	昭和61年 2月12日	114
石川県	公益社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	金沢市	昭和61年 2月12日	
福井県	公益社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福井市	昭和61年 1月14日	
	一般社団法人 福井県第一公共嘱託登記土地家屋調査士協会	越前市	平成25年11月12日	
	一般社団法人 新生公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大野市	平成26年 4月14日	
	一般社団法人 未来公共嘱託登記土地家屋調査士協会	小浜市	平成29年 6月30日	
山梨県	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	甲府市	昭和61年 1月14日	
長野県	公益社団法人 長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長野市	昭和61年 1月 4日	217
	一般社団法人 すずらん公共嘱託登記土地家屋調査士協会	駒ヶ根市	平成25年 1月23日	12
岐阜県	公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市	昭和61年 2月13日	244
静岡県	公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	静岡市駿河区	昭和61年 1月13日	362
愛知県	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	昭和61年 1月23日	429
三重県	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	津市	昭和61年 1月 6日	
	一般社団法人 ひかり公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松坂市	平成21年12月16日	
滋賀県	公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大津市	昭和61年 1月29日	142
京都府	公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	京都市中京区	昭和61年 1月29日	
大阪府	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	昭和61年 1月28日	
	一般社団法人 中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成22年 1月25日	
	一般社団法人 北河内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	枚方市	平成22年 2月 1日	
	一般社団法人 吹田市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	吹田市	平成22年10月13日	
	一般社団法人 大阪城北公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市城東区	平成22年 4月 1日	
	一般社団法人 ながた公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成24年 1月11日	
	一般社団法人 高槻市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高槻市	平成26年 5月22日	
	一般社団法人 大阪南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市住吉区	平成27年 5月 1日	
兵庫県	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	神戸市中央区	昭和60年11月 5日	251
	一般社団法人 しらさぎ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	姫路市飾磨区	平成24年 1月17日	17
奈良県	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	奈良市	昭和61年 1月11日	117
	一般社団法人 みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇陀市	平成22年 9月 9日	4
	一般社団法人 ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和郡山市	平成23年 3月 1日	3
	一般社団法人 ふたかみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	香芝市	平成23年 7月 6日	5

### 第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	名称	事務所のある市区町村 (主たる事務所の所在する市区町村)	成立年月日	社員数(人) (土地家屋調査士の報告による)
和歌山県	公益社団法人 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和歌山市	昭和61年 1月 17日	
	一般社団法人 きんき公共嘱託登記土地家屋調査士協会	有田郡有田川町	平成21年 6月 8日	
鳥取県	公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鳥取市	昭和60年 12月 19日	56
島根県	公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松江市	昭和61年 2月 12日	73
	一般社団法人 いわみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	益田市	平成20年 12月 1日	6
岡山県	公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岡山市	昭和60年 12月 21日	166
広島県	公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区	昭和60年 12月 20日	147
	一般社団法人 あさひ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市中区	平成21年 1月 26日	
	一般社団法人 日本公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市安佐北区	平成21年 4月 8日	
	一般社団法人 芸備公共嘱託登記土地家屋調査士協会	三次市	平成22年 11月 22日	
山口県	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山口市	昭和61年 1月 14日	98
徳島県	公益社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	昭和60年 12月 7日	99
香川県	公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高松市	昭和60年 12月 28日	152
愛媛県	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	昭和61年 1月 24日	193
	一般社団法人 瀬戸内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	平成22年 1月 20日	15
高知県	公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高知市	昭和60年 12月 5日	
福岡県	公益社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	昭和60年 12月 20日	
	一般社団法人 福岡市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	平成25年 3月 5日	
佐賀県	公益社団法人 佐賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐賀市	昭和61年 1月 30日	53
長崎県	公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長崎市	昭和61年 1月 21日	130
熊本県	公益社団法人 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	熊本市中央区	昭和61年 1月 23日	
大分県	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大分市	昭和60年 12月 27日	
宮崎県	公益社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮崎市	昭和61年 2月 10日	
鹿児島県	公益社団法人 鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鹿児島市	昭和61年 1月 28日	206
沖縄県	公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	那覇市	昭和61年 1月 31日	112

## 第4章

# 研究、研鑽し、 発信する

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
- 2 国際的な法整備支援事業への協力
- 3 土地家屋調査士特別研修とADR 代理関係業務認定土地家屋調査士
- 4 土地家屋調査士会による研修会
- 5 ブロック協議会による新人研修
- 6 土地家屋調査士の研修の充実（研修インフォメーション、eラーニング）

## 1

# 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について

昭和 60 年代以降、会員指導の一助として会員必携、業務処理マニュアル、会運営等に関する役員のためのハンドブック、連合会の沿革史、各種の施策において利用する資料等の作成の必要性が検討され、連合会において「研究機関」の設置が望まれるようになった。

日本土地家屋調査士会連合会内の機構改革と研究機能の検討が重点的に行われ、平成 3 年度の機構改革で「研究室」として新設され、平成 17 年度から研究所として活動している。

近年では、研究員も大学教授や研究テーマに関する有識者を選任して幅広く研究を行い、単に内部の研究にとどまるだけでなく、産官学連携した研究と交流を行っている。

さらに、研究の成果を外部に向かって積極的に発信する形で土地家屋調査士制度の啓蒙に努める広報的役割も担っている。

また、研究の成果は、法改正や重要な施策の際には、貴重な資料として活用を図っている。

次頁からは、前身の研究室創設以来、これまでに取り組んできた研究テーマであるが、テーマ策定に当たっては、緊急的に挙げられ、短期間で取りまとめが求められるもの、長期的な期間を要することで位置づけるもの、さらには、時代背景の変化とともに再度テーマとして取り上げられ、研究されるものもあり、様々である。



## 日本土地家屋調査士会連合会 研究所におけるこれまでの研究テーマ

### 〈平成4年度〉

- 1 関係法令の研究
  - (1) 土地家屋調査士法並びに会則関係
  - (2) 不動産登記法準則関係
  - (3) 土地家屋調査士業務関連法令関係
- 2 研修制度の研究  
中央総合研究所基本構想
- 3 事務所形態の研究
  - (1) 業務処理態勢の研究
  - (2) 設備の共用化、合同事務所に関する研究
- 4 地図及び地積測量図の研究
  - (1) 地積測量図の高度化の研究
  - (2) 地図に関する研究
  - (3) 地図作製の具体的作業 —国土調査法第19条第5項の指定について—

### 〈平成5～6年度〉

- 1 表示に関する登記に関連する法令の研究
- 2 法第17条地図の合理的作製方法の研究
- 3 中央総合研究所の設置についての研究
- 4 研修部門の設置

### 〈平成7～8年度〉

判例・通説からみた業務改善の研究  
研修体系の策定  
研修事業の企画運営

### 〈平成9～10年度〉

21世紀における調査士業務のあり方  
研修体系の策定  
研修事業の企画実施

### 〈平成11～12年度〉

- 1 土地家屋調査士試験制度の改善
- 2 土地家屋調査士の独自性と地籍
- 3 「境界整理」と土地家屋調査士
- 4 表示登記における実地調査の民間委託について
- 5 表示登記と一部権利登記の一括申請
- 6 境界紛争事件関与への道
- 7 地籍制度
- 8 電子申請と調査士実務構想
- 9 地図行政の見直しと電子化に関する諸問題
- 10 測量法の改定に伴う調査士業務の検討

- 11 空間データ基盤整備計画の作成
- 12 不動産登記法施行細則第42条ノ4第2項及び不動産登記法準則第98条による地積測量図への筆界に境界標又は近傍の恒久的地物との位置関係の記載と境界標の設置につき、その統一化と地積測量図の公信力確保のための方策の研究
- 13 境界標識の戸籍化に関する研究
- 14 研修体系の策定
- 15 研修事業の運営企画及び充実策の検討
- 16 特別会計制度創設の検討

#### 〈平成13～14年度〉

- 1 不動産の権利の保護と明確化のための一考察
- 2 地積測量図の標準化覚え書き
- 3 地積測量図の法的位置づけ並びに技術基準の制定
- 4 裁判外境界紛争解決制度 — ADR 基本法成立前の試行会として—
- 5 地籍学における境界法概論
- 6 公嘱協会と境界資料センター
- 7 境界の原理的考察
- 8 実務境界確認論

#### 〈平成15～16年度〉

- 1 地域社会における不適合地図の現状と解消方案に関する考察
- 2 経済的インセンティブの導入による地籍整備促進
- 3 日本の地籍制度と諸外国の地籍制度
- 4 自然災害（地震・火山噴火）と地図混乱
- 5 都市再生を地図・地籍の視点から（六本木六丁目地区における再開発を事例として）
- 6 地籍に関する情報の適正化について（目黒区大橋一丁目を事例として）
- 7 土地家屋調査士の現状と今後の課題

#### 〈平成17～18年度〉

- 1 公益法人制度改革と公共嘱託登記土地家屋調査士協会の今後のありように関する一考察
- 2 境界点あるいは位置参照点の管理とデータベース化を切り口として、それに対するGPSの利用及びGISを利用した情報発信の方法、それに伴う個人情報保護の視点からの問題点の考察、その応用など
- 3 余剰容積の移動に関する権利保全の研究
- 4 境界問題相談センターの利用促進のためのアンケート
- 5 研修の効果を上げるための提案～新人研修受講者の分析から～
- 6 自作農創設特別措置法と登記手続
- 7 街区基準点の利用による登記測量

#### 〈平成19～20年度〉

- 1 韓国の地籍分野の組織に関する研究
- 2 ICT時代における地籍情報及び関連組織の再構築
- 3 土地家屋調査士の取扱う個人情報の保護について
- 4 土地家屋調査士の新たな市場

### 〈平成 21～22 年度〉

- 1 LADM から地籍を考える～地籍に関する世界的動向と議論
- 2 ADR 認定土地家屋調査士の代理業務についての一考察
- 3 韓国の地籍の現況に関する研究
- 4 「筆界」論の深化・確立へ向けて一境界問題における「筆界」の意義と役割一
- 5 仮想基準点スタティック測量を用いた位置参照点実証実験

### 〈平成 23～24 年度〉

- 1 19 条 5 項指定申請 一指定申請における作業マニュアルと今後の課題一
- 2 「情報公開システムの研究の第一段階としての基盤情報の整理」  
土地家屋調査士が保有する業務情報の公開について  
情報公開システムにおける 3D 画像地図アーカイブ  
土地家屋調査士が保管する収集資料、成果品等を共同利用・情報公開する上での個人情報保護法等の対応について
- 3 道路内民有地の取り扱いに関する諸問題
- 4 土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究  
～土地家屋調査士制度改革（業務拡大）の作成に係る研究～
- 5 研修体系から考察する土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究について
- 6 地籍管理に関する国際標準化（Standardization of Land Administration System）
- 7 土地家屋調査士調査・測量実施要領に関する研究（会長付託事項の研究）

### 〈平成 25～26 年度〉

- 1 土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究  
千葉県・福井県・滋賀県の明治の地籍図  
今後の研究活動と展望
- 2 UAV 用画像処理ソフトを用いた三次元モデルの作成と業務への活用
- 3 3D 地形データを利用した山林の原始筆界復元手法のとりくみ
- 4 Cadastre2014 から 4D-IMADAS（画像地図アーカイブ航測法）  
「高精度航海法」精度検証報告書 2015
- 5 今日の筆界の整理 ～土地家屋調査士が見る筆界～
- 6 筆界判断の整合性一境界の新たな分類と提言一
- 7 筆界の判断の整合性についての研究
- 8 東日本大震災の次世代への承継に関する研究  
一これからの登記行政を考える一
- 9 東日本大震災の次世代への継承に関する研究  
～震災から見る登記行政の抱える問題点～
- 10 LADM/STDM と日本の土地保有と混乱
- 11 韓国と日本の地籍制度に関する比較研究
- 12 ブータンにおける近年の土地問題と土地行政
- 13 「課税台帳と登記簿の二元化解消の研究」（会長付託テーマ）  
（提案）登記簿と課税台帳の二段表示を改善する現状報告の義務化  
固定資産課税台帳における二段表示と不動産の表示に関する登記について

## 〈平成 27～28 年度〉

- 1 「全国の土地法制に関する研究」（共同研究）
- 2 オープンな基準点維持管理
- 3 QZSS を利用した衛星測位について～土地家屋調査士における測位制度のあり方～
- 4 SfM・MVS の利用及び派生效果の活用について
- 5 「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」  
社会的事情からの考察
- 6 「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」  
実務的事情からの考察
- 7 「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」  
法律的な見地からの考察
- 8 空家対策法に対する問題点に関する研究
- 9 カンボジア土地制度の研究
- 10 Taiwan Land Administration Report（台湾の地籍制度に関する研究）
- 11 ブータン『1979 年土地法』の翻訳  
ブータン『2007 土地法』とそれに至る土地法制の変遷
- 12 LADM 準拠土地管理システムの必要性和ニュージーランドの事例
- 13 日本における地籍制度の明確化への取り組み準備

## 2 国際的な法整備支援事業への協力

近年、東南アジア諸国をはじめとする開発途上国における不動産の取引及び管理における紛争が後を絶たず、こうした紛争解決のために日本土地家屋調査士会連合会では、土地行政管理の研究を行い、国際測量者連盟（FIG）で出版したSTDM（社会的保有権ドメインモデル、貧困対策土地ツール）の日本語翻訳を行い、独立行政法人国際協力機構（JICA）への協力をを行った。

また、法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援事業への協力として、ベトナム、ミャンマー、東ティモール等アジアの諸外国からの研修員に対して、「日本の不動産表示登記制度の概要」等について講義し、当該国の土地制度の現状に応じた情報提供と意見交換を行うことにより、それぞれの国の土地管理に係る法整備事業に対して協力をを行っている。

これらの事業協力を通じ、土地家屋調査士制度の更なる充実、発展のために、土地家屋調査士制度、不動産登記制度が国際社会の中でどのように活用されていくか等についての分析及び検討を行うことは重要であり、また、他の諸国において土地家屋調査士制度や不動産登記制度がどのように運用されているかを知ることも重要である。

以下は、近年に行った当該事業の概要である。

### 1 ベトナム司法省法整備支援研修に係る訪問への対応(平成28年9月14日)

法務省法務総合研究所国際協力部から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業として、ベトナム司法省が財産登録法を制定するに当たり、同国同省の職員を中心とする法整備支援研修（平成28年9月4日～同月17日）において、日調連へも研修を目的とした訪問依頼を受け対応した。

ベトナムでは、2015年民法典が制定されたことにより、今後同国の司法省により同法典の関連法令として、不動産、動産その他財産に関する権利を広く公示の対象とする財産登録法を制定する予定であり、日本の財産登録に関する法令の理論や実務に関する知見の提供や第三者的観点からの意見交換を求められていることから、日本の不動産登記法を始めとする財産登録に関する法令の学者や実務家による講義及び意見交換、財産登録に関する機関への見学などにより、前述の法令の理論や実務に関するベトナム側が必要とする情報を提供するとともに、ベトナムにおける財産登録法制定における問題点の分析及び検討を行い、ベトナム司法省職員の知見を深めてもらい、その能力向上及び法案作成に役立てるものである。

研修会は、「日本の不動産表示登記制度の概要」について訪問団へ講義するとともに両国の不動産の管理等について情報交換を行い、参加者間で国際的な交流を深めた。

(訪問団)

ベトナム：ベトナム司法省次官、同省国家担保取引登録局長、天然資源環境省土地管理総局土地登録局副局長、首相府法令部専門員等（計10名）

日本：法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力部専門官、独立行政法人国際協力機構（JICA）専門家、通訳等（計7名）



## 2 ミャンマー共同法制研究に係る訪問への対応 (平成 29 年 8 月 23 日)

法務省法務総合研究所国際協力部から、同部がミャンマーとの間で行っている土地法制の共同研究活動の一環で、同国研修員の日本における関係機関での研究・研修の実施に当たり、日調連への訪問についても依頼があった。

ミャンマーにおいては、歴史的背景により、不動産制度が非常に複雑なものとなっており、土地の登記、管理についても複数の公的機関が実施し、実際の運用についても不透明であることから、同国における不動産の登記又は登録の制度整備に関する共同研究として、まず、日本における不動産登記制度全般について学んでもらうことが訪問趣旨の概要である。

訪問当日は、表示に関する登記並びに地図等に係る制度及び実務について意見交換、情報交換を行い、日本の土地家屋調査士の役割、業務全般、概況等について説明・質疑応答に対応した。

(訪問団)

ミャンマー：ミャンマー建設省、内務省、農業灌漑畜産省、連邦法務長官府、ヤンゴン都市開発公社、マンガレー市開発委員会等の職員計 14 名

日本：法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力部専門官、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 専門家、通訳等



## 3 東ティモール共同法制研究に係る訪問への対応 (平成 30 年 2 月 1 日)

法務省法務総合研究所国際協力部から、同部が東ティモールへ継続的に行っている法整備支援事業の一環として、同国同省の職員を中心とする土地法制に係る共同法制研究 (平成 30 年 1 月 29 日～同年 2 月 5 日) において、日調連に対しても研修を目的とした訪問依頼を受け対応した。

東ティモールにおいては、平成 29 年 6 月、国民に土地の所有権を認める不動産所有権の定義のための特別措置法及び土地収用に関する基本的な手続を定める公共事業のための土地収用法が成立し、9月に施行されたところ、その実施のための土地の所有権の確定方法、登記、収用、評価等に関する法令の整備が喫緊の課題となっていることから、当日は、同国の研修員に対して、土地家屋調査士の業務、概況等講義するほか、土地家屋調査士が日常行う測量、境界特定、図面作成等の具体的な方法の説明を行い、質疑応答、意見交換を行った。

(訪問団)

東ティモール：東ティモール司法省法律諮問立法局、土地登録地籍調査局等の職員約 7 名

日本：法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力部事務官、通訳等



## 3

## 土地家屋調査士特別研修と ADR代理関係業務認定土地家屋調査士

平成18年3月に改正された土地家屋調査士法により、裁判外紛争解決手続機関において土地家屋調査士が紛争当事者の代理人として活動する場を取得した。

土地家屋調査士が土地の境界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争であって、法務大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）機関において代理人として活動するためには、一定の能力担保措置として、日本土地家屋調査士会連合会が実施主体となる特別研修を修了し、法務大臣の認定を受け、弁護士と共同受任することが必要である。

同特別研修は、ADR代理関係業務認定土地家屋調査士（以下「認定土地家屋調査士」という。）を誕生させるため、改正土地家屋調査士法施行直後から始まり、平成29年に12回を終了したが、平成18年の秋に第1回の法務大臣の認定者を輩出以来、平成29年10月2日現在で「認定土地家屋調査士」は全国で6,226名となった。

### 1 土地家屋調査士特別研修の実施概要

これまでの土地家屋調査士の業務であった、表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続における代理人と、紛争解決の場における一方当事者の代理人とは、類似した面もあるものの、その核心となる部分では相違する点もある。

従来の不動産登記法に精通することはもちろんのことであるが、それ以外に民法や民事訴訟法、憲法にも精通する必要があり、これらの研修カリキュラムを通して、民間紛争解決手続における主張及び立証活動・民間紛争解決手続における代理人としての倫理等、民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な事項について研修し、高い倫理観を涵養した後、民間紛争解決手続における代理人として必要な法律知識についての考査を受けるものである。

研修方式は、基礎研修、グループ研修、集合研修及び総合講義と段階的に構成され、異なるタイプの研修を通して実践力を養うことができるものとなっている。

法務大臣の認定を得るまでのハードルは決して低くないが、認定された土地家屋調査士は、よりスキルの高い、専門的な知見の豊富な紛争解決手続のエキスパートとして評価されることとなる。

土地家屋調査士特別研修を修了し、「認定」を取得した土地家屋調査士は、相隣紛争の典型ともいわれている土地の境界に関するトラブルを解決する道案内人として、社会からの大きな期待を寄せられている。

掲載資料は、土地家屋調査士特別研修の実施概要（第12回（平成29年2月3日～同3月25日））である。

## ● 土地家屋調査士特別研修 実施概要

### 1 実施主体

日本土地家屋調査士会連合会

### 2 協力機関

日本弁護士連合会、各弁護士会、公益財団法人日弁連法務研究財団

### 3 カリキュラムの概要

#### (1) 基礎研修 <17 時間>

- ① 憲法
- ② ADR 代理と専門家責任
- ③ 民法
- ④ 所有権紛争と民事訴訟
- ⑤ 民事訴訟法 I
- ⑥ 民事訴訟法 II
- ⑦ 筆界確定訴訟の実務

#### (2) グループ研修 <15 時間>

- ① 申立書の起案＋問題研究
- ② 答弁書の起案＋問題研究
- ③ 倫理

#### (3) 集合研修 <10 時間>

- ① 申立書起案（講義・講評）
- ② 答弁書起案（講義・講評）

#### (4) 総合講義 <3 時間>

- ① 倫理

#### (5) 考査 <2 時間>

- ① 択一式・記述式

### 4 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり、公平・公正を期して実施する。

認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者が行う民間紛争解決手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

## 2 土地家屋調査士特別研修の受講者・認定者・会員数に対する認定率

下表は、土地家屋調査士特別研修の、第1回（平成18年3月19日～同5月13日）～第12回（平成29年2月3日～同3月25日）までの、各都道府県別の土地家屋調査士の受講者・認定者・会員数に対する認定率である。平成29年10月2日現在、会員数に対する認定率は37.1%となっている。

### ● 土地家屋調査士特別研修の受講者・認定者・会員数に対する認定率

都道府県名	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回		第9回		第10回		
	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	
北海道	札幌	40	32	16	12	13	11	14	12	12	8	9	2	5	4	0	1	19	17	1	1
	函館	5	4	5	4	5	4	5	4	5	5	3	0	2	1	0	0	3	3	0	0
	旭川	5	2	6	5	6	3	8	8	10	9	1	1	3	3	0	0	2	1	3	3
	釧路	10	8	5	5	5	5	10	8	5	3	2	2	1	0	0	1	3	2	1	1
青森	10	6	17	13	9	5	8	6	5	4	3	2	2	2	0	0	0	0	5	5	
岩手	15	10	20	14	23	19	4	2	7	5	7	8	3	1	4	2	4	2	5	5	
宮城	30	23	33	23	14	10	5	4	10	9	6	5	7	6	0	0	6	5	11	10	
秋田	15	9	35	26	17	12	8	4	4	3	3	3	1	1	1	1	5	5	0	0	
山形	20	16	30	24	20	17	7	5	4	3	5	3	6	5	11	11	0	0	0	0	
福島	30	20	37	31	14	13	11	9	7	4	9	7	7	4	3	1	4	3	3	2	
茨城	30	17	36	18	39	27	15	10	11	11	8	7	14	11	8	9	2	2	2	1	
栃木	30	23	26	22	28	21	25	21	27	25	18	14	7	6	7	5	2	2	9	9	
群馬	30	20	24	16	10	3	12	6	23	21	6	5	4	2	5	5	9	8	11	10	
埼玉	90	66	50	36	47	30	32	31	21	14	9	8	12	10	7	7	15	13	17	13	
千葉	60	48	96	64	68	48	79	62	56	39	35	22	23	16	7	5	7	5	9	9	
東京	120	81	134	94	35	19	46	40	47	42	40	30	30	23	24	20	23	21	15	16	
神奈川	90	57	73	51	44	16	42	29	17	14	24	20	15	13	15	13	13	12	10	7	
新潟	30	18	43	26	15	12	16	15	7	6	8	7	11	10	13	11	13	9	4	5	
富山	15	10	23	15	19	10	12	9	10	8	6	6	4	3	2	2	2	1	4	3	
石川	15	11	24	15	20	17	22	19	7	7	0	0	3	3	4	4	3	3	2	1	
福井	15	15	30	19	28	20	12	9	11	8	5	0	2	1	1	0	4	2	2	0	
山梨	15	9	13	10	11	5	8	6	10	9	9	7	1	1	0	0	0	0	4	2	
長野	45	37	32	26	35	24	18	14	17	17	3	2	8	7	7	6	6	5	1	1	
岐阜	30	23	25	18	21	18	7	7	27	24	15	12	3	3	6	6	7	5	6	4	
静岡	60	44	60	42	50	33	45	36	36	31	21	19	11	8	17	17	11	8	12	13	
愛知	85	64	108	77	59	38	26	19	27	24	5	5	26	20	22	22	10	8	11	13	
三重	20	18	21	14	24	16	20	17	22	21	11	8	13	8	8	6	6	4	4	4	
滋賀	15	8	10	8	7	5	12	9	11	9	8	7	4	3	1	1	3	3	4	4	
京都	30	20	34	20	29	16	14	12	11	9	15	12	9	8	8	7	8	9	3	3	
大阪	105	61	85	65	30	14	23	17	39	33	25	18	16	14	15	12	12	9	12	10	
兵庫	60	32	57	38	43	26	37	28	27	19	25	19	9	5	7	5	4	4	7	7	
奈良	15	10	33	19	39	17	35	28	29	20	10	8	3	3	1	1	3	3	1	1	
和歌山	15	12	17	13	22	17	7	5	14	10	6	5	4	1	3	2	2	1	1	1	
鳥取	5	5	10	6	5	5	5	5	0	0	6	6	1	1	3	3	1	1	4	4	
島根	5	4	18	13	18	18	7	6	5	5	4	3	5	5	3	3	6	6	0	0	
岡山	10	8	46	32	23	19	8	5	7	5	1	0	6	6	8	6	5	5	5	6	
広島	30	15	47	32	68	62	78	70	43	38	18	12	17	17	19	18	3	2	9	8	
山口	10	9	64	46	22	19	5	5	6	6	6	5	7	7	6	5	7	6	6	5	
徳島	20	19	18	16	14	10	19	13	5	4	10	7	5	2	5	2	2	3	0	1	
香川	10	6	13	10	19	14	17	17	16	15	5	5	5	4	0	0	1	0	1	0	
愛媛	20	16	25	23	24	17	18	17	12	7	2	1	3	2	2	1	6	3	0	0	
高知	10	7	5	5	15	9	10	9	13	13	0	0	0	0	5	5	6	3	0	0	
福岡	60	39	25	15	19	15	11	12	26	24	20	14	10	8	7	6	5	4	5	5	
佐賀	30	18	23	12	6	4	8	5	7	3	2	1	8	5	0	0	1	1	2	0	
長崎	30	22	13	4	14	9	10	8	6	6	5	2	5	3	4	4	1	1	2	1	
熊本	30	25	21	14	12	9	37	29	29	25	14	10	7	6	2	1	1	0	2	2	
大分	30	20	11	5	7	4	15	9	10	7	8	7	6	7	5	5	2	0	3	3	
宮崎	30	23	8	7	21	16	24	20	8	7	3	3	3	1	1	0	10	7	6	5	
鹿児島	30	20	34	28	12	10	5	5	8	8	7	6	11	10	8	8	1	1	7	2	
沖縄	0	0	61	47	36	28	0	0	20	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,560	1,090	1,700	1,198	1,184	819	922	746	797	659	473	358	368	290	285	250	269	220	232	206	
認定率	69.9%		70.5%		69.2%		80.9%		82.7%		75.7%		78.8%		87.7%		81.8%		88.8%		

※1 特別研修を修了した年に認定申請を行わず、翌年以降に認定申請を行っている者もいることから、受講者数よりも認定者数が多い場合がある。

※2 第6回特別研修は、東日本大震災の影響で受講を途中辞退した27名を含む受講者数。

平成29年10月2日現在

都道府県名	第11回		第12回		計		会員数 平成29年 4月1日 現在	会員数に 対する 認定率	
	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数			
北海道	札幌	3	2	2	2	134	104	288	36.1%
	函館	3	2	1	0	37	27	54	50.0%
	旭川	0	0	1	1	45	36	56	64.3%
	釧路	1	1	0	0	43	36	79	45.6%
青森	青森	0	0	3	3	62	46	135	34.1%
岩手	岩手	0	0	0	0	92	68	174	39.1%
宮城	宮城	3	1	4	3	129	99	277	35.7%
秋田	秋田	1	1	0	0	90	65	135	48.1%
山形	山形	2	1	1	1	106	86	180	47.8%
福島	福島	7	4	6	6	138	104	279	37.3%
茨城	茨城	5	4	2	2	172	119	388	30.7%
栃木	栃木	1	0	4	4	184	152	288	52.8%
群馬	群馬	6	3	7	6	147	105	340	30.9%
埼玉	埼玉	15	12	11	9	326	249	828	30.1%
千葉	千葉	6	4	11	10	457	332	602	55.1%
東京	東京	24	19	13	11	551	416	1,487	28.0%
神奈川	神奈川	16	9	18	15	377	256	852	30.0%
新潟	新潟	8	8	1	1	169	128	335	38.2%
富山	富山	5	3	2	2	104	72	151	47.7%
石川	石川	4	4	0	0	104	84	177	47.5%
福井	福井	2	1	0	0	112	75	151	49.7%
山梨	山梨	5	3	2	2	78	54	146	37.0%
長野	長野	6	5	1	1	179	145	376	38.6%
岐阜	岐阜	1	0	7	7	155	127	379	33.5%
静岡	静岡	9	7	5	4	337	262	607	43.2%
愛知	愛知	7	7	2	2	388	299	1,100	27.2%
三重	三重	6	3	6	5	161	126	273	46.2%
滋賀	滋賀	4	4	0	0	79	61	198	30.8%
京都	京都	9	9	7	6	177	131	316	41.5%
大阪	大阪	9	6	9	8	380	267	1,031	25.9%
兵庫	兵庫	4	4	4	5	284	192	699	27.5%
奈良	奈良	7	4	5	5	181	119	206	57.8%
和歌山	和歌山	1	1	1	1	93	69	148	46.6%
鳥取	鳥取	2	1	4	4	46	41	71	57.7%
島根	島根	1	0	2	1	74	64	110	58.2%
岡山	岡山	0	0	5	4	124	96	267	36.0%
広島	広島	8	5	10	9	350	288	433	66.5%
山口	山口	5	2	4	4	148	119	224	53.1%
徳島	徳島	2	2	9	6	109	85	166	51.2%
香川	香川	12	8	1	1	100	80	209	38.3%
愛媛	愛媛	8	3	3	3	123	93	279	33.3%
高知	高知	9	6	5	5	78	62	122	50.8%
福岡	福岡	7	9	6	4	201	155	674	23.0%
佐賀	佐賀	0	0	1	1	88	50	115	43.5%
長崎	長崎	5	5	2	2	97	67	206	32.5%
熊本	熊本	1	1	7	4	163	126	282	44.7%
大分	大分	5	4	6	5	108	76	179	42.5%
宮崎	宮崎	3	0	9	8	126	97	191	50.8%
鹿児島	鹿児島	5	3	13	11	141	112	313	35.8%
沖縄	沖縄	0	0	25	15	144	104	185	56.2%
合計		253	181	248	209	8,291	6,226	16,761	37.1%
認定率		71.5%		84.3%		75.1%			

# 4 土地家屋調査士会による研修会

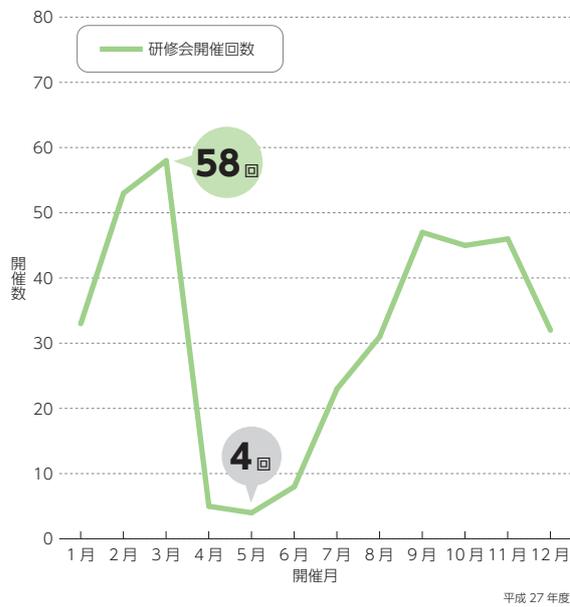
以下のグラフ及び表は、平成 28 年 11 月に聴取した各土地家屋調査士会主催の、会員向けに実施した研修会の開催数・内容に関する取りまとめ資料である。

研修会の開催は、土地家屋調査士会の事業執行のサイクルである秋口から多くなり、土地家屋調査士試験合格者が入会する時期である 1 月～3 月頃更に頻繁に開催されている。

また、研修内容は、土地家屋調査士の実務的内容である「業務・境界関連」が 7 割を越えているほか、科目単独では、関係法令はもちろんのこと、資格者として品位を保持するための「倫理・職責」に関する研修、さらには、筆界特定、ADR・調停技法等が多い結果となっている。

## ● 全国土地家屋調査士会主催の研修会の開催回数・内容について

### ● 実施月



### ● 研修会開催回数 (ブロック別)

	開催数 ① (回/年)	単体会数 ② (会)	単体会平均 (①÷②) (回/年)
関東ブロック	95	11	9
近畿ブロック	77	6	13
中部ブロック	42	6	7
中国ブロック	24	5	5
九州ブロック	59	8	7
東北ブロック	41	6	7
北海道ブロック	17	4	4
四国ブロック	30	4	8
合計(全国)	385	50	8

### ● 内容

分野	科目	研修会開催回数	(対総研修会開催回数) 割合	
倫理・法令関連研修	倫理・職責	28	7.3%	
	憲法	0	0.0%	
	民法	9	2.3%	
	民事訴訟法	0	0.0%	
	その他関係法令研修等	49	12.7%	
	(小計)		86	22.3%
業務関連研修	業務研修全般	95	24.7%	
	オンライン申請関係	8	2.1%	
	GNSSの利用と業務	0	0.0%	
	地図とGISの研究	15	3.9%	
	技術研修(基準点等)	12	3.1%	
	地籍調査、区画整理等の研究	7	1.8%	
	教養研修	14	3.6%	
	その他業務研修等	19	4.9%	
	(小計)		170	44.2%
	境界関連研修	土地制度と歴史的背景	8	2.1%
境界理論		7	1.8%	
紛争解決学		4	1.0%	
歴史的資料の分析・活用		8	2.1%	
鑑定業務及び鑑定書作成		3	0.8%	
筆界特定		34	8.8%	
ADR・調停技法		38	9.9%	
その他境界に関する研修等		1	0.3%	
(小計)			103	26.8%
新人研修等		単体会新人研修	25	6.5%
	配属研修	1	0.3%	
	(小計)		26	6.8%
合計		385	100.0%	

## 5 ブロック協議会による新人研修

日本土地家屋調査士会連合会では、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する土地家屋調査士のあるべき職能像を講義の全内容を通じて提示し、理解と実践を促すため、主に登録後1年以内の会員及び新人研修未終了の会員を対象とした新人研修を毎年開催している。

新人研修は、日本土地家屋調査士会連合会から各ブロック協議会（P87 参照）に委託され、土地家屋調査士の実務の具体的内容を提示し、各地域に密着した実務各論的研修を行っている。講師は、学識者や土地家屋調査士、他の実務経験者により構成され、研修時間は15時間以上に及ぶ。

以下は、土地家屋調査士新人研修における基本的研修科目及び、最近10年間のブロック新人研修受講者・修了者の一覧である。

### ◎ 土地家屋調査士新人研修における基本的研修科目

- (1) 会員心得
- (2) 土地家屋調査士の職責と倫理
- (3) 不動産登記法及び関係法令（土地制度及び登記制度の沿革を含む。）
- (4) 筆界確認の実務
- (5) 不動産の表示の登記に関する主要先例
- (6) 調査・測量実施要領（通則）
- (7) 調査・測量実施要領（土地の調査・測量実務）
- (8) 調査・測量実施要領（建物の調査・測量実務）
- (9) 調査・測量実施要領（技術）
- (10) 筆界特定制度、ADR
- (11) オンライン申請
- (12) 不動産調査報告書
- (13) 報酬の運用
- (14) 土地・建物の所有及び利用上の規制関連法
- (15) 事務所運営、経験談
- (16) 土地家屋調査士の事故例・保険・民事責任

● ブロック新人研修修了者数 (平成 19 年度～平成 28 年度)

ブロック協議会名	調査士会名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	会員数
		修了者数	平成 29 年 4 月 1 日現在									
北海道	札幌	6	12	7	6	10	9	4	4	8	6	288
	函館	1	1	1	0	1	1	1	1	4	0	54
	旭川	2	0	2	1	1	3	1	2	0	1	56
	釧路	3	1	1	1	1	1	1	2	0	2	79
	小計	12	14	11	8	13	14	8	7	14	7	477
東北	宮城	2	4	4	5	10	5	3	8	2	4	277
	福島	7	6	12	5	3	4	2	3	9	7	279
	山形	5	2	5	5	0	3	0	4	3	2	180
	岩手	3	5	1	4	2	9	2	2	5	5	174
	秋田	1	6	1	1	3	1	2	6	2	2	135
	青森	5	3	4	2	4	4	2	3	1	5	135
	小計	23	26	27	22	22	26	11	26	22	25	1,180
関東	東京	36	34	43	53	31	54	40	48	37	48	1,487
	神奈川	16	25	23	16	19	17	18	17	40	42	852
	埼玉	22	28	18	11	18	12	19	14	27	14	828
	千葉	20	15	14	15	14	13	13	14	6	10	602
	茨城	10	11	6	7	7	11	11	2	2	7	388
	栃木	7	6	3	9	4	4	6	6	10	3	288
	群馬	10	8	6	4	6	5	8	9	10	9	340
	静岡	20	12	23	18	18	18	9	14	13	12	607
	山梨	2	4	4	3	5	2	5	2	3	2	146
	長野	9	8	8	7	7	9	4	8	3	4	376
新潟	6	12	8	8	11	5	10	5	6	8	335	
小計	158	163	156	151	140	150	143	139	157	159	6,249	
中部	愛知	30	40	26	32	34	19	20	29	23	20	1,100
	三重	8	8	9	4	6	5	2	3	5	5	273
	岐阜	16	15	15	12	5	12	4	11	10	7	379
	福井	4	1	5	5	2	1	2	1	3	2	151
	石川	5	8	1	4	0	4	7	2	2	5	177
	富山	6	6	2	5	3	2	4	2	6	1	151
	小計	69	78	58	62	50	43	39	48	49	40	2,231
近畿	大阪	32	30	23	27	30	21	20	27	22	24	1,031
	京都	12	18	7	9	15	7	9	11	4	6	316
	兵庫	16	25	9	15	15	20	20	15	11	12	699
	奈良	8	4	3	7	6	7	3	4	2	5	206
	滋賀	4	3	7	5	4	4	6	2	2	4	198
	和歌山	3	4	4	5	3	6	3	5	1	3	148
小計	75	84	53	68	73	65	61	64	42	54	2,598	
中国	広島	8	21	11	9	10	9	4	5	5	9	433
	山口	12	3	3	5	3	7	4	0	2	8	224
	岡山	7	15	8	4	9	12	8	0	3	3	267
	鳥取	2	1	3	0	2	2	0	2	2	2	71
	島根	3	4	2	1	0	5	3	0	5	1	110
小計	32	44	27	19	24	35	19	7	17	23	1,105	
四国	香川	7	7	8	2	2	6	6	3	2	4	209
	徳島	6	4	11	0	3	4	2	2	3	5	166
	高知	2	5	4	0	2	4	2	2	4	9	122
	愛媛	9	8	5	3	6	5	7	6	4	6	279
	小計	24	24	28	5	13	19	17	13	13	24	776
九州	福岡	13	10	17	5	10	17	18	32	9	12	674
	佐賀	3	2	10	2	3	2	2	2	0	1	115
	長崎	5	5	5	2	4	6	2	8	5	4	206
	大分	7	6	5	4	7	3	3	5	5	3	179
	熊本	10	2	9	3	13	3	4	7	2	5	282
	鹿児島	7	7	5	9	8	4	6	8	7	10	313
	宮崎	4	6	1	3	7	3	4	5	3	5	191
	沖縄	1	4	3	8	0	1	1	1	0	3	185
小計	50	42	55	36	52	39	40	68	31	43	2,145	
合計	443	475	415	371	387	391	338	372	345	375	16,761	

## 6 土地家屋調査士の研修の充実（研修インフォメーション、eラーニング）

会員への研修会は、日本土地家屋調査士会連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会がそれぞれ運営主体となって行われているが、更なる研修の充実のために、日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイトでは、「研修インフォメーション」と「eラーニング」を公開している。

「研修インフォメーション」

日本土地家屋調査士会連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会では、会員の資質向上の推進のために、土地家屋調査士を取り巻く社会情勢を踏まえた研修会が開催されている。各研修実施機関で開催された研修会情報を集約・共有し、それぞれ効率的な研修会企画の一助、そして会員が自己研鑽のために行う研修情報の収集に供することを目的として公開している。

前身は、「研修ライブラリ」という名称であったが、平成 29 年 3 月 20 日から、「研修インフォメーション」と改称し、運用している。

「eラーニング」

会員が集って開催される研修会のほか、土地家屋調査士に必要な知識をいつでも受講でき、常に自己研鑽できるよう映像データによる研修システムを構築し会員向けに公開している。平成 29 年 11 月 1 日現在、主に、次のとおりのコンテンツを公開している。



eラーニング収録風景

# eラーニングコンテンツ一覧

項別 (カテゴリ)	項 (サブカテゴリ)	コンテンツ名	講師肩書	収録日又は 納品日
倫理・法令関連研修	倫理・職業	土地家屋調査士 会員必修 第1章「会員心得」	土地家屋調査士	2016/7/19
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法総論講義(その1)	弁護士	2011/11/25
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法総論講義(その2)	弁護士	2012/1/27
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その1)	弁護士	2012/11/20
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その2)	弁護士	2012/11/20
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その1)	弁護士	2013/11/25
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その2)	弁護士	2013/11/25
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その1)	弁護士	2014/11/25
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その2)	弁護士	2014/11/25
倫理・法令関連研修	民法	不動産取引に関する知識(民法編) ①契約の問題(意思表示・代理、瑕疵担保等)	弁護士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	民法	不動産取引に関する知識(民法編) ②物権変動及び各種物権	弁護士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	民法	不動産取引に関する知識(民法編) ③相続、遺言、遺産分割等	弁護士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2①)	弁護士	2015/12/8
倫理・法令関連研修	民法	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2②)	弁護士	2015/12/8
倫理・法令関連研修	不動産登記法	不動産登記法改正に伴う論点の再確認		2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	権利の登記に関する知識 ①権利の登記が必要な場面(基礎編)	司法書士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	権利の登記に関する知識 ②権利の登記が必要な場面(応用編)	司法書士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	権利の登記に関する知識 ③権利の登記の内容(甲区、乙区、手続)	司法書士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	不動産取引に関する知識(実務編) ①契約書の読み方の注意点	弁護士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	不動産取引に関する知識(実務編) ②業務総論(宅地建物取引業法)	不動産鑑定士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	不動産取引に関する知識(実務編) ③物件調査の方法(都市計画図等)	不動産鑑定士	2015/3/1
倫理・法令関連研修	その他関係法令研修等	土地家屋調査士 会員必修 第2章「不動産登記法及び関係法令」	土地家屋調査士	2016/7/19
業務関連研修	地図とGISの研究	「重ね図」作成手引書解説(GIS基礎編)	土地家屋調査士	2016/2/25
業務関連研修	地図とGISの研究	「重ね図」作成手引書解説(地図太郎PLUS編)	土地家屋調査士	2016/2/25
業務関連研修	地図とGISの研究	「重ね図」作成手引書解説(QGIS編)	土地家屋調査士	2016/2/25
業務関連研修	技術研修(基準点・水準・街区基準点)	認定登記基準点の実務と活用	土地家屋調査士	2012/8/31
業務関連研修	ADR・筆界特定関係	認定調査士によるADR申請代理の実務	弁護士	2013/2/23
業務関連研修	地籍調査、区画整理等事業の研究	地籍調査の最近の動向	国交省土地・産業局地籍整備課長	2013/9/27
業務関連研修	地籍調査、区画整理等事業の研究	近年の地籍調査と成果の活用	株式会社松本コンサルタント取締役	2013/9/27
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律 ①都市計画法	不動産鑑定士	2014/12/1
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律 ②土地区画整理法・宅地造成等規制法・その他法令	不動産鑑定士	2014/12/1
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律 ③国土利用計画法・農地法	不動産鑑定士	2014/12/1
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律 ④建築基準法	不動産鑑定士	2014/12/1
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ①マンションの建物に関する問題	司法書士	2015/3/1
業務関連研修	隣接関係法令	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ②マンションの管理に関する問題	司法書士	2015/3/1
業務関連研修	隣接関係法令	税務に関する知識 ①不動産取引と税(不動産取得税、固定資産税、印紙税等)	税理士	2015/3/1
業務関連研修	隣接関係法令	税務に関する知識 ②事務所経営と税(所得税、法人税、相続税等)	税理士	2015/3/1
業務関連研修	隣接関係法令	相続税・贈与税の改正の動向	税理士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	事務所経営に関する問題①所得税・法人税対策	税理士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	事務所経営に関する問題②消費税	税理士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	事務所経営に関する問題③補助者雇用の労務管理の知識	社会保険労務士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	教養のための会社法	元司法書士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	会社法と不動産の権利関係	元司法書士	2016/2/1
業務関連研修	隣接関係法令	事務所経営に必要な知識～資金繰り、融資、法務、財務(決算等)の知識～	中小企業診断士	2017/2/16
業務関連研修	隣接関係法令	人材確保の方法に関する知識	中小企業診断士	2017/3/13
業務関連研修	隣接関係法令	危機管理・リスク管理の知識～情報セキュリティ、個人情報保護、災害への対応～	中小企業診断士	2017/2/16
業務関連研修	隣接関係法令	空家問題に関する知識	1級FP技能士	2017/2/28
業務関連研修	隣接関係法令	借地借家法の基礎知識	元司法書士	2017/2/25
業務関連研修	教養研修	「プロフェッショナル」と呼ばれるにふさわしい士業のためのビジネスマナー	CDA等	2016/2/1
業務関連研修	教養研修	コーチング理論の概要	CDA等	2016/2/1
業務関連研修	教養研修	クレーム対応のノウハウ	株式会社東京リーガルマインド顧客対応部長	2017/2/28
業務関連研修	教養研修	コーチング理論の詳細	CDA等	2017/2/16
業務関連研修	教養研修	士業のためのビジネスマナー(パート2)	CDA等	2017/2/16
業務関連研修	教養研修	士業のための「おもてなし(ホスピタリティ)」	CDA等	2017/3/16
業務関連研修	教養研修	相談業務に役立つ「傾聴」の知識	CDA等	2017/3/16
境界関連研修	土地制度と歴史的背景	筆界の特定技法	土地家屋調査士	2011/2/26
平成25～26年度研究所研究報告会	第1部門テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究」	千葉県東の明治の地籍図(地域的特色)	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第1部門テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究」	福井県の明治の地籍図(地域的特色)	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第1部門テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究」	滋賀県の明治の地籍図(地域的特色)	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第1部門テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究」	制度対策本部	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」	三次元データを用いた調査業務との関連について	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」	3D地形データを利用した山林の原簿復元手法の取組み	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」	地籍調査世界標準日本版地上法精度検証実験	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」	筆界の判断の整合性に関する研究	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」	筆界の新たな分類	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」	今日的筆界の整理	研究所研究員	2015/3/19
平成25～26年度研究所研究報告会	第4部門テーマ「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」	これからの登記行政を考える	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第4部門テーマ「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」	震災から見る登記行政の抱える問題点	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第5部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(1)	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第5部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(2)	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第6部門テーマ「諸外国の地籍制度等の実態に関する研究」	ブータンにおける近年の土地問題と土地行政	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第6部門テーマ「諸外国の地籍制度等の実態に関する研究」	韓国と日本の地籍制度に関する比較研究報告	研究所研究員	2015/3/20
平成25～26年度研究所研究報告会	第6部門テーマ「諸外国の地籍制度等の実態に関する研究」	「台湾の地政—地籍、登記制度」	前研究所研究員	2015/3/20
平成27～28年度研究所研究報告会	基調講演	権利客体としての土地	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新技術に関する研究」	オープンな基準点維持管理	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新技術に関する研究」	QZSSを利用した衛星測位と土地家屋調査士における測位制度のあり方について	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第2部門テーマ「最新技術に関する研究」	SHM・MVSの利用及び派生效果の活用について	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」	「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」社会的視点からの考察	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」	「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」実務的な視点からの考察	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第3部門テーマ「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」	「筆界立会の代理権、立会要請権、筆界調査権、筆界認証権に関する研究」法律的な視点からの考察	研究所研究員	2017/3/16
平成27～28年度研究所研究報告会	第4部門テーマ「空家対策法に対する問題点に関する研究」	空家対策法に対する問題点に関する研究	研究所研究員	2017/3/17
平成27～28年度研究所研究報告会	第5部門テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」	カンボジアの不動産の制度(土地・建物、区分建物について)	研究所研究員	2017/3/17
平成27～28年度研究所研究報告会	第5部門テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」	台湾の地籍制度に関する研究	研究所研究員 元研究所研究員	2017/3/17
平成27～28年度研究所研究報告会	第5部門テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」	南アジアの地籍制度と土地行政の比較研究	研究所研究員	2017/3/17
平成27～28年度研究所研究報告会	第6部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」	諸外国におけるLADM準拠土地管理システム	研究所研究員	2017/3/17
平成27～28年度研究所研究報告会	第6部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」	Cadastreという定義とは?	研究所研究員	2017/3/17

6 土地家屋調査士の研修の充実(研修インフォメーション、eラーニング)





第 3 編

土地家屋調査士の体制  
～私たちは寄り添う



第 5 章

# 日本全国あなたの近くの 土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口
- 3 土地家屋調査士試験受験者数、  
合格者数及び合格率等
- 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）  
事務所の補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について
- 7 土地家屋調査士政治連盟

# 1 全国の土地家屋調査士会

## 1 全国の土地家屋調査士会

以下の表は、全国の土地家屋調査士会一覧である。土地家屋調査士は、土地家屋調査士法により、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の土地家屋調査士会を設立しなければならないとされており、その結果、全国に50の土地家屋調査士会が存する。また、全国の土地家屋調査士会は、日本土地家屋調査士会連合会を設立しなければならないとされていることから、各土地家屋調査士会が業界における主体的な役割を果たす機関であるといえる。

### 土地家屋調査士法【抜粋】

#### 第7章 土地家屋調査士会 (設立及び目的等)

第47条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。

2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 調査士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条及び第78条の規定は、調査士会について準用する。

#### 第8章 日本土地家屋調査士会連合会 (設立及び目的)

第57条 全国の調査士会は、会則を定めて、調査士会連合会を設立しなければならない。

2 調査士会連合会は、調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

## ● 全国の土地家屋調査士会

平成29年10月1日現在

土地家屋調査士会	所在地	電話・FAX・e-mail
札幌土地家屋調査士会	〒064-0804 札幌市中央区南四条西六丁目8番地 晴ればれビル8F	TEL (011) 271-4593 FAX (011) 222-4379 sta001@mb.snowman.ne.jp
函館土地家屋調査士会	〒040-0033 函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階	TEL (0138) 23-7026 FAX (0138) 23-4486 hakotyo@iaa.itkeeper.ne.jp
旭川土地家屋調査士会	〒070-0032 旭川市二条通十七丁目465番地1	TEL (0166) 22-5530 FAX (0166) 23-0868 a-cho@lapis.plala.or.jp
釧路土地家屋調査士会	〒085-0833 釧路市宮本一丁目2番4号	TEL (0154) 41-3463 FAX (0154) 43-2045 sen.cho@aurora.ocn.ne.jp
青森県土地家屋調査士会	〒030-0821 青森市勝田一丁目1番15号	TEL (017) 722-3178 FAX (017) 775-7067 aomori@chyouasashi.com
岩手県土地家屋調査士会	〒020-0816 盛岡市中野一丁目20番33号	TEL (019) 622-1276 FAX (019) 622-1281 chousasi@helen.ocn.ne.jp
宮城県土地家屋調査士会	〒980-0802 仙台市青葉区二日町18番3号	TEL (022) 225-3961 FAX (022) 213-8485 info@miyagi-chousashi.jp
秋田県土地家屋調査士会	〒010-0951 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階	TEL (018) 824-0324 FAX (018) 865-6488 a-chosa@air.ocn.ne.jp
山形県土地家屋調査士会	〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号	TEL (023) 632-0842 FAX (023) 632-0841 green@chosashi-yamagata.or.jp
福島県土地家屋調査士会	〒960-8131 福島市北五老内町4番22号	TEL (024) 534-7829 FAX (024) 535-7617 info@fksimaty.or.jp
茨城土地家屋調査士会	〒319-0312 水戸市大足町1078番地の1	TEL (029) 259-7400 FAX (029) 259-7403 ibacho@sweet.ocn.ne.jp
栃木県土地家屋調査士会	〒320-0036 宇都宮市小幡一丁目4番25号	TEL (028) 621-4734 FAX (028) 627-3794 tochicho@peach.ocn.ne.jp
群馬県土地家屋調査士会	〒379-2141 前橋市鶴光路町19番地2	TEL (027) 288-0033 FAX (027) 265-6810 gunmakai@cocoa.ocn.ne.jp
埼玉県土地家屋調査士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂四丁目14番1号	TEL (048) 862-3173 FAX (048) 862-0916 office@saitama-chosashi.org
千葉県土地家屋調査士会	〒260-0024 千葉市中央区中央港一丁目23番25号	TEL (043) 204-2312 FAX (043) 204-2313 chosashi@olive.ocn.ne.jp

土地家屋調査士会	所在地	電話・FAX・e-mail
東京土地家屋調査士会	〒101-0061 千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館 ※東京土地家屋調査士会の町名は、平成30年1月1日から「神田三崎町」となっております。	TEL (03) 3295-0587 FAX (03) 3295-4770 info@tokyo-chousashi.or.jp
神奈川県土地家屋調査士会	〒220-0003 横浜市西区楠町18番地	TEL (045) 312-1177 FAX (045) 312-1277 info@kanagawa-chousashi.or.jp
新潟県土地家屋調査士会	〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階	TEL (025) 378-5005 FAX (025) 225-5678 nii-cho@nii-cho.jp
富山県土地家屋調査士会	〒930-0856 富山市牛島新町8番22号	TEL (076) 432-2516 FAX (076) 432-2529 info@tomicho.com
石川県土地家屋調査士会	〒921-8013 金沢市新神田三丁目9番27号	TEL (076) 291-1020 FAX (076) 291-1371 info@ishicho.or.jp
福井県土地家屋調査士会	〒918-8112 福井市下馬二丁目314番地 司・調合同会館2階	TEL (0776) 33-2770 FAX (0776) 33-2788 ftk@quartz.ocn.ne.jp
山梨県土地家屋調査士会	〒400-0043 甲府市国母八丁目13番30号	TEL (055) 228-1311 FAX (055) 228-1312 honkai@yamanashi-chosashi.or.jp
長野県土地家屋調査士会	〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2	TEL (026) 232-4566 FAX (026) 232-4601 naganolb@nagano-chosashi.org
岐阜県土地家屋調査士会	〒500-8115 岐阜市田端町1番地12	TEL (058) 245-0033 FAX (058) 248-1898 honkai@bz04.plala.or.jp
静岡県土地家屋調査士会	〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号	TEL (054) 282-0600 FAX (054) 282-0650 info@shizuoka-chosashi.or.jp
愛知県土地家屋調査士会	〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号	TEL (052) 586-1200 FAX (052) 586-1222 info@chosashi-aichi.or.jp
三重県土地家屋調査士会	〒514-0065 津市河辺町3547番地2	TEL (059) 227-3616 FAX (059) 225-2930 honkai@mie-chosashi.or.jp
滋賀県土地家屋調査士会	〒520-0056 大津市末広町7番5号	TEL (077) 525-0881 FAX (077) 522-8443 chosasi@shiga-kai.jp
京都土地家屋調査士会	〒604-0984 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地	TEL (075) 221-5520 FAX (075) 251-0520 mail@chosashi-kyoto.or.jp
大阪土地家屋調査士会	〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号	TEL (06) 6942-3330 FAX (06) 6941-8070 otkc-3330@chosashi-osaka.jp
兵庫県土地家屋調査士会	〒650-0017 神戸市中央区楠町二丁目1番1号	TEL (078) 341-8180 FAX (078) 341-8115 info@chosashi-hyogo.or.jp
奈良県土地家屋調査士会	〒630-8305 奈良市東紀寺町二丁目7番2号	TEL (0742) 22-5619 FAX (0742) 24-1269 info@nara-chousashikai.or.jp
和歌山県土地家屋調査士会	〒640-8144 和歌山市四番丁7番地	TEL (073) 421-1311 FAX (073) 436-8101 wacho@chive.ocn.ne.jp
鳥取県土地家屋調査士会	〒680-0022 鳥取市西町一丁目314番地1	TEL (0857) 22-7038 FAX (0857) 24-3633 toricho@guitar.ocn.ne.jp
島根県土地家屋調査士会	〒690-0884 松江市南田町26番地	TEL (0852) 23-3520 FAX (0852) 27-1051 simachou@ceres.ocn.ne.jp
岡山県土地家屋調査士会	〒700-0807 岡山市北区南方二丁目1番6号	TEL (086) 222-4606 FAX (086) 225-2018 info@okayama-chousashikai.or.jp
広島県土地家屋調査士会	〒732-0057 広島市東区二葉の里一丁目2番44号 広島県土地家屋調査士会館2階	TEL (082) 567-8118 FAX (082) 567-8558 chosashi@mocha.ocn.ne.jp
山口県土地家屋調査士会	〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号	TEL (083) 922-5975 FAX (083) 925-8552 yamaty@chousashi.net
徳島県土地家屋調査士会	〒770-0823 徳島市出来島本町二丁目42番地5	TEL (088) 626-3585 FAX (088) 626-3027 tokucho@coda.ocn.ne.jp
香川県土地家屋調査士会	〒760-0033 高松市丸の内9番29号	TEL (087) 821-1836 FAX (087) 822-3410 info@kagawa-chosashikai.or.jp
愛媛県土地家屋調査士会	〒790-0062 松山市南江戸一丁目4番14号	TEL (089) 943-6769 FAX (089) 943-6779 ehime@e-chosashi.or.jp
高知県土地家屋調査士会	〒780-0928 高知市越前町二丁目7番11号	TEL (088) 825-3132 FAX (088) 873-3018 honkai@k-chosashi.or.jp
福岡県土地家屋調査士会	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号	TEL (092) 741-5780 FAX (092) 731-5202 info@fukuoka-chousashi.or.jp
佐賀県土地家屋調査士会	〒840-0041 佐賀市内二丁目11番10-1号	TEL (0952) 24-6356 FAX (0952) 24-6349 sagatyo@po.bunbun.ne.jp
長崎県土地家屋調査士会	〒850-0031 長崎市桜町7番6-101号 サンガーデン桜町1階	TEL (095) 828-0009 FAX (095) 828-2629 nagasaki@trust.ocn.ne.jp
熊本県土地家屋調査士会	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿三丁目14番21号	TEL (096) 372-5031 FAX (096) 372-5057 kuma-cho@nifty.com
大分県土地家屋調査士会	〒870-0045 大分市城崎町二丁目3番10号	TEL (097) 532-7709 FAX (097) 536-4088 oitakai@oita-chosashi.jp
宮崎県土地家屋調査士会	〒880-0803 宮崎市旭二丁目2番2号	TEL (0985) 27-4849 FAX (0985) 27-4898 mz-chou@miyazaki-tc.net
鹿児島県土地家屋調査士会	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル1階	TEL (099) 257-2833 FAX (099) 256-4337 kachosa@orange.ocn.ne.jp
沖縄県土地家屋調査士会	〒900-0021 那覇市泉崎二丁目1番地4 大建ハーバービューマンション401	TEL (098) 834-7599 FAX (098) 854-8131 otkc000@chive.ocn.ne.jp

## 2 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧

以下の表は、平成 29 年 4 月 1 日の各土地家屋調査士会の会費（月額）及び入会金の一覧である。

会費や入会金は、各土地家屋調査士の唯一の財源であり、それぞれの事業計画に応じて、各土地家屋調査士会が自主的に定めているものである。

### ● 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

会名	会 費				入会金			
	調査士会員 (月額、円)	変更年度 (実施)	法人会員 (月額、円)	変更年度 (実施)	調査士会員 (円)	変更年度 (実施)	法人会員 (円)	変更年度 (実施)
札幌	13,000	19年	13,000	19年	50,000	5年	50,000	15年
函館	13,000	26年	13,000	26年	50,000	2年	50,000	15年
旭川	12,000	11年	6,000	26年	45,000	5年	45,000	15年
釧路	12,000	5年	12,000	17年	50,000	5年	50,000	17年
青森	12,000	19年	12,000	4年	45,000	4年	45,000	15年
岩手	14,000	28年	5,000	26年	50,000	4年	50,000	17年
宮城	11,500	19年	11,500	19年	50,000	3年	50,000	16年
秋田	11,000	10年	11,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
山形	11,500	21年	11,500	21年	50,000	5年	50,000	15年
福島	12,500	22年	7,000	22年	50,000	7年	50,000	15年
茨城	10,000	15年	10,000	15年	50,000	15年	50,000	15年
栃木	12,000	6年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
群馬	13,500	22年	10,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
埼玉	11,500	17年	11,500	17年	50,000	5年	50,000	15年
千葉	15,500	23年	12,000	15年	50,000	4年	50,000	15年
東京	13,000	5年	20,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
神奈川	13,000	8年	13,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
新潟	10,000	12年	10,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
富山	12,000	9年	12,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
石川	15,000	22年	15,000	22年	50,000	4年	50,000	15年
福井	10,000	4年	10,000	15年	50,000	6年	50,000	15年
山梨	10,000	21年	10,000	21年	50,000	21年	50,000	21年
長野	13,500	26年	13,500	26年	50,000	9年	50,000	15年
岐阜	10,500	20年	10,500	20年	50,000	4年	50,000	16年
静岡	11,000	21年	11,000	21年	50,000	4年	50,000	24年
愛知	12,000	4年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
三重	13,500	22年	13,500	22年	50,000	5年	50,000	15年
滋賀	14,000	11年	14,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
京都	12,500	19年	12,500	19年	50,000	11年	50,000	15年
大阪	13,000	4年	13,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
兵庫	12,000	8年	12,000	15年	50,000	7年	50,000	15年
奈良	12,000	7年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
和歌山	14,000	26年	14,000	26年	50,000	5年	50,000	15年
鳥取	12,000	16年	12,000	16年	45,000	5年	45,000	15年
島根	17,000	22年	17,000	22年	50,000	7年	50,000	15年
岡山	13,000	24年	13,000	24年	50,000	23年	50,000	23年
広島	14,000	18年	14,000	18年	50,000	3年	50,000	15年
山口	14,000	17年	14,000	21年	50,000	3年	50,000	21年
徳島	13,000	18年	13,000	18年	50,000	6年	50,000	15年
香川	11,000	5年	11,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
愛媛	14,000	25年	14,000	25年	50,000	3年	50,000	16年
高知	11,000	19年	11,000	19年	50,000	5年	50,000	15年
福岡	12,000	26年	主 従 10,000 5,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
佐賀	13,000	21年	9,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
長崎	15,000	21年	15,000	21年	50,000	5年	50,000	15年
熊本	13,000	22年	13,000	22年	50,000	4年	50,000	15年
大分	12,800	25年	12,800	25年	50,000	5年	50,000	15年
宮崎	13,000	29年	13,000	29年	50,000	5年	50,000	15年
鹿児島	10,500	19年	10,500	19年	50,000	5年	50,000	15年
沖縄	12,500	28年	12,500	28年	50,000	13年	50,000	15年

### 3 土地家屋調査士損害賠償責任保険

日本土地家屋調査士会連合会が把握している、各土地家屋調査士会における損害賠償保険（境界立会時の立会人の怪我等も対象）の加入状況を一覧とした。専門資格者として間違いのない業務処理を目指すのは当然であるが、まさしく、「保険」として、万一の事故に備えることも資格者の使命だといえる。

また、損害賠償責任保険以外にも自己責任としての「共済年金」、「測量機器保険」、「所得補償保険」等を用意している。

#### ● 土地家屋調査士賠償責任保険加入状況一覧

土地家屋調査士会名	土地家屋調査士会員数	加入数	土地家屋調査士会名	土地家屋調査士会員数	加入数
札幌	288	209	滋賀	198	153
函館	54	34	京都	316	245
旭川	56	44	大阪	1,031	1,046
釧路	79	62	兵庫	699	445
青森	135	90	奈良	206	169
岩手	174	106	和歌山	148	127
宮城	277	207	鳥取	71	37
秋田	135	102	島根	110	55
山形	180	101	岡山	267	157
福島	279	147	広島	433	347
茨城	388	252	山口	224	143
栃木	288	169	徳島	166	138
群馬	340	263	香川	209	170
埼玉	828	860	愛媛	279	216
千葉	602	593	高知	122	35
東京	1,487	1,433	福岡	674	553
神奈川	852	867	佐賀	115	50
新潟	151	217	長崎	206	132
富山	335	129	熊本	282	—*3
石川	177	138	大分	179	151
福井	151	84	宮崎	191	153
山梨	146	96	鹿児島	313	256
長野	376	268	沖縄	185	119
岐阜	379	231	合計	16,761	13,120
静岡	607	465			
愛知	1,100	823			
三重	273	233			

\*1 各種保険類加入数は平成29年1月1日現在  
 \*2 全国会員数は、平成29年4月1日現在  
 \*3 熊本会の賠償責任保険は加入数表記がないが、同会は、共済会ではなく、別途他の損害保険会社と契約している。

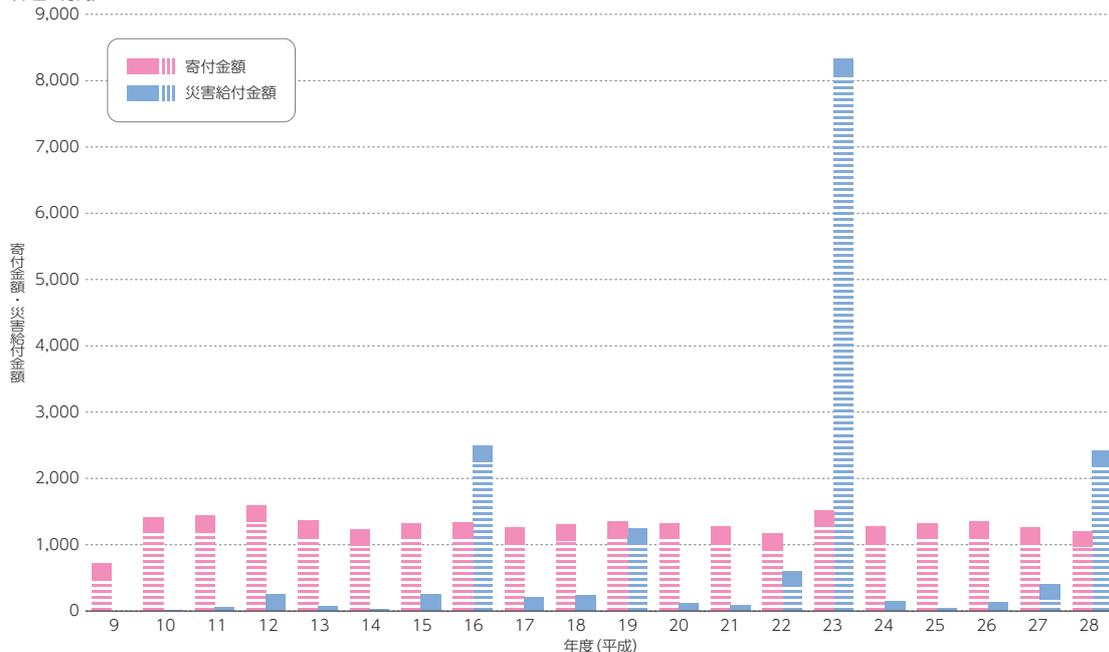
## 4 大規模災害対策基金

以下のグラフは、平成 29 年 3 月 31 日現在の、日本土地家屋調査士会連合会における大規模災害対策基金の寄付金額・災害給付金額・基金残高をグラフにしたものである。

### ● 大規模災害対策基金

#### ● 寄付金額・災害給付金額

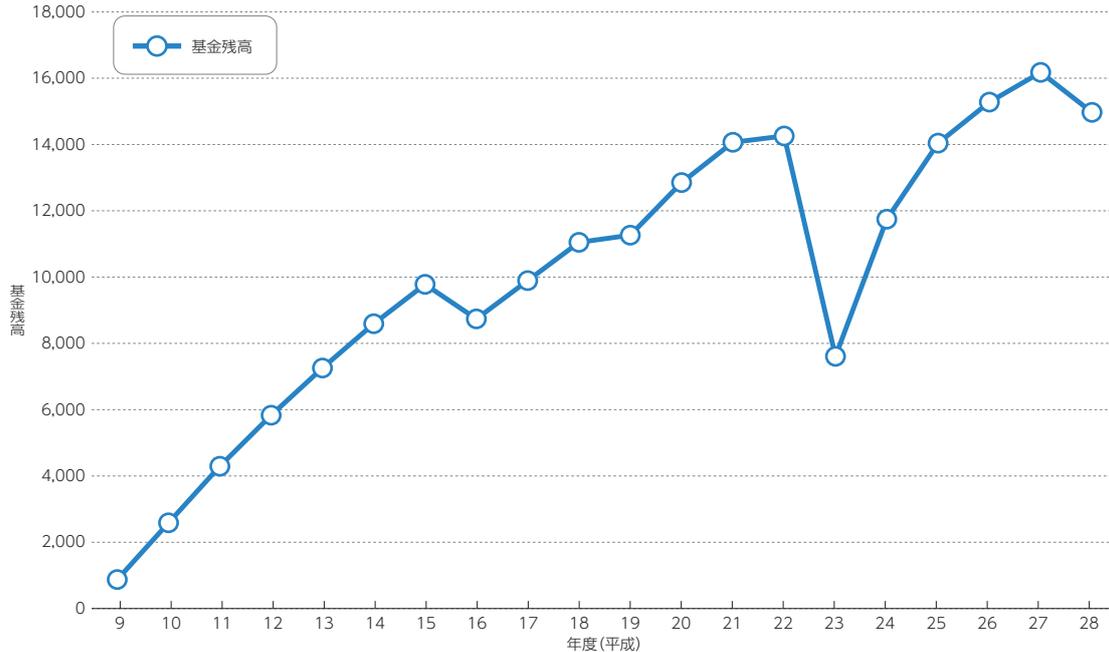
(単位：万円)



平成 29 年 3 月 31 日現在

#### ● 基金残高

(単位：万円)



平成 29 年 3 月 31 日現在

## 2 全国の土地家屋調査士人口

### 1 全国の土地家屋調査士人口の推移・年代構成等

以下のグラフ及び表は、平成 19 年（法人数については平成 16 年）から平成 29 年までの各年 4 月 1 日現在の土地家屋調査士の個人会員、法人数の推移である。

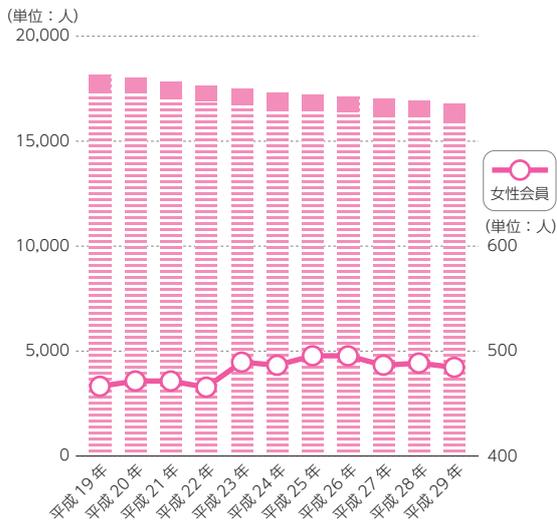
個人会員数は年々減少しているが、近年の減少率は縮小傾向にある。

なお、平成 29 年 4 月 1 日現在の女性会員は 2.8%（485 名）と全体の割合としては低い。

平成 15 年 8 月 1 日施行の土地家屋調査士法の改正により認められた、土地家屋調査士法人については、毎年一定の水準を保ちながら増加傾向にある。

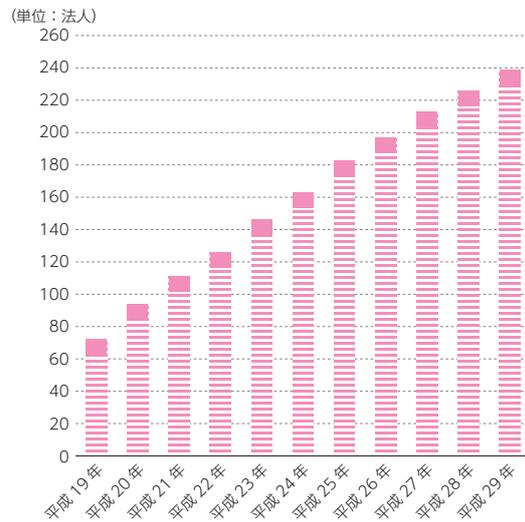
#### ● 土地家屋調査士人口の推移（各年 4 月 1 日現在の個人会員数・法人数）

##### ● 個人会員数の推移（H19～H29）



年 度	個人会員数 (人) うち ( ) 内は女性会員数	増減 (人)
平成 19 年	18,146 (467)	—
平成 20 年	18,002 (472)	▲ 144
平成 21 年	17,820 (472)	▲ 182
平成 22 年	17,617 (466)	▲ 203
平成 23 年	17,488 (490)	▲ 129
平成 24 年	17,328 (487)	▲ 160
平成 25 年	17,216 (496)	▲ 112
平成 26 年	17,111 (496)	▲ 105
平成 27 年	17,017 (487)	▲ 94
平成 28 年	16,940 (489)	▲ 77
平成 29 年	16,761 (485)	▲ 179
(累計)		▲ 1,385

##### ● 法人数の推移（H19～H29）



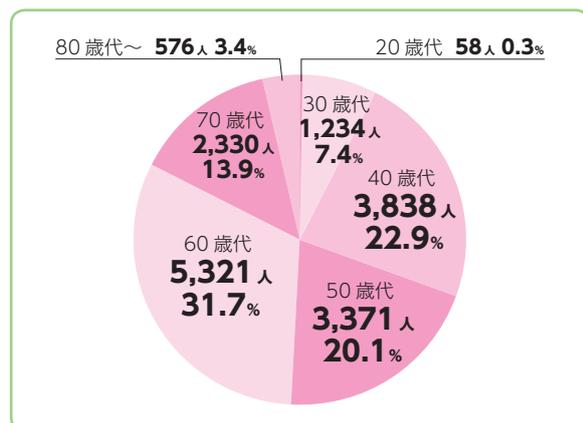
年 度	法人数	増減 (法人)
平成 19 年	72	—
平成 20 年	94	22
平成 21 年	111	17
平成 22 年	126	15
平成 23 年	146	20
平成 24 年	163	17
平成 25 年	183	20
平成 26 年	197	14
平成 27 年	213	16
平成 28 年	226	13
平成 29 年	239	13
(累計)		△ 141

## 2 土地家屋調査士の年代構成等

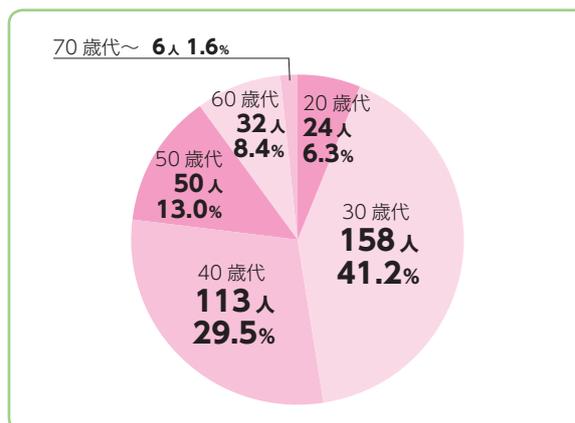
以下、左のグラフは、平成 29 年 4 月 1 日現在の土地家屋調査士の個人会員の年代別構成である。一定の年齢層に偏ることなく、幅広い年齢層の会員が登録していることが分かる。

また、右のグラフは、平成 28 年度に新規登録した会員の年代別構成である。新規登録者の 7 割は 30 代、40 代であり、何らかの社会経験を経てから登録している方が多いことが推測できる。

### ● 土地家屋調査士の年代構成 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



### ● 土地家屋調査士新規登録者の年代構成 (平成 28 年度)

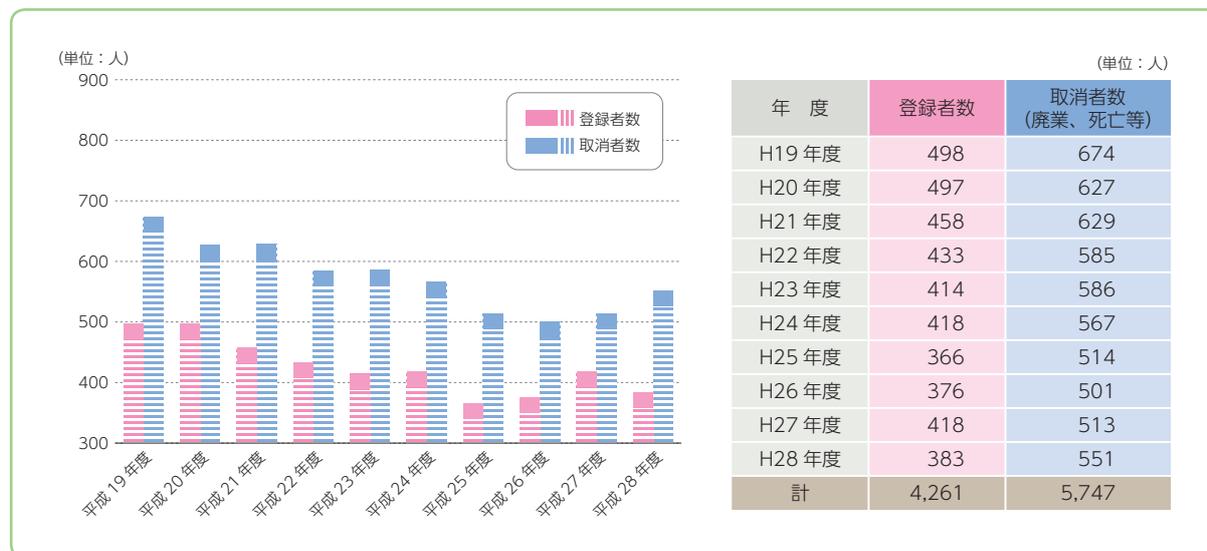


## 3 最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移

以下のグラフ及び表は、平成 19 年度から平成 28 年度までの土地家屋調査士会員の新規登録者数と登録取消者数である。

新規登録者と廃業、死亡などの登録取消者の数をグラフ化すると、緩やかな減少傾向にあったが、平成 26 年度からの 3 年間では新規登録者も登録取消者も増加傾向にある。

### ● 最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移

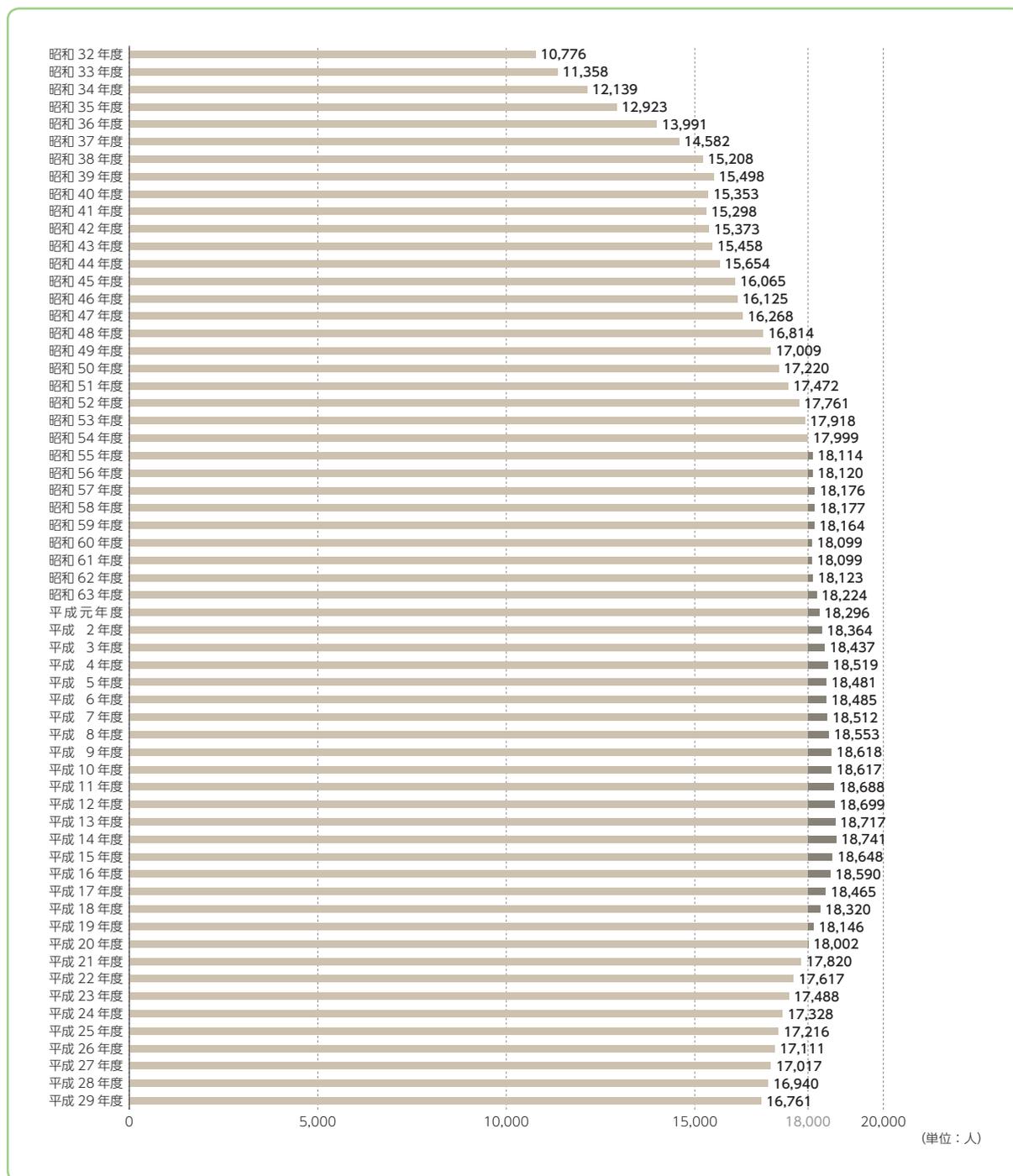


## 4 都道府県別（土地家屋調査士会別）土地家屋調査士人口の推移

以下のグラフ及び次頁以下の表は、昭和 32 年度から平成 29 年度までの土地家屋調査士（会員）の人数（各都道府県にある土地家屋調査士会ごと、北海道は 4 地域に分割）である。

昭和 32 年度から昭和 55 年度までの約 23 年間、ほとんどの年で会員数が増加し続け、昭和 32 年度に 10,776 人であった会員数がこの期間で約 18,000 人に増えた。その後、29 年間 18,000 人台の年が続いたが、平成 21 年度から 18,000 人を割り、同 28 年度からは、16,000 人台となった。

### ● 全国の土地家屋調査士人口の推移



## ● 全国都道府県別の土地家屋調査士人口の推移

(掲載順序は都道府県コードに基づく。北海道内は、市区町村コードに基づく。以下本書における都道府県別資料は、原則的にこの順序に基づく。)

都道府県	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
北海道													
札幌	166	160	160	206	228	236	244	250	255	271	278	282	285
函館	23	23	23	23	37	37	37	42	42	42	48	48	49
旭川	61	66	77	73	78	78	85	79	79	75	75	75	75
釧路	67	70	76	86	94	94	99	102	99	98	98	102	112
青森	225	240	260	270	280	273	265	285	271	269	269	253	252
岩手	380	376	402	411	426	408	423	401	380	353	344	340	350
宮城	137	200	213	214	229	243	243	239	239	239	228	228	232
秋田	304	274	333	328	307	304	294	287	273	269	263	255	244
山形	365	365	365	365	375	375	366	366	366	366	368	366	359
福島	378	375	390	398	441	439	417	402	395	393	393	396	394
茨城	266	272	274	291	307	323	340	357	352	340	340	338	337
栃木	162	174	180	192	201	201	201	228	228	228	228	228	223
群馬	107	107	128	154	204	204	234	244	244	254	254	254	264
埼玉	173	188	188	259	259	316	510	530	540	550	580	614	666
千葉	133	154	184	221	270	274	290	308	321	341	354	362	390
東京	738	840	1,097	1,265	1,434	1,613	1,728	1,985	1,951	1,863	1,801	1,801	1,750
神奈川	184	208	220	270	418	580	724	732	729	718	730	736	762
新潟	451	483	550	587	627	620	620	590	570	560	556	554	560
富山	78	116	122	124	126	124	127	122	123	125	130	129	134
石川	158	158	158	160	164	167	151	152	153	147	149	157	154
福井	64	70	81	84	101	102	101	101	101	101	103	101	100
山梨	31	31	31	31	31	35	35	35	67	67	90	90	89
長野	730	719	703	713	742	780	755	734	721	707	702	660	659
岐阜	383	383	387	372	371	364	375	375	375	365	361	354	347
静岡	319	319	350	350	420	405	415	430	443	443	468	493	493
愛知	369	404	404	480	480	550	600	600	600	600	600	600	631
三重	194	197	195	198	201	197	191	187	184	180	182	182	182
滋賀	61	61	61	60	63	63	70	70	70	71	70	82	82
京都	118	131	141	151	158	160	162	165	170	173	180	180	185
大阪	255	299	377	415	474	510	573	560	537	562	562	625	660
兵庫	378	409	448	476	507	521	530	544	540	527	530	531	550
奈良	50	55	53	55	60	61	62	68	70	74	74	75	77
和歌山	57	76	78	106	123	130	130	130	125	125	125	125	125
鳥取	128	141	139	133	136	137	138	134	132	130	131	128	128
島根	162	172	161	146	151	156	157	156	153	147	140	142	134
岡山	302	306	318	332	360	373	359	355	348	361	358	357	364
広島	231	250	254	268	331	331	332	368	368	368	361	362	364
山口	252	261	261	268	278	278	272	270	269	262	251	251	251
徳島	77	79	79	79	79	111	111	111	111	111	111	103	103
香川	101	115	129	124	131	128	123	128	128	128	128	135	151
愛媛	193	205	207	218	221	231	228	215	210	210	212	212	212
高知	114	114	161	161	161	161	185	182	182	182	182	159	157
福岡	327	343	351	375	413	416	430	437	443	450	458	469	481
佐賀	137	146	150	158	165	162	165	156	156	156	148	144	141
長崎	191	200	186	183	189	183	189	186	177	178	180	183	185
熊本	343	356	366	378	376	370	368	357	347	342	341	339	339
大分	193	193	193	225	254	254	254	248	240	240	237	236	234
宮崎	173	176	174	176	184	176	172	171	161	164	160	166	170
鹿児島	287	298	301	311	326	328	328	324	315	310	306	306	308
沖縄										63	136	150	160
計	10,776	11,358	12,139	12,923	13,991	14,582	15,208	15,498	15,353	15,298	15,373	15,458	15,654

昭和 32 年度～昭和 45 年度：7 月 1 日現在  
昭和 46 年度～平成 29 年度：4 月 1 日現在

(単位：人)

都道府県	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度	昭和 57 年度
北海道													
札幌	294	302	308	320	334	344	353	352	355	367	379	383	381
函館	55	55	55	52	51	53	52	57	63	61	63	63	67
旭川	75	75	75	75	77	80	80	78	78	81	82	86	84
釧路	118	115	113	119	117	111	117	124	124	127	128	127	130
青森	252	259	259	260	257	255	257	261	263	267	262	257	252
岩手	338	330	322	312	311	306	310	302	303	294	297	292	291
宮城	236	238	245	252	248	256	275	283	295	295	302	300	303
秋田	242	237	233	235	235	242	235	234	230	225	219	221	222
山形	360	351	340	345	343	338	328	326	325	308	302	302	301
福島	399	397	392	403	406	398	411	414	412	417	411	401	406
茨城	332	332	335	370	385	400	412	422	423	430	425	448	451
栃木	243	243	243	253	253	253	280	280	302	301	303	304	304
群馬	274	274	274	282	303	302	312	329	343	336	346	349	356
埼玉	704	714	738	753	783	795	805	828	830	849	860	868	879
千葉	435	454	495	529	564	576	591	609	613	625	648	646	642
東京	1,811	1,811	1,811	1,931	1,927	1,943	1,960	1,987	1,987	2,000	2,007	1,981	1,975
神奈川	804	811	834	855	842	843	859	875	902	899	908	901	892
新潟	550	547	539	545	538	530	540	546	550	535	535	518	503
富山	133	135	135	146	151	147	148	150	149	157	156	155	158
石川	160	157	164	167	172	179	174	174	175	175	177	175	170
福井	105	107	111	112	114	112	110	108	109	111	114	115	113
山梨	89	88	94	90	100	103	107	110	111	113	112	123	124
長野	663	661	651	667	674	671	666	660	656	634	627	622	614
岐阜	360	360	360	360	369	365	370	378	377	373	375	380	372
静岡	523	526	544	562	579	581	602	613	631	641	655	676	670
愛知	636	636	635	688	680	720	725	736	749	758	755	760	789
三重	201	201	201	214	217	217	215	221	222	220	235	227	230
滋賀	86	84	92	100	104	109	110	118	119	122	123	117	122
京都	198	205	203	208	205	212	213	215	215	217	218	219	213
大阪	680	704	718	759	772	821	843	878	881	910	923	939	947
兵庫	562	572	585	608	633	656	662	681	687	695	713	717	704
奈良	83	84	85	90	96	97	96	101	103	109	112	112	119
和歌山	125	125	125	125	119	120	123	128	131	131	136	132	132
鳥取	131	129	133	132	131	131	125	123	121	116	119	115	118
島根	134	135	132	132	132	133	130	133	134	133	137	138	141
岡山	368	361	353	352	359	359	365	365	373	372	367	363	360
広島	368	368	371	382	390	391	399	417	406	406	412	409	413
山口	256	256	256	256	256	260	271	276	272	273	275	277	282
徳島	103	101	103	112	117	117	117	119	122	124	124	127	127
香川	152	153	155	157	155	157	161	162	164	164	163	167	171
愛媛	232	232	235	233	234	233	244	247	244	235	238	236	244
高知	157	157	171	171	165	166	166	169	175	172	166	160	163
福岡	499	502	514	521	539	553	562	580	600	612	610	620	633
佐賀	136	137	139	135	134	132	127	125	122	124	120	124	123
長崎	196	194	192	206	202	206	209	216	215	216	217	214	217
熊本	339	340	330	336	331	335	338	341	340	349	345	337	346
大分	234	234	238	235	234	234	234	237	242	239	237	233	230
宮崎	172	174	178	184	189	201	203	202	199	202	199	207	208
鹿児島	312	312	304	315	312	309	312	312	312	315	320	320	325
沖縄	150	150	150	168	170	168	168	159	164	164	157	157	159
計	16,065	16,125	16,268	16,814	17,009	17,220	17,472	17,761	17,918	17,999	18,114	18,120	18,176

都道府県	昭和 58年度	昭和 59年度	昭和 60年度	昭和 61年度	昭和 62年度	昭和 63年度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	
北海道	札幌	389	390	390	389	390	387	386	377	380	376	372	367	361
	函館	64	63	65	67	69	71	73	74	72	74	74	74	74
	旭川	80	78	78	78	77	81	75	73	76	75	77	77	75
	釧路	133	135	134	131	131	125	124	125	127	122	116	113	112
青森	森	247	243	228	221	214	211	212	209	209	206	205	201	202
岩手	手	293	291	285	280	278	275	270	269	274	276	272	265	264
宮城	城	311	316	314	315	317	315	316	319	321	325	335	333	331
秋田	田	218	216	209	212	216	211	214	213	215	219	222	222	222
山形	形	295	298	291	285	275	286	281	280	276	278	270	265	262
福島	島	410	404	403	398	390	394	394	393	398	397	397	390	385
茨城	城	451	447	443	451	452	457	461	457	456	457	455	456	453
栃木	木	305	306	310	315	312	304	306	310	306	308	312	310	307
群馬	馬	359	360	349	346	351	354	353	352	355	357	359	364	362
埼玉	玉	881	884	892	901	905	912	925	937	937	933	937	938	939
千葉	葉	636	634	637	643	648	650	653	651	664	657	665	671	671
東京	京	1,958	1,926	1,890	1,878	1,871	1,878	1,893	1,875	1,882	1,871	1,826	1,802	1,780
神奈川	川	880	885	898	902	908	922	922	923	923	920	912	920	916
新潟	潟	504	509	500	494	496	496	490	493	487	490	491	486	482
富山	山	160	153	154	159	158	160	165	161	160	159	155	156	156
石川	川	173	173	173	170	176	175	180	180	176	181	187	187	185
福井	井	115	119	120	116	118	119	122	122	124	129	128	128	128
山梨	梨	119	118	116	115	117	120	122	128	133	136	140	139	138
長野	野	593	586	584	592	593	590	588	593	585	587	586	579	580
岐阜	阜	368	357	366	361	356	348	345	349	343	351	351	358	362
静岡	岡	673	670	672	669	661	658	656	674	664	658	656	659	667
愛知	知	798	806	808	819	833	850	862	857	865	886	898	910	934
三重	重	234	243	236	239	243	240	238	245	249	249	250	254	259
滋賀	賀	120	117	121	121	123	125	128	130	135	139	141	145	148
京都	都	212	217	211	214	215	220	228	230	240	246	248	254	258
大阪	阪	952	964	952	965	961	985	1,004	1,012	1,029	1,039	1,043	1,062	1,084
兵庫	庫	700	691	702	704	706	702	696	709	723	721	711	722	721
奈良	良	121	124	129	134	133	134	136	140	146	155	157	162	168
和歌山	山	137	141	136	134	134	135	141	144	143	149	149	148	149
鳥取	取	118	117	138	112	105	132	111	108	110	113	109	107	105
島根	根	139	139	114	135	132	112	133	132	133	132	131	130	128
岡山	山	349	338	338	329	326	322	316	317	316	312	301	299	296
広島	島	413	420	421	418	408	417	419	429	424	430	437	442	451
山口	口	282	278	275	272	268	266	263	265	269	265	261	257	260
徳島	島	133	138	142	141	147	150	147	153	155	158	161	160	158
香川	川	169	166	168	166	170	176	178	182	182	181	182	182	181
愛媛	媛	249	247	245	242	247	245	246	246	248	262	268	268	273
高知	知	176	172	163	164	159	161	163	164	168	163	163	162	161
福岡	岡	640	655	660	665	665	665	665	670	670	680	683	682	691
佐賀	賀	130	130	130	131	137	135	138	134	134	134	139	135	136
長崎	崎	219	220	220	220	216	219	217	221	218	218	220	225	223
熊本	本	336	342	349	351	354	352	354	350	352	351	342	332	327
大分	分	235	230	233	230	233	230	231	226	224	229	227	225	225
宮崎	崎	210	207	208	206	209	213	215	218	213	212	211	210	214
鹿児島	島	330	335	335	335	355	365	360	360	358	355	350	349	348
沖縄	縄	160	166	164	164	165	174	181	185	190	198	199	203	200
計		18,177	18,164	18,099	18,099	18,123	18,224	18,296	18,364	18,437	18,519	18,481	18,485	18,512

昭和 32 年度～昭和 45 年度：7 月 1 日現在  
 昭和 46 年度～平成 29 年度：4 月 1 日現在

(単位：人)

都道府県	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
北海道													
札幌	359	355	357	355	346	344	342	334	330	329	326	325	312
函館	75	74	74	71	70	70	71	70	67	68	66	64	62
旭川	77	75	71	71	72	68	67	65	66	65	66	66	61
釧路	114	114	113	109	107	104	103	103	101	98	96	92	94
青森	202	198	196	194	192	186	187	183	175	163	160	154	154
岩手	250	244	240	238	236	231	232	227	221	215	202	195	193
宮城	328	325	326	328	326	323	322	317	310	313	310	309	299
秋田	222	217	215	210	203	203	200	196	191	184	176	170	164
山形	266	267	266	263	259	251	243	233	231	222	219	215	207
福島	389	378	375	379	372	363	361	352	346	340	330	308	304
茨城	457	456	449	443	434	427	428	429	433	433	430	424	427
栃木	308	313	313	319	317	313	321	317	318	312	311	306	307
群馬	360	364	357	355	360	353	360	358	356	361	363	363	361
埼玉	940	940	931	926	919	937	935	925	923	900	902	893	890
千葉	678	699	703	708	711	713	708	703	694	689	691	688	669
東京	1,756	1,735	1,733	1,713	1,691	1,681	1,672	1,663	1,665	1,655	1,616	1,586	1,582
神奈川	918	922	915	906	906	919	924	915	923	926	936	943	933
新潟	479	478	471	469	472	467	459	457	442	424	411	403	400
富山	159	162	164	162	163	162	164	161	163	162	164	160	157
石川	189	185	183	184	183	186	183	179	177	175	180	180	179
福井	129	134	139	136	133	134	142	148	148	156	158	160	158
山梨	140	139	138	144	145	144	150	147	145	145	144	140	142
長野	572	577	568	565	557	550	542	533	520	504	484	477	457
岐阜	363	364	373	376	383	389	406	409	409	410	405	395	394
静岡	663	663	653	651	651	646	643	630	628	623	621	611	608
愛知	949	965	978	998	1,018	1,036	1,039	1,039	1,065	1,078	1,077	1,077	1,087
三重	264	265	273	283	293	296	299	296	299	299	300	297	298
滋賀	154	159	162	174	183	186	185	193	196	200	200	205	202
京都	260	267	276	284	289	288	293	301	305	299	294	291	300
大阪	1,113	1,136	1,157	1,177	1,189	1,194	1,203	1,226	1,231	1,237	1,221	1,210	1,206
兵庫	739	738	746	756	770	777	785	791	767	773	764	765	765
奈良	173	174	182	188	190	196	199	203	203	202	208	213	214
和歌山	150	152	153	152	157	154	160	157	159	157	159	157	153
鳥取	101	103	104	103	104	100	95	93	90	89	89	89	86
島根	127	122	121	125	122	123	120	118	119	122	123	124	121
岡山	293	285	283	282	285	283	288	286	286	295	288	287	273
広島	452	448	448	456	467	478	471	464	472	479	489	481	481
山口	261	263	261	262	259	258	258	259	263	250	250	250	247
徳島	157	158	160	160	165	168	174	178	180	177	177	179	178
香川	180	181	184	186	190	193	199	205	213	211	212	214	216
愛媛	275	283	291	291	294	301	295	302	308	301	296	304	301
高知	157	157	154	155	155	153	156	151	141	137	134	134	132
福岡	688	700	704	713	713	715	721	711	698	692	692	688	685
佐賀	133	133	129	129	124	123	123	123	120	120	122	121	125
長崎	224	229	221	228	233	232	234	232	235	230	223	217	217
熊本	326	322	315	319	315	319	318	314	314	313	307	306	304
大分	223	225	222	222	209	212	210	210	204	201	199	192	191
宮崎	217	222	219	217	218	213	206	204	205	202	199	199	196
鹿児島	342	345	342	343	341	348	343	339	338	331	328	324	314
沖縄	202	208	209	210	208	207	202	199	197	198	202	195	196
計	18,553	18,618	18,617	18,688	18,699	18,717	18,741	18,648	18,590	18,465	18,320	18,146	18,002

昭和 32 年度～昭和 45 年度：7 月 1 日現在  
 昭和 46 年度～平成 29 年度：4 月 1 日現在

(単位：人)

都道府県	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
北海道									
札幌	311	308	301	305	305	302	296	292	288
函館	60	60	59	59	58	58	58	57	54
旭川	61	62	63	64	63	59	58	57	56
釧路	93	91	89	85	83	81	81	80	79
青森	149	143	145	141	141	137	135	134	135
岩手	186	184	182	179	179	182	178	172	174
宮城	298	289	282	285	283	287	287	282	277
秋田	164	152	144	141	137	136	134	138	135
山形	204	200	197	194	191	184	184	181	180
福島	303	302	295	289	281	282	286	283	279
茨城	423	419	417	411	416	409	402	401	388
栃木	302	301	301	289	289	290	292	292	288
群馬	351	346	347	340	341	340	335	336	340
埼玉	882	873	877	868	854	844	850	847	828
千葉	649	645	636	625	612	615	609	608	602
東京	1,558	1,553	1,541	1,520	1,507	1,503	1,496	1,498	1,487
神奈川	911	907	904	898	887	879	877	875	852
新潟	387	372	366	358	363	352	347	341	335
富山	160	153	157	155	157	154	154	153	151
石川	182	178	175	168	174	177	175	177	177
福井	153	153	157	158	155	156	154	152	151
山梨	139	142	143	140	146	145	147	145	146
長野	447	436	426	415	407	400	391	385	376
岐阜	397	400	397	394	392	384	383	381	379
静岡	606	612	613	611	607	605	609	610	607
愛知	1,108	1,097	1,107	1,114	1,105	1,100	1,104	1,114	1,100
三重	302	295	292	285	284	278	279	273	273
滋賀	201	204	206	209	206	204	199	199	198
京都	300	306	311	312	317	316	315	311	316
大阪	1,174	1,138	1,113	1,103	1,084	1,075	1,057	1,044	1,031
兵庫	771	739	731	728	722	719	716	712	699
奈良	207	209	208	207	208	207	209	204	206
和歌山	153	154	155	160	162	155	155	152	148
鳥取	83	83	82	77	75	73	70	69	71
島根	124	123	119	113	113	111	111	110	110
岡山	274	273	272	275	279	281	275	272	267
広島	475	475	464	461	459	450	450	442	433
山口	245	241	235	229	231	232	232	225	224
徳島	176	168	172	167	167	164	165	169	166
香川	214	216	210	212	211	214	211	207	209
愛媛	308	301	295	291	285	287	281	280	279
高知	131	128	126	125	122	119	121	122	122
福岡	679	678	674	671	676	687	687	682	674
佐賀	123	125	123	120	121	121	116	115	115
長崎	210	206	202	201	201	199	201	204	206
熊本	299	295	290	289	285	281	284	283	282
大分	190	191	189	192	187	186	187	184	179
宮崎	193	194	194	192	192	193	189	193	191
鹿児島	310	306	312	312	307	308	304	308	313
沖縄	194	191	192	191	189	190	181	189	185
計	17,820	17,617	17,488	17,328	17,216	17,111	17,017	16,940	16,761

第 5 章

日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

### 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等

下記のグラフ及び表は、平成 18 年から平成 29 年までの土地家屋調査士試験の受験者数、合格者数、受験者数に対する合格率である。

土地家屋調査士試験は、土地家屋調査士法の規定に基づき毎年行われているもので、年齢・性別・学歴等関係なく、誰でも受験することができる。

また、測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者等については、同試験のうち、一部の試験が免除されるものである。

例年、法務省のウェブサイトにおいても受験案内として、その詳細が公開され、5月下旬から6月中旬まで、各都道府県（地方）法務局で願書の配布・受付が行われ、その後、筆記試験が8月下旬、筆記試験合格者に対する口述試験が11月中旬に行われ、12月上旬に合格発表というのが毎年のおおよその流れである。

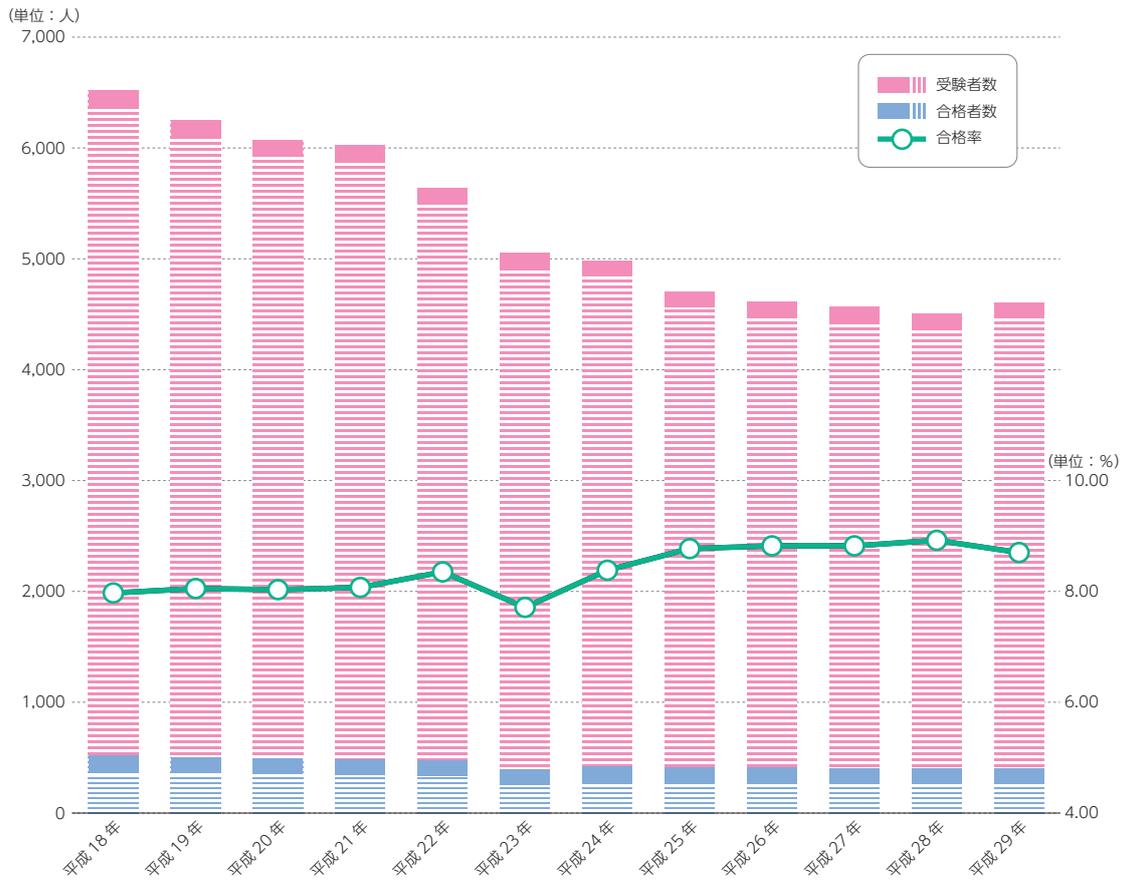
ただし、法務省のウェブサイト（平成 29 年 12 月 27 日現在、[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00294.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00294.html)）によると、平成 30 年度以降の土地家屋調査士試験の実施時期の変更が検討されており、筆記試験は 10 月の第 3 週目の日曜日（平成 30 年度は平成 30 年 10 月 21 日を予定）、口述試験は翌年 1 月第 3 週目（平成 30 年度は平成 31 年 1 月を予定）を予定しているとのことであり、今後、実施時期の変更の動向も注視する必要がある。

統計を見ると、減少傾向にあった受験者数が平成 29 年は増加に転じた。また、近年の合格者数は 400 名程度となっている。合格率は、受験者数の増減により、若干の変動はあるが、7~8%台となっている。

土地家屋調査士の受験者数については、土地家屋調査士会員数とともに、土地家屋調査士の実勢を把握するには重要な数字である。

## ● 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率（平成18年～29年）

（法務省HP中において公開の情報を基に統計を作成。）



	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	平均合格者年齢	最低合格者年齢	最高合格者年齢
平成18年	6,523	520	7.97	35.06	21	62
平成19年	6,250	503	8.05	36.12	21	67
平成20年	6,074	488	8.03	36.43	20	64
平成21年	6,026	486	8.07	36.35	22	68
平成22年	5,643	471	8.35	36.32	23	63
平成23年	5,056	390	7.71	39.26	23	74
平成24年	4,986	418	8.38	38.10	20	66
平成25年	4,700	412	8.77	39.02	23	69
平成26年	4,617	407	8.82	39.06	22	69
平成27年	4,568	403	8.82	38.99	21	76
平成28年	4,506	402	8.92	40.06	20	78
平成29年	4,600	400	8.70	40.23	20	71

# 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口

下記の図は、全国のブロック協議会（※）別の人口と土地家屋調査士人口である。また、次頁の表は、都道府県別人口及び法律専門職等の士業人口一覧である。

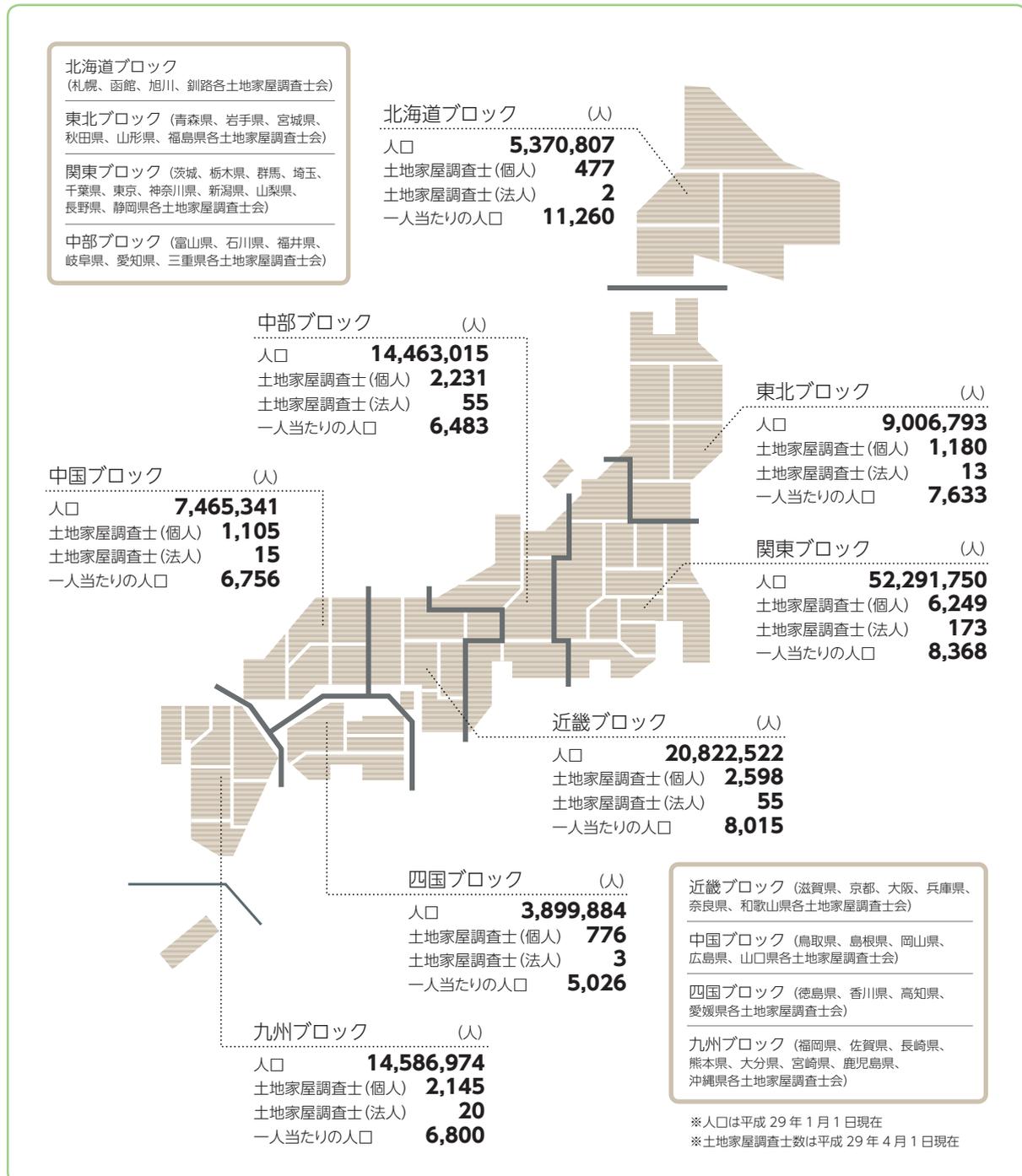
土地家屋調査士一人当たりの人口の割合は、西日本に比べて東日本が高い傾向がある。

他の専門職等と比較すると、若干ではあるが、大都市圏への集中度合いが少ない。

（※）ブロック協議会

法務局の管轄区域ごとに、全国を8ブロックに分け設置されている。

## ● 全国ブロック協議会別人口と土地家屋調査士人口



## ● 都道府県別人口及び法律専門職等士業人口

都道府県	人口 (注)	土地家屋調査士 (H29 4/1 現在)		土地家屋調査士 1人当たりの 人口(対個人)	司法書士 (H29 4/1 現在)		弁護士 (H29 4/1 現在)		公証人 (H29 4/1 現在)
		個人	法人		個人	法人	個人	法人	個人
北海道	5,370,807	477	2	11,260	683	10	980	51	18
青森	1,323,861	135	2	9,806	123	3	120	5	3
岩手	1,277,271	174	2	7,341	143	3	104	2	4
宮城	2,319,438	277	6	8,373	323	7	439	14	9
秋田	1,029,196	135	1	7,624	114	1	79	3	2
山形	1,118,468	180	0	6,214	156	0	101	5	4
福島	1,938,559	279	2	6,948	269	3	198	11	7
茨城	2,960,458	388	6	7,630	330	2	281	10	8
栃木	1,991,597	288	2	6,915	234	1	218	10	6
群馬	1,998,275	340	1	5,877	294	6	279	9	8
埼玉	7,343,807	828	14	8,869	874	23	830	24	19
千葉	6,283,602	602	20	10,438	733	30	775	17	15
東京	13,530,053	1,487	76	9,099	4,103	174	18,255	329	105
神奈川	9,155,389	852	36	10,746	1,138	43	1,597	38	29
新潟	2,300,923	335	4	6,868	298	10	277	9	7
富山	1,074,705	151	1	7,117	164	2	122	3	4
石川	1,153,627	177	1	6,518	203	1	173	9	5
福井	794,433	151	0	5,261	123	3	103	3	4
山梨	844,717	146	1	5,786	133	2	121	0	2
長野	2,126,064	376	3	5,654	364	2	244	5	8
岐阜	2,066,266	379	5	5,452	349	5	194	6	7
静岡	3,756,865	607	10	6,189	495	19	465	10	13
愛知	7,532,231	1,100	46	6,847	1,289	41	1,924	71	25
三重	1,841,753	273	2	6,746	258	3	190	1	7
滋賀	1,420,260	198	5	7,173	229	9	146	4	4
京都	2,569,410	316	9	8,131	576	19	754	23	9
大阪	8,861,437	1,031	28	8,595	2,385	86	4,461	128	31
兵庫	5,606,545	699	10	8,021	1,059	16	914	27	22
奈良	1,380,181	206	2	6,700	215	3	169	1	3
和歌山	984,689	148	1	6,653	164	0	143	2	7
鳥取	575,264	71	0	8,102	99	1	64	5	3
島根	696,382	110	0	6,331	111	1	80	2	2
岡山	1,927,632	267	3	7,220	370	13	397	15	7
広島	2,857,475	433	9	6,599	519	13	578	18	12
山口	1,408,588	224	3	6,288	231	2	170	12	6
徳島	764,213	166	2	4,604	139	2	96	7	4
香川	997,811	209	0	4,774	175	1	175	4	4
愛媛	1,405,325	279	1	5,037	250	4	166	7	7
高知	732,535	122	0	6,004	118	5	89	0	3
福岡	5,126,389	674	10	7,606	952	21	1,244	43	24
佐賀	837,977	115	2	7,287	117	6	103	7	2
長崎	1,392,950	206	1	6,762	163	3	163	10	4
熊本	1,798,149	282	5	6,376	327	8	273	11	6
大分	1,176,891	179	1	6,575	166	6	160	15	4
宮崎	1,119,544	191	1	5,861	176	2	142	17	5
鹿児島	1,668,003	313	0	5,329	326	5	207	23	6
沖縄	1,467,071	185	0	7,930	223	4	264	9	2
全国	127,907,086	16,761	336	7,631	22,283	624	39,027	1,035	496

注：総務省発表「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在）」中の都道府県別人口より

都道府県	公認会計士 (H29 4/1 現在)		税理士 (H29 3/31 現在)		社会保険労務士 (H29 3/31 現在)		行政書士 (H29 4/1 現在)		弁理士 (H29 3/31 現在)		不動産鑑定士 <sup>(*)</sup> (H29 1/1 現在)	
	公認 会計士	監査法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	不動産 鑑定士	不動産 鑑定業者
北海道	361	6	1,856	140	1,210	48	1,731	16	44	2	140	82
青森	26	1	274	14	198	1	330	1	6	0	27	19
岩手	33	1	264	12	191	4	364	4	3	0	32	21
宮城	199	0	926	43	534	20	921	12	25	0	94	42
秋田	24	0	249	13	173	4	289	1	8	0	19	16
山形	44	0	274	13	213	7	415	0	5	0	25	21
福島	66	0	508	20	316	15	735	4	10	0	55	37
茨城	105	1	830	29	493	16	1,154	5	128	1	95	61
栃木	80	1	764	39	346	19	846	4	31	0	60	42
群馬	88	1	845	51	585	4	1,062	0	27	0	61	34
埼玉	677	0	3,188	135	1,870	44	2,349	21	189	2	546	148
千葉	665	1	2,512	88	1,478	32	1,942	15	208	0	635	159
東京	16,674	131	22,330	1,093	9,973	391	6,190	105	6,036	155	2,415	811
神奈川	1,412	2	4,533	185	2,545	51	2,808	31	775	10	898	235
新潟	159	1	792	59	526	18	865	7	22	0	57	43
富山	101	0	462	29	286	7	392	2	19	0	32	22
石川	128	1	600	41	316	11	359	2	15	0	29	23
福井	46	0	347	23	256	8	334	4	15	0	21	12
山梨	36	1	295	9	175	4	338	1	17	0	27	19
長野	148	0	916	45	633	26	983	4	59	2	71	38
岐阜	136	1	1,093	50	573	16	827	4	57	3	75	39
静岡	313	3	1,757	82	1,021	57	1,540	12	75	0	116	75
愛知	1,421	8	5,242	279	2,549	66	2,873	22	567	25	317	148
三重	98	1	775	29	408	6	720	2	22	1	64	39
滋賀	65	0	481	33	367	6	445	2	78	0	57	37
京都	543	8	1,872	106	880	25	845	12	227	3	160	62
大阪	3,224	34	8,505	339	4,090	117	3,062	35	1,662	40	646	272
兵庫	702	2	2,799	81	1,635	33	1,774	10	287	5	392	132
奈良	119	0	562	11	315	5	433	3	56	1	130	32
和歌山	30	0	350	8	251	3	347	0	10	0	44	28
鳥取	13	0	160	8	133	2	210	1	4	0	19	13
島根	20	0	187	3	129	5	266	2	2	0	17	14
岡山	117	2	738	31	490	9	770	7	27	1	62	52
広島	255	1	1,522	57	794	23	1,100	6	43	1	109	60
山口	38	1	453	15	304	5	471	1	8	0	45	25
徳島	31	1	290	17	177	4	334	1	13	1	28	21
香川	97	0	537	21	285	6	381	4	12	1	38	25
愛媛	81	4	549	30	359	14	564	4	12	0	47	34
高知	18	0	203	3	178	0	226	0	6	0	25	21
福岡	656	4	2,626	96	1,500	45	1,434	5	96	3	256	117
佐賀	19	0	226	12	132	4	231	0	6	0	22	15
長崎	27	0	310	21	170	0	372	2	3	0	36	28
熊本	67	1	848	32	426	10	595	5	10	0	60	33
大分	42	0	444	20	254	13	335	4	6	0	42	25
宮崎	30	0	295	11	225	6	486	2	9	0	30	21
鹿児島	67	2	508	22	381	9	786	4	8	0	43	29
沖縄	68	1	396	21	192	7	371	3	7	0	49	29
全国	29,369	222	76,493	3,519	40,535	1,226	46,205	392	10,955	257	8,268	3,311

\* 千葉県は外国公認会計士 2 名を含む。

\* 国土交通省 HP 掲載の統計から引用

## 5

# 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について

以下の表は、全国の各都道府県における土地家屋調査士（法人含む。）事務所の補助者の一覧である。

補助者とは、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が行う業務を補助させるために使用する者のことであり、職務において、正に土地家屋調査士を支えている存在であるといえるものである。ただし、関係法令や土地家屋調査士会連合会の定める業務規範にも定めるとおり、土地家屋調査士は、補助者の届出義務があり、業務においても使用者としての責任も課されていることから、厳正な指導監督の下に業務を補助させているものである。

全国の補助者を見てみると、年代別では、40代を中心に幅広い年齢層で構成されており、60歳以上の補助者も多く、10代の割合が低い。

補助者総人数のうち、女性補助者の占める割合は37%となっている。

## ● 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者

(平成29年10月1日現在)

都道府県	補助者の総人数 <sup>(*)</sup> (人)	女性補助者数(人)	年代別内訳(人)						
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
北海道	札幌	394	131	0	25	60	109	102	98
	函館	86	18	0	6	11	27	23	19
	旭川	88	47	0	5	10	18	27	28
	釧路	120	48	0	5	17	28	40	30
青森	224	98	1	10	35	103	39	36	
岩手	370	139	0	22	108	124	66	50	
宮城	439	185	0	36	97	117	104	85	
秋田	145	75	0	2	23	42	39	39	
山形	107	42	1	0	16	32	26	32	
福島	327	155	1	24	56	99	79	68	
茨城	406	179	0	31	94	119	64	98	
栃木	398	174	0	25	73	149	60	91	
群馬	613	278	1	37	127	169	120	159	
埼玉	1,143	346	1	62	225	426	214	215	
千葉	1,140	401	6	85	216	355	219	259	
東京	2,451	—	—	—	—	—	—	—	
神奈川	1,558	444	2	115	306	556	302	277	
新潟	262	136	0	12	38	82	68	62	
富山	208	119	0	13	38	67	44	46	
石川	243	141	0	18	44	72	55	54	
福井	190	121	1	6	30	61	39	53	
山梨	209	108	0	9	49	73	49	29	
長野	298	152	0	18	49	69	70	92	
岐阜	550	249	2	35	115	179	102	117	
静岡	688	328	1	45	170	223	125	124	
愛知	2,196	920	5	244	530	691	359	367	
三重	350	200	0	24	70	123	68	65	
滋賀	217	140	0	8	43	86	41	39	
京都	377	109	0	26	70	131	77	68	
大阪	1,167	341	1	97	230	410	238	191	
兵庫	608	228	1	38	108	209	127	125	

都道府県	補助者の 総人数 <sup>(*)</sup> (人)	女性補助者数 (人)	年代別内訳 (人)					
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
奈良	238	81	0	12	51	78	48	49
和歌山	192	83	2	10	52	58	36	34
鳥取	70	44	0	1	12	19	17	21
島根	95	58	0	4	19	24	25	23
岡山	343	159	0	20	68	104	74	77
広島	511	235	1	23	84	150	108	145
山口	322	159	0	20	49	113	64	76
徳島	209	108	0	17	50	57	57	28
香川	262	145	0	13	58	74	66	51
愛媛	202	80	1	7	44	76	43	31
高知	120	76	0	4	25	30	29	32
福岡	983	410	1	88	246	261	209	178
佐賀	175	110	1	22	33	37	45	37
長崎	248	107	0	15	44	66	60	63
熊本	343	200	0	32	95	72	58	86
大分	254	131	1	22	54	64	56	57
宮崎	174	95	0	9	33	41	36	55
鹿児島	340	171	1	15	77	89	83	75
沖縄	385	95	1	24	102	124	82	52
合計	23,038	8,599	33	1,441	4,254	6,486	4,182	4,186

(\*) 土地家屋調査士事務所から土地家屋調査士会に報告される土地家屋調査士（法人含む）補助者使用届等に基づく

#### 土地家屋調査士法施行規則

(補助者)

第23条 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。

2 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。

3 調査士会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

#### 土地家屋調査士調査・測量実施要領（日本土地家屋調査士会連合会作成）

(補助者の使用責任)

第13条 補助者には、会員の指導の下で、その業務の補助をさせることができる。ただし、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項については、補助者に行わせてはならない。

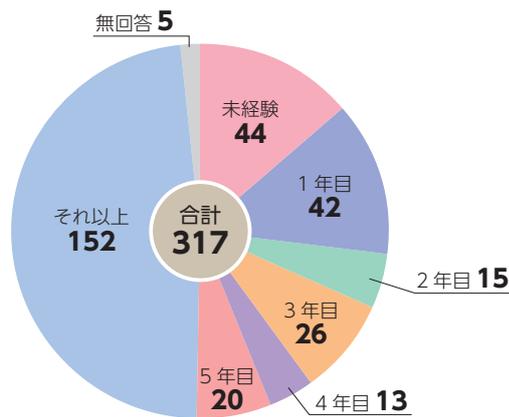
2 補助者には、その業務の一切を包括的に行わせてはならない。

## 平成 28 年度土地家屋調査士新人研修受講者アンケートから

以下の統計は、平成 28 年度土地家屋調査士ブロック新人研修における受講者である最近の土地家屋調査士会の入会者に対するアンケート結果を基に統計とし、新人土地家屋調査士に関する実情について分析を試みたものである。

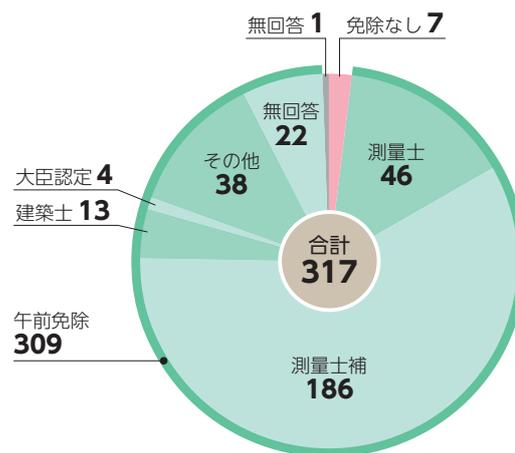
ブロック協議会：P87 を参照

### 1 土地測量経験年数



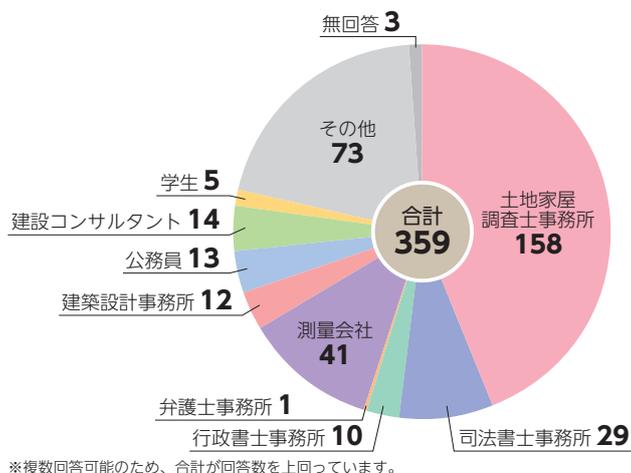
開業までに土地測量の実務経験が浅い者については、各土地家屋調査士会において研修を実施しており、新入会員の能力向上を図っている。

### 2 土地家屋調査士試験の受験（資格取得）形態



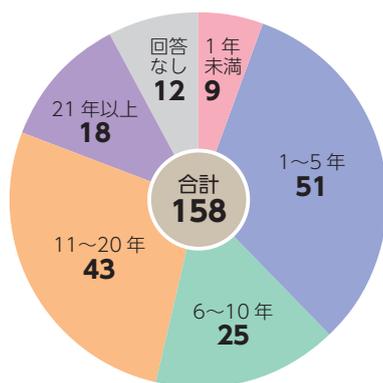
大多数の受験者が午前試験（測量に関する試験）の免除を受けている。免除となる資格としては測量士補が一番多い。

### 3-1 土地家屋調査士業務を行う直前に従事していた職業



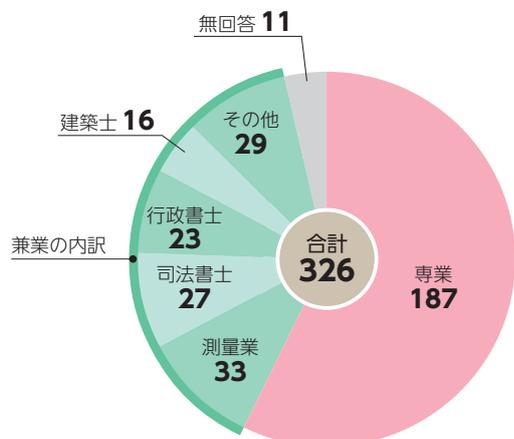
土地家屋調査士事務所や測量会社に在職していた者が半数以上を占める。

### 3-2 補助者歴（土地家屋調査士事務所と回答した者の内）



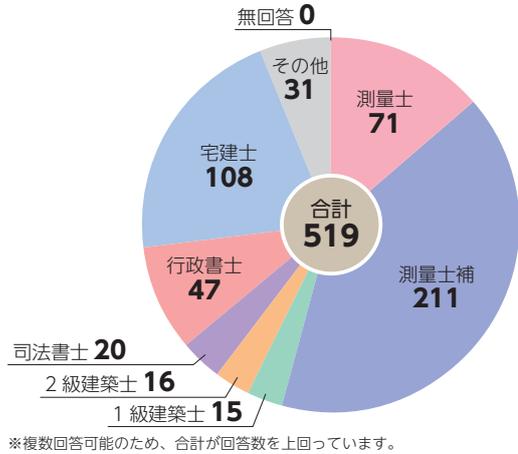
開業前に業務経験を積む場合もあり、入会と補助者歴の長短とはあまり関係ないようである。

### 4 専業か兼業か



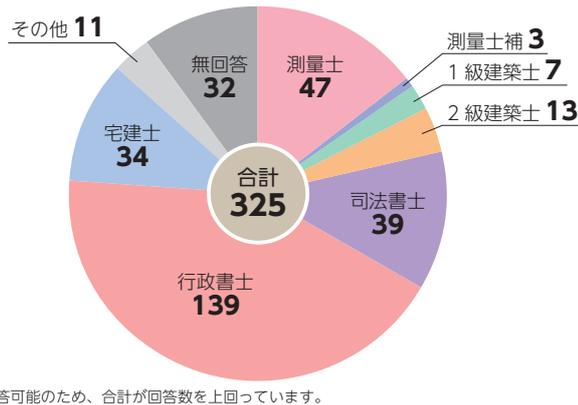
半数以上が登録時点では専業であるが、後述のとおり、今後の資格取得を考えている者も多い。

### 5 土地家屋調査士以外の取得済み資格



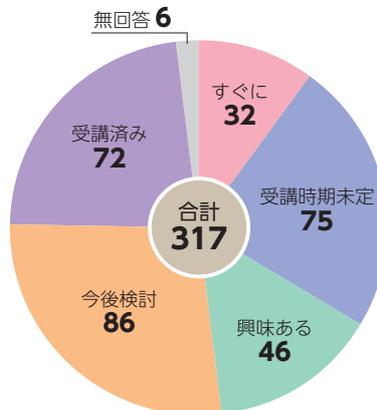
資格試験において、測量に関する試験が免除になることもあり、測量士・測量士補の有資格者が多い。

### 6 今後取得したい資格



関連する業務も多いせいか、兼業資格として行政書士資格の取得を目指す者が多い。

### 7 特別研修を受講してみたいと思うか



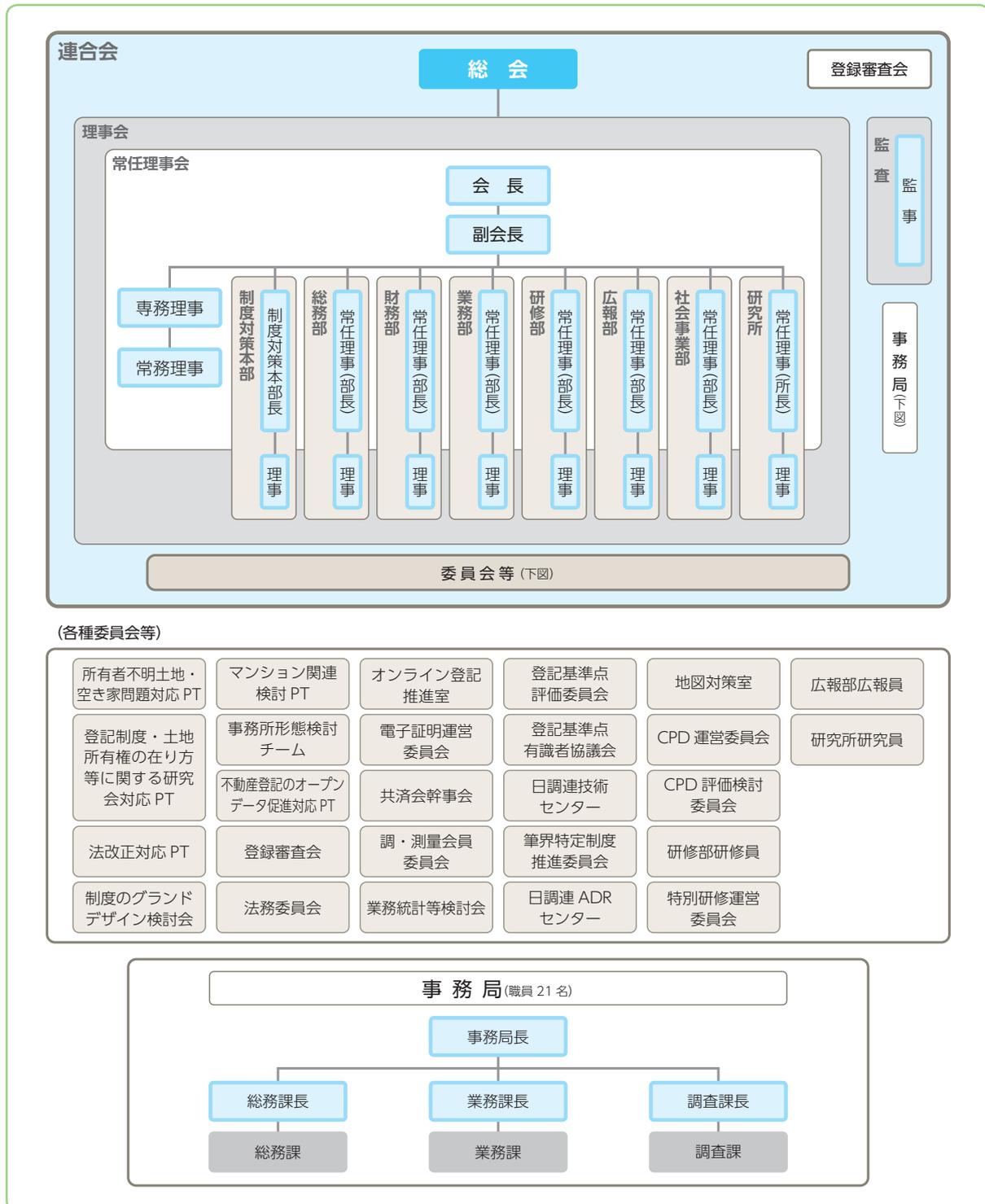
7割弱が受講済みもしくは受講に前向きであり、必要性を感じているようである。

# 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について

以下は、日本土地家屋調査士会連合会の平成 30 年 2 月 1 日現在の組織図である。

日本土地家屋調査士会連合会では、社会情勢や土地家屋調査士を取り巻く環境の変化に即応するため、規模や委員の人選、あるいは期間などに様々な特徴を持った各種委員会等が設置される。

## ● 日本土地家屋調査士会連合会 組織図



# 7 土地家屋調査士政治連盟

土地家屋調査士政治連盟は、土地家屋調査士会ごとに設立された50の各土地家屋調査士政治連盟とその連合体である全国土地家屋調査士政治連盟がある。

司法制度改革や規制緩和等、土地家屋調査士を取り巻く環境が激変する中、平成12年6月の日本土地家屋調査士会連合会の定時総会において、政治連盟設立の必要性が提言されたことを受け、平成13年5月までに、『土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の地位の向上を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行うこと』を目的として、全国の各土地家屋調査士会において、順次「土地家屋調査士政治連盟」が設立された。

その後、平成13年6月23日開催の日本土地家屋調査士会連合会の定時総会において、全国土地家屋調査士政治連盟を設立することが正式に承認された後、同日、全国土地家屋調査士政治連盟設立大会が開催され、組織的なスタートを切った。

日本土地家屋調査士会連合会では、国の重要な施策等に対する働きかけについて、必要に応じて政治連盟と連携を取りながら活動を行っている。

以下の表は、各土地家屋調査士政治連盟の入会者数一覧である。

## ● 各土地家屋調査士政治連盟入会者数一覧

各土地家屋調査士政治連盟		入会者数 (人)	土地家屋調査士会 会員数 (人)	入会率 (%)
北海道	札幌土地家屋調査士政治連盟	174	288	60.4
	函館土地家屋調査士政治連盟	36	54	66.7
	旭川土地家屋調査士政治連盟	42	56	75.0
	釧路土地家屋調査士政治連盟	52	79	65.8
青森土地家屋調査士政治連盟	93	135	68.9	
岩手土地家屋調査士政治連盟	150	174	86.2	
宮城土地家屋調査士政治連盟	127	277	45.8	
秋田土地家屋調査士政治連盟	97	135	71.9	
山形土地家屋調査士政治連盟	101	180	56.1	
福島土地家屋調査士政治連盟	200	279	71.7	
茨城土地家屋調査士政治連盟	145	388	37.4	
栃木土地家屋調査士政治連盟	177	288	61.5	
群馬土地家屋調査士政治連盟	200	340	58.8	
埼玉土地家屋調査士政治連盟	356	828	43.0	
千葉土地家屋調査士政治連盟	375	602	62.3	
東京土地家屋調査士政治連盟	503	1,487	33.8	
神奈川県土地家屋調査士政治連盟	405	852	47.5	
新潟県土地家屋調査士政治連盟	190	335	56.7	
富山県土地家屋調査士政治連盟	134	151	88.7	
石川県土地家屋調査士政治連盟	108	177	61.0	
福井県土地家屋調査士政治連盟	104	151	68.9	
山梨県土地家屋調査士政治連盟	114	146	78.1	
長野県土地家屋調査士政治連盟	264	376	70.2	
岐阜県土地家屋調査士政治連盟	292	379	77.0	
静岡県土地家屋調査士政治連盟	520	607	85.7	
愛知県土地家屋調査士政治連盟	555	1,100	50.5	
三重県土地家屋調査士政治連盟	219	273	80.2	
滋賀県土地家屋調査士政治連盟	125	198	63.1	
京都土地家屋調査士政治連盟	164	316	51.9	
大阪土地家屋調査士政治連盟	512	1,031	49.7	
兵庫県土地家屋調査士政治連盟	208	699	29.8	
奈良県土地家屋調査士政治連盟	109	206	52.9	
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	108	148	73.0	
鳥取県土地家屋調査士政治連盟	65	71	91.5	
島根県土地家屋調査士政治連盟	100	110	90.9	
岡山県土地家屋調査士政治連盟	108	267	40.4	
広島県土地家屋調査士政治連盟	168	433	38.8	
山口県土地家屋調査士政治連盟	119	224	53.1	
徳島県土地家屋調査士政治連盟	114	166	68.7	
香川県土地家屋調査士政治連盟	125	209	59.8	
愛媛県土地家屋調査士政治連盟	182	279	65.2	
高知県土地家屋調査士政治連盟	90	122	73.8	
福岡県土地家屋調査士政治連盟	452	674	67.1	
佐賀県土地家屋調査士政治連盟	68	115	59.1	
長崎県土地家屋調査士政治連盟	160	206	77.7	
熊本県土地家屋調査士政治連盟	275	282	97.5	
大分県土地家屋調査士政治連盟	119	179	66.5	
宮崎県土地家屋調査士政治連盟	153	191	80.1	
鹿児島県土地家屋調査士政治連盟	185	313	59.1	
沖縄県土地家屋調査士政治連盟	124	185	67.0	
合計		9,566	16,761	57.1

\*土地家屋調査士政治連盟は任意団体であるため、入会は会員的意思による。  
【入会者：平成29年1月1日現在、会員数：平成29年4月1日現在】

第 6 章

# 土地家屋調査士 自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

# 1 土地家屋調査士の登録

土地家屋調査士法（以下、この項では、単に「法」という。）第4条により、土地家屋調査士試験に合格する等、資格を得た者であっても、それだけで土地家屋調査士となり、土地家屋調査士の業務を行うことができるわけではない。事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会を経由して、日本土地家屋調査士会連合会に登録の申請を行い、同連合会に備える土地家屋調査士名簿に氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受け、かつ、その土地家屋調査士会に入会することによって、土地家屋調査士の業務を行うことができる。

土地家屋調査士名簿の登録事務は、昭和60年、土地家屋調査士法の改正により、法務局又は地方法務局長から日本土地家屋調査士会連合会に移譲されている。

## 土地家屋調査士法【抜粋】

(資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査士となる資格を有する。

- (1) 土地家屋調査士試験に合格した者
- (2) 法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であつて、法務大臣が前条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められたもの

(欠格事由)

第5条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者
- (2) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (5) 第42条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）第52条第2号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の規定により免許の取消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (8) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

(土地家屋調査士名簿の登録)

第8条 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

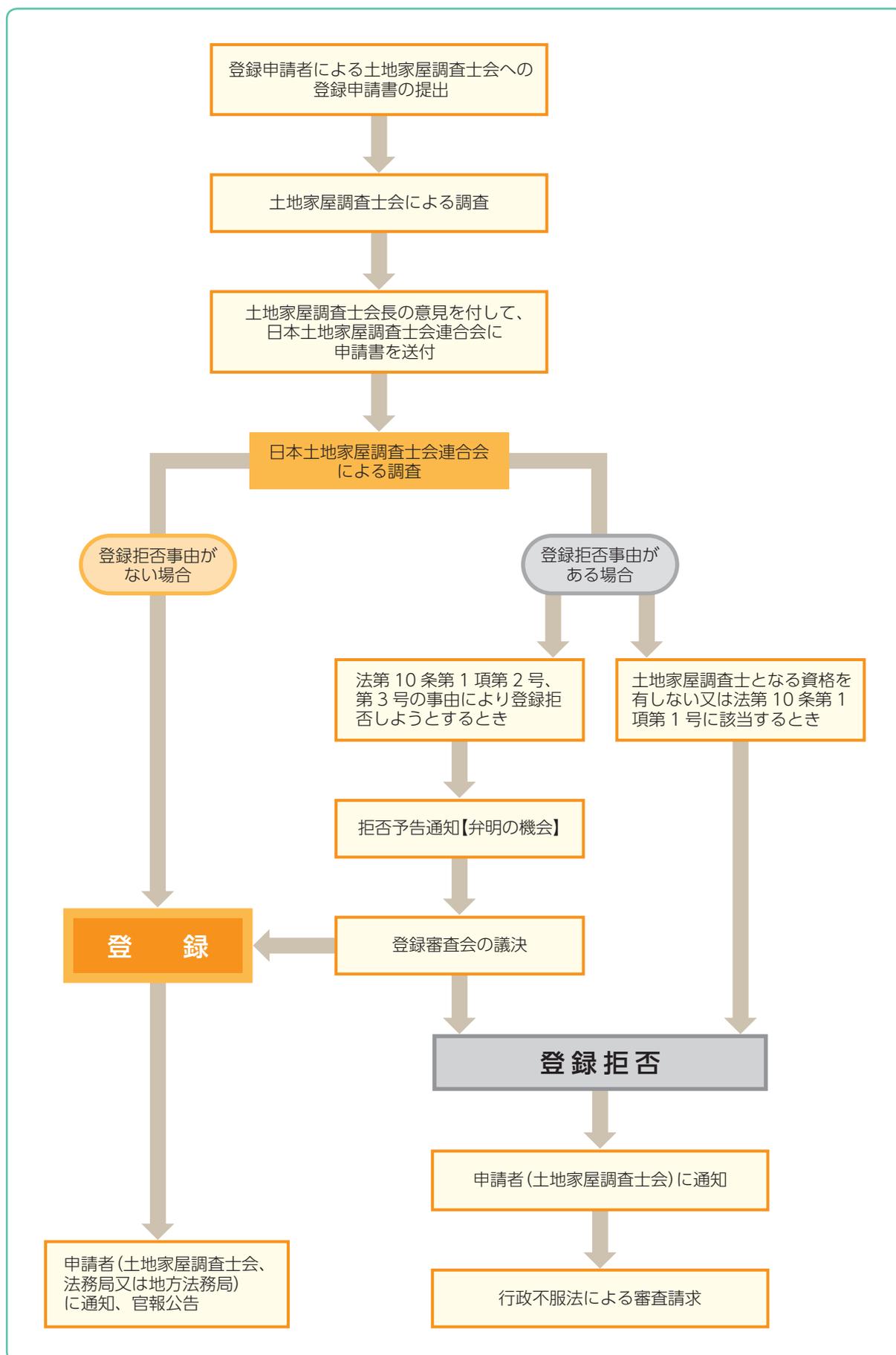
2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

(登録の申請)

第9条 前条第1項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第1項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

## ● 土地家屋調査士の登録事務の流れ



## 2 懲戒処分

専門資格者に対する国民からの信頼が強く求められる今日の社会において、土地家屋調査士としての倫理に基づく行動やコンプライアンスがより一層求められるところである。

土地家屋調査士法第 42 条及び第 43 条に基づき、法務局長が懲戒処分をなすことに加え、土地家屋調査士法第 56 条に基づき、土地家屋調査士会が注意、勧告をすることができる。

全国の土地家屋調査士会においては、綱紀委員会等が設置されているところも多くあり、日本土地家屋調査士会連合会においても土地家屋調査士法第 42 条及び同第 43 条に基づく懲戒処分及び法務局長が監督措置として行う嚴重注意処分・注意処分に関する資料を収集し、「土地家屋調査士懲戒処分手集」として取りまとめるほか、懲戒処分の情報についても平成 26 年 7 月 1 日からウェブページで公開しているところである。

### 土地家屋調査士法【抜粋】

(調査士に対する懲戒)

第 42 条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

(調査士法人に対する懲戒)

第 43 条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 解散

2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

- 一 戒告
- 二 当該法務局又は地方法務局長の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

(注意勧告)

第 56 条 調査士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

## 土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令について

（平成19年5月21日日調連発第52号各土地家屋調査士  
会長、各役員あて日本土地家屋調査士会連合会長通知）

土地家屋調査士法第42条及び第43条の規定に基づく懲戒処分に関し、同法施行規則第40条第3項の規定により調査の委嘱を受けたときは、その調査の適正かつ迅速な対応についてのお願いをしているところでありますが（本年3月30日付け日調連発第944号）、この度、法務大臣から別添の訓令（平成19年5月17日付け法務省民二訓第1082号：「土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令」）が発せられましたので、参考のため送付します。

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条又は第43条の規定に基づく土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒処分に関する訓令を次のとおり定める。

（平成19年5月17日法務省民二訓第1082号  
号法務局長地方法務局長あて法務大臣訓令）

## 土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令

## （目的）

第1条 この訓令は、土地家屋調査士法第42条又は第43条の規定に基づき土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）に対する懲戒処分を行う場合の基準及び同法第46条の規定による公告をする場合における懲戒処分の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （懲戒処分の公正かつ適正な実施）

第2条 法務局又は地方法務局長は、この訓令の定めるところにより、土地家屋調査士等の懲戒処分を公正かつ適正に行わなければならない。

## （懲戒処分の基準）

第3条 土地家屋調査士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分を標準として、懲戒処分を行うものとする。ただし、土地家屋調査士法人に対して懲戒処分をする場合には、次のとおりとする。

一 主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」とあるのは「2年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「業務の禁止」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。

二 従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」又は「業務の禁止」とあるのは「当該法務局又は地方法務局長の管轄区域内にある当該従たる事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止」と読み替えるものとする。

## （情状等による加重及び軽減等）

第4条 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、土地家屋調査士等が行った行為の態様が極めて悪質であること、その行為の件数が多数であること等の相当の事由があるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- 2 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、土地家屋調査士等に特段の情状が認められるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。
- 3 土地家屋調査士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、当該違反行為の態様その他すべての事情を勘案し懲戒処分を行わないことが相当であると認められるとき（原則として同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

（別表に掲げられていない違反行為の量定）

第5条 土地家屋調査士等が行った行為が土地家屋調査士法又は同法に基づく命令に違反する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げるもののいずれにも該当しないときは、同欄に掲げる違反行為のうち当該行為に類似するものに準じて当該行為に対する懲戒処分を行うものとする。

（公表）

第6条 法務局又は地方法務局長は、土地家屋調査士法第46条の規定に基づく公告をする場合には、土地家屋調査士等の個々の懲戒処分について、懲戒処分を受けた者の氏名又は名称、所属する土地家屋調査士会の名称、登録番号、事務所の所在地並びに処分の年月日、処分の量定及び処分の対象となった違反行為を公表するものとする。

附 則

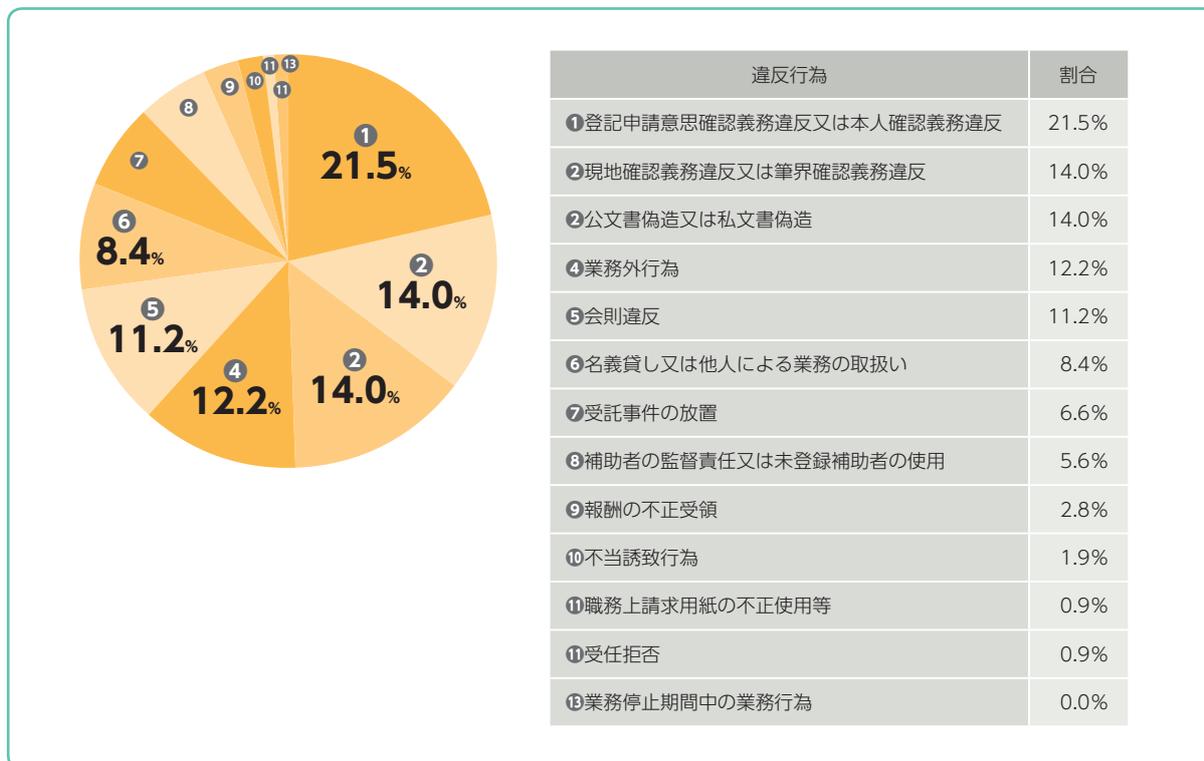
この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

### ● 別表（第3条、第4条、第5条関係）

違反行為		懲戒処分の量定
公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治40年法律第45号）第155条又は第159条の規定に該当するもの	2年以内の業務の停止 又は 業務の禁止
名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において、他人に業務を行わせたもの	
職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したものと及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの	
業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの	
報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したものの	
登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの	戒告 又は 2年以内の業務の停止
現地確認義務違反又は筆界確認義務違反	不動産の表示に関する登記の申請をする場合において、現地確認又は筆界確認を怠ったもの	
不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの	
補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は業務を行うに当たり未登録の補助者を使用したもの	
受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの	
受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）	戒告
会則違反	土地家屋調査士会の会則に違反したものの	戒告、2年以内の業務の停止 又は業務の禁止
業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの	

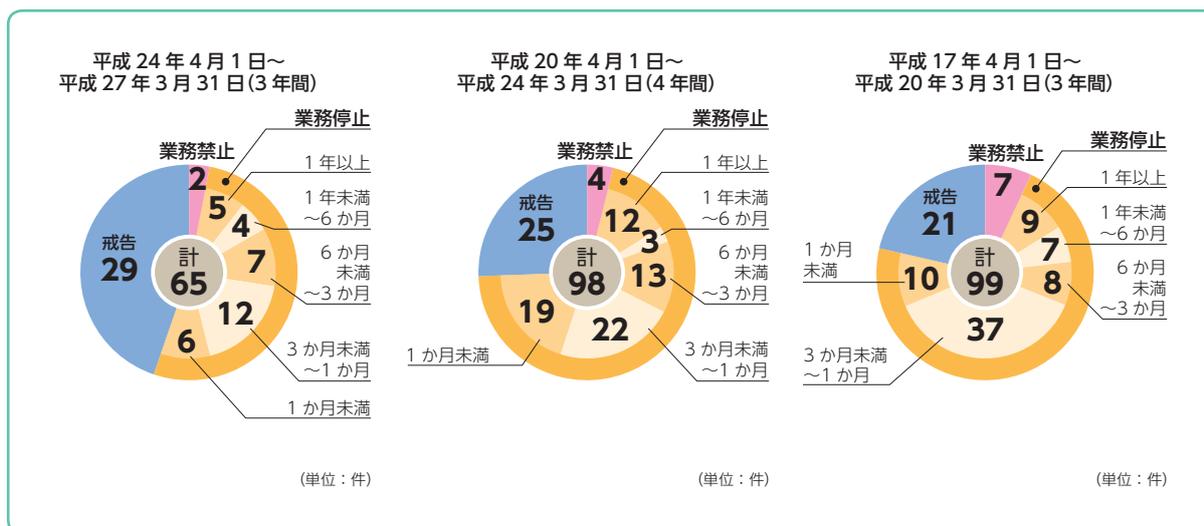
### ● 懲戒事由の内訳 (平成 24 年度～26 年度)

平成 24 年度から平成 26 年度の懲戒事由の内訳は以下のとおりである。



### ● 懲戒処分の種類の内訳と件数 (平成 17 年度～26 年度)

平成 17 年度から平成 19 年度、平成 20 年度から平成 23 年度、平成 24 年度から平成 26 年度の懲戒処分の種類の内訳は以下のとおりである。





第 7 章

# 土地家屋調査士が 歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み  
並びに土地家屋調査士制度  
及び不動産登記制度の変遷

# 1 土地家屋調査士制度の誕生

土地家屋調査士法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号）制定に至る沿革は、以下のとおりである。これについては、日本土地家屋調査士会連合会が発行する周年記念誌や会史及び藤原政弥氏の著書「日本を測る人びと」（武蔵野書房）等にも、その経緯資料や当時の有力尽力者の方の気概が詳細にも記載されているが、本誌では、その概要を記すものである。

## 胎動期の概要

徳川幕府の大政奉還によって成立した明治政府は、我が国において初めて国民に土地の所有権を認め、地租、家屋税は国政運営の重要な財源となった。後に、政府は全国各地の税務署に土地調査員を配置したが、徴税の公正を期するために必要な全国の土地を一律正確に調査、測量するまでには至らなかった。

昭和の初頭、一説には大正時代からといわれているが、名古屋税務監督局管内の各税務署においては、特に地租、家屋税に関して申告制度ではあっても、無申告による脱税に嚴重な対策を講じており、市町村を通じて土地建物の所有者に申告を促す必要があった。

また、申告がなされても専門家の手を経ないものは不備が多く、未処理事件が山積することとなる事情から、名古屋局管内の 6 県には市町村長の推薦により、各税務署長から囑託を受けた土地調査員という職が置かれて、土地建物の調査、測量、申告手続等を行っていた。

そのような中、昭和 2 年、信州松本税務署において法制定運動の機運が高まった。

時の署長の植木庚子郎氏（後の法務大臣）は、昭和 3 年、当時管内に散在していた約 240 名の土地調査員（内 2 割は市町村吏員）に結集を呼び掛け、土地調査員に国家資格を与えることによる業界の刷新を提唱した。それに共鳴した中島 實、赤羽多知雄両氏は同運動の基盤とするため、昭和 4 年、官民協力して同署管内に松本土地調査員会を結成し、また拡張して県内の調査員会をまとめ、昭和 13 年に聯合会的な長野県土地調査員会を創設して、他府県に協力連携を呼び掛けた。

しかし、他府県には調査員の組織が不完全であったため、了解を得て爾後、国会請願の全国運動は長野県が主体となって行うこととなり、同運動の正副会長に中島 實、赤羽多知雄両氏を選任し、昭和 16 年、従来の囑託員制度を免許制度に改正することの請願書を初めて国会に提出し、その後、数度にわたる請願運動を展開した。

昭和 20 年に至り、戦後日本はアメリカ軍による軍政によって支配され、激変した国会情勢に対処して運動方針も大転換し、昭和 24 年、従来の政府提案方式を改めて、アメリカ流の議員立法方式に切り替え、八方努力した結果、法案は昭和 25 年 7 月臨時国会及び GHQ を無事通過したのである。

## 土地整理士法制定運動

### 〔第1回請願〕

昭和16年2月17日 衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外313名）

同 2月22日 請願文書表第382号で受理

同 2月25日 採択可決決定

法文作成に至らず。

### 〔第2回請願〕

昭和17年1月30日 衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外371名）

同 2月6日 請願文書表第45号で受理

同 2月25日 衆議院採択可決決定（3月3日、貴族院に送付）

同 3月12日 貴族院採択可決決定

法文作成に至らず。

### 〔第3回請願〕

昭和18年3月23日、第81議会の衆議院建議委員会に小野秀一議員から建議

建議文書（第25号）要旨「去る第78議会及び第79議会で通過しているにもかかわらず未だに法文化されないのは不当であるから速やかに本法の制定を要望する。」

満場一致可決されるも、太平洋戦争苛烈化に伴い終戦まで運動も一時中止となる。

## 戦後の土地家屋調査士法制定運動

昭和21年 松本土地調査員会長の中島實先生から、東京に近い諏訪の会長の林義成先生に運動の先達が引き継がれる。（長野県から全国的運動への転換）

昭和22年 「土地家屋整理士法制定に関する請願」

長野県土地家屋調査員 林義成 外419名

※ 家屋税の関係から、ここで初めて「家屋」という言葉が現れてくる。また、調査員では役所的であるとのことから、「土地家屋整理士」の名称にする予定のところ、当時使用していた「土地家屋調査員」の員が士となって、後に日の目を見ることとなる。

戦前同様に法案化されず、以後、請願運動は昭和24年に至る。

昭和24年 降旗徳弥先生（逓信大臣、後の連合会初代会長）を通じ議員提案に動く。

家令昌紀先生（日本測量士会長、後の連合会2代会長）らの協力を得る。

※ 測量士の登録資格規定を織り込んだ測量法（昭和24年6月3日法律第188号）は厳重で、一般の測量実務家の既得権は認められず、試験を受けなければ資格が得られないことから、その救済のための測量法一部改正と土地家屋調査士法成立を互いに協力して運動することとなった。

昭和25年5月 シャープ勧告の税制改革による台帳制度改正の流れの後押しもあり、法案成立が期待されたが、国税を地方税へ移譲する法案が審議未了となったため、土地家屋調査士法も審議未了となる。（同時に提案されていた司法書士法は、地方税と関係がないため、5月22日法律第197号として制定、即日施行された。）

昭和25年7月31日 第8回臨時国会に税法改正案と共に再提出され、「土地家屋調査士法」制定公布となる。

## 2

# 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに 土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

以下は、日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度のこれまでの変遷の概要である。

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和 25 (1950) 年	降旗徳弥 (元逓信大臣) 昭和 25 年 11 月 13 日～昭和 27 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11 月 13 日、全国土地家屋調査士会連合会設立準備委員会（長野県諏訪市吉田屋別館）</li> <li>● 11 月 13 日、全国土地家屋調査士会連合会設立総会（長野県諏訪市吉田屋別館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 月 31 日、土地家屋調査士法制定（法律第 228 号）</li> <li>● 土地家屋調査士の資格（民事局長通達）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①選考により土地家屋調査士となる資格</li> <li>②法附則第 2 項該当者認否</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 月 31 日、土地台帳法等の一部を改正する法律（法律第 227 号） 〔関係法令〕 地方税法（法律第 226 号）</li> </ul>
昭和 26 (1951) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 月 26 日、全国土地家屋調査士会連合会理事会（第 2 回総会）（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> <li>● 10 月、土地家屋調査士会員徽章制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月 4 日、土地家屋調査士法一部改正（法律第 195 号）〔建築士法の一部を改正する法律附則 3 項による改正〕・資格（建築士）の追加</li> <li>● 法附則第 2 条該当者の認否等単に台帳登録申告手続のみを業としていた者は法附則第 2 項に該当しない。（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4 月 20 日、不動産登記法の一部改正（法律第 150 号）</li> <li>● 6 月 29 日、不動産登記法施行細則一部改正（法務府令第 150 号） 〔関係法令〕 土地改良登記令（政令第 146 号） 国土調査法（法律第 180 号）</li> </ul>
昭和 27 (1952) 年	家令昌紀 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和 27 年 5 月 17 日～昭和 28 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 月 17 日、第 3 回全国土地家屋調査士会連合会総会（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 月 31 日、土地家屋調査士法一部改正（法律第 268 号）〔法務府設置法等の一部を改正する法律 37 条による改正〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 月 31 日、法務府設置法等の一部を改正する法律（法律第 268 号） 〔関係法令〕 農地法（法律第 229 号）</li> </ul>
昭和 28 (1953) 年	長田正雄 (所属：東京土地家屋調査士会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月 26 日、第 4 回全国土地家屋調査士会連合会総会（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8 月 8 日、農地法による不動産登記に関する政令（政令第 173 号）</li> </ul>
昭和 29 (1954) 年	昭和 28 年 6 月 26 日～昭和 30 年 6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 月 25 日、第 5 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地家屋調査士試験合格証を紛失した場合は再交付できないが証明願があれば交付できる。（民事局長通達）</li> </ul>	
昭和 30 (1955) 年	内山勝衛 (所属：埼玉土地家屋調査士会) 昭和 30 年 6 月 6 日～昭和 35 年 5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月 6 日、第 6 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村官吏で土地家屋調査士業務を営もうとする者でない限り登録はできない。（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 20 日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第 134 号）</li> </ul>
昭和 31 (1956) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 1 日、第 7 回全国土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室）</li> <li>● 6 月 14 日、第 8 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根湯元三味荘）</li> <li>● 11 月 1 日、連合会会報第 1 号創刊（P.122 に連合会会報発刊の主な変遷を掲載）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 月 22 日、土地家屋調査士法一部改正〔第一次改正〕（法律第 19 号）・強制会、強制加入、会則の大臣認可制度土地家屋調査士の法令・会則等の遵守（民事局長通達）</li> </ul>	
昭和 32 (1957) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 月 19～20 日、第 9 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（岐阜県稲葉郡鷺沼町城山荘）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地家屋調査士の年計報告書・事件簿の取扱い（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 月 9 日、不動産登記事務取扱手続準則制定（民事甲第 1127 号民事局長通達）</li> </ul>
昭和 33 (1958) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月 5～6 日、第 10 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市志ほみや本館）</li> </ul>		

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和34 (1959)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月16～17日、第11回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市暖海荘）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士は土地家屋調査士の業務に属する申請手続をすることができない。（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月14日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第45号）</li> </ul>
昭和35 (1960)年	金井光次郎 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和35年5月20日～昭和44年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月20日、第12回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（兵庫県有馬温泉中之坊）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月31日、土地家屋調査士法一部改正〔不動産登記法の一部を改正する等の法律附則17条による改正〕（法律第14号）</li> <li>土地家屋調査士の登録資格土地家屋調査士法附則第3項により調査士となる資格を有する者は昭和35年9月30日までに登録を受けない限り登録資格を喪失する。（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月31日、不動産登記法の一部改正等（法律第14号）・登記簿と台帳の一元化</li> <li>3月31日、不動産登記法施行細則一部改正等（法務省令第10号）</li> <li>8月5日、不動産登記法施行令制定（政令第228号）</li> </ul>
昭和36 (1961)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月13日、第13回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市富士屋ホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月13日、土地家屋調査士法制定10周年記念式典（静岡県熱海市富士屋ホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月13日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第42号）</li> </ul>
昭和37 (1962)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月20日、第14回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県湯河原町大伊豆旅館）</li> <li>10月20～21日、事務取扱者研修会（現在の会長会議の前身）（東京都中央区銀座ホテル）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3月20日、不動産登記法第17条の規定による地図備付けについて（民事甲第369号民事局長通達）</li> <li>4月4日、建物の区分所有等に関する法律の制定（法律第69号）</li> <li>4月20日、不動産登記事務取扱手続準則全文改正（民事甲第1175号民事局長通達）</li> <li>4月28日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第39号）</li> </ul> <p>〔関係法令〕 5月10日、住居表示に関する法律制定（法律第119号）</p>
昭和38 (1963)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月13日～14日、第15回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（福島県飯坂町若喜本店）</li> <li>11月16日、全国指導者協議会（東京都中央区共済会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局長の監督権限 地方法務局長からの土地家屋調査士の懲戒処分の内議は、法務局長が認可又は承認する。（民事局長通達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月14日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第18号）</li> <li>4月15日、不動産登記事務取扱手続準則全文改正（民事甲第931号民事局長通達）</li> </ul>
昭和39 (1964)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月15～16日、第16回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> <li>11月19日、指導者研究会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3月30日、不動産登記法の一部改正（法律第18号）</li> <li>3月31日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第48号）</li> <li>4月1日、不動産登記記載例について（民事甲第839号民事局長通達）</li> </ul>
昭和40 (1965)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月17～18日、第17回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> <li>11月15～16日、指導者協議会（和歌山県勝浦市ホテル浦島）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月31日、琉球土地家屋調査士の加入（沖縄本土復帰を前提として加入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月31日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第15号）</li> </ul>
昭和41 (1966)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月16～17日、第18回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル）</li> <li>11月13～14日、全国指導者協議会（兵庫県有馬温泉有馬グランドホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月16日、土地家屋調査士法制定15周年記念式典（静岡県熱海市ニューフジヤホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月1日、土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について（民事甲第279号民事局長通達）</li> </ul>

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月30日、土地家屋調査士法一部改正（法律第98号）〔審議会等の整理に関する法律6条による改正〕</li> <li>● 審議会等の整理に関する法律制定</li> <li>● 法務省に土地家屋調査士試験委員を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月26日、登記の申請書に不動産の表示をする場合の取扱いについて（民事甲第1011号民事局長通達）</li> </ul>
昭和42 (1967)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月27日、連合会事務所移転（東京都港区）</li> <li>● 5月21～22日、第19回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル）</li> <li>● 8月23～24日、第20回全国土地家屋調査士会連合会臨時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月12日、土地家屋調査士法一部改正（法律第36号）〔登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律10条による改正〕</li> <li>● 7月18日、土地家屋調査士法一部改正（法律第66号）〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律2条による改正〕</li> <li>● 土地家屋調査士会及び連合会に法人格付与</li> <li>● 「全国土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」と名称変更した。（第20回臨時総会決議。法人設立の年月日は昭和42年12月15日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月1日、不動産登記記載例について（民事甲第600号民事局長通達）</li> <li>〔関係法令〕</li> <li>6月12日、登録免許税法（法律第35号）</li> </ul>
昭和43 (1968)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月12～13日、第21回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> <li>● 12月21～22日、全国指導者協議会（石川県山中温泉岩間荘）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不動産登記法第17条地図作製モデル作業開始</li> </ul>	
昭和44 (1969)年	<p>中山松一 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和44年5月16日～昭和45年3月2日 (昭和45年3月4日～同5月16日まで山本凱信(所属：兵庫県土地家屋調査士会)氏が会長代行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月15～16日、第22回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル）</li> <li>● 10月22～23日、全国指導者協議会（静岡県伊豆船原ホテル）</li> </ul>		
昭和45 (1970)年	<p>山本凱信 (所属：兵庫県土地家屋調査士会) 昭和45年5月18日～昭和48年5月24日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月15～16日、第23回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根湯元県立箱根観光会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月19日、土地家屋調査士法制定20周年記念全国大会（東京都千代田区日比谷公会堂）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月1日、不動産登記記載例について（民事甲第966号民事局長通達）</li> </ul>
昭和46 (1971)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月27日、全国会長会議（静岡県浜松市遠鉄ホテル）</li> <li>● 5月17～18日、第24回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市南明ホテル）</li> <li>● 9月14日、連合会機構改革</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月15日、不動産登記事務取扱手続準則改正（民事甲第557号民事局長通達）</li> <li>● 10月1日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第47号）</li> </ul>
昭和47 (1972)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月17～18日、全国会長会議（広島県宮島町宮島観光会館）</li> <li>● 5月11～12日、第25回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不動産調査士という名称は土地家屋調査士法第19条第2項に抵触する。（民事局長回答）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月22日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第79号）</li> </ul>
昭和48 (1973)年	<p>多田光吉 (所属：千葉県土地家屋調査士会) 昭和48年5月24日～昭和52年6月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月23～24日、全国会長会議（三重県鳥羽市ホテル鯛池）</li> <li>● 5月23～24日、第26回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根市箱根小湧園）</li> <li>● 土地家屋調査士会員徽章変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月5日、国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付される地籍図の写しの材質をポリエステルフィルムにすることについて（民三第1886号民事局長通達）</li> </ul>

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月8日、全国企画部長会同（東京都港区共済会館）</li> <li>● 11月22～23日、全国会長会議（宮崎県宮崎市サンホテルフェニックス）</li> </ul>		
昭和49 (1974)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月15～16日、第27回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 11月6～7日、全国会長会議（宮城県宮城郡松島町ホテルニュー小松）</li> <li>● 11月26日、全国広報部長会同（東京都港区虎ノ門会館）</li> </ul>		[関係法令] 10月1日、商法の一部を改正する法律（法律第21号） 10月1日、商法の法律を改正する法律（法律第23号） 10月1日、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（法律第22号）
昭和50 (1975)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月17～18日、全国総務・経理・厚生部長会同（東京都千代田区全国町村会館）</li> <li>● 6月19～20日、第28回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> <li>● 11月8～9日、全国会長会議（香川県高松市高松国際ホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月19日、土地家屋調査士法制定25周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> </ul>	
昭和51 (1976)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月1日、綱紀委員長会同（東京都港区虎ノ門会館）</li> <li>● 6月17～18日、第29回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 9月13～14日、全国会長会議（北海道登別温泉第1滝本館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月1日、表示登記の日を「4月1日」と設定</li> </ul>	
昭和52 (1977)年	池田信治 (所属：大阪土地家屋調査士会) 昭和52年6月21日～昭和53年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月20～21日、第30回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 11月9～10日、全国会長会議（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> <li>● 11月10日、共済会支部長会議（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 9月3日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第54号）</li> <li>● 9月3日、不動産登記事務取扱手続規則改正（民三第4473号民事局長通達）</li> </ul>
昭和53 (1978)年	多田光吉 (所属：千葉県土地家屋調査士会) 昭和53年10月26日～平成元年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月31日、全国会長会議【緊急】（東京都港区新橋第一ホテル）</li> <li>● 4月20日、全国会長会議【緊急】（東京都千代田区全国町村議員会館）</li> <li>● 6月1日、第31回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（京都府京都市京都国際会館）</li> <li>● 10月2日、厚生担当者会同（東京都千代田区農林年金会館）</li> <li>● 10月25～26日、第32回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月23日、土地家屋調査士法一部改正（法律第82号）（司法書士法の一部を改正する法律附則7項による改正）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月1日、仮登記担保契約に関する法律（法律第78号）</li> </ul>
昭和54 (1979)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月24日、全国会長会議（東京都千代田区都市センターホテル）</li> <li>● 4月6日、第33回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都港区日本女子会館）</li> <li>● 6月8～9日、第34回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 8月25日、厚生担当者会同（東京都千代田区農林年金会館）</li> <li>● 9月4日、広報担当者会同（東京都千代田区農林年金会館）</li> <li>● 11月13日、全国会長会議（福井県芦原温泉芦原町公民館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月18日、土地家屋調査士法一部改正（第二次改正）（法律第66号）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・職責の明確化</li> <li>・業務内容の付加</li> <li>・特認事項及び欠格事由の整備</li> <li>・試験制度の整備</li> <li>・登録入会手続の一本化</li> <li>・土地家屋調査士に対する注意勧告権の付与・連合会に対する建議権の付与</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月31日、不動産登記記載例について（民三第2112号民事局長通達）</li> </ul>

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和55 (1980)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月5日、第35回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> <li>● 10月21～22日、自家共済担当者会同（東京都千代田区農林年金会館）</li> <li>● 11月13～14日、綱紀委員長会同（東京都港区日本女子会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月6日、土地家屋調査士法制定30周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパシフィック）</li> </ul>	
昭和56 (1981)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月6～7日、全国会長会議（広島県広島市市町村職員共済組合新八丁掘会館）</li> <li>● 6月11～12日、第36回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 10月26～27日、経理・厚生担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 11月12～13日、全国会長会議（佐賀県嬉野町和多屋別荘）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月22日、土地家屋調査士法制定30周年記念座談会（法務省大会議室）</li> </ul>	
昭和57 (1982)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月10～11日、第37回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都千代田区ホテルグランドパレス）</li> <li>● 10月20～21日、全国会長会議（福島県若松市東山グランドホテル）</li> <li>● 11月12～13日、広報担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル）</li> </ul>		
昭和58 (1983)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月5～6日、綱紀委員長会同（東京都千代田区サンケイ会館）</li> <li>● 2月15～16日、公共事業担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 6月10～11日、第38回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 10月18～19日、厚生担当者会同（東京都渋谷区千代田生命研修センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月20日、土地家屋調査士法一部改正（法律第44号）〔建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律附則6項による改正〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月21日、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正（法律第51号）</li> <li>● 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令219）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月18～19日、企画担当者会同（神奈川県箱根湯本ホテルおかだ）</li> <li>● 11月24～25日、全国会長会議（高知県高知市三翠園ホテル）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区分建物移行作業（建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律、附則第5条乃至第8条）</li> <li>● 10月21日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第34号）</li> <li>● 11月10日、不動産登記記載例について（民三第6400号民事局長通達）</li> </ul>
昭和59 (1984)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月15～16日、第39回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 10月11～12日、企画担当者会同（東京都港区虎ノ門パストラル）</li> <li>● 11月30～12月1日、全国会長会議（千葉県千葉市ホテルニューツカモト）</li> </ul>		
昭和60 (1985)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月13～14日、第40回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 7月30～31日、企画担当者会同（東京都千代田区ダイヤモンドホテル）</li> <li>● 8月5～6日、公共事業担当者会同（東京都千代田区日本都市センター）</li> <li>● 11月1日、連合会事務所移転（東京都文京区）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月28日、土地家屋調査士法一部改正〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律2条による改正〕（法律第86号）・連合会への登録事務移譲・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度化・罰則規定の整備、強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月1日、電子情報処理組織による登記事務の円滑化のための措置等に関する法律（法律第23号）</li> <li>● 6月7日、登記特別会計法（法律第54号）施行：昭和60年7月1日</li> </ul>

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和 61 (1986) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月23～24日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 1月24日、第41回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 5月29～30日、登録事務担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 6月12～13日、第42回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 9月8～9日、全国会長会議（栃木県藤原町鬼怒川温泉あさやホテル）</li> <li>● 10月14～15日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月24日、土地家屋調査士法制定35周年／会館落成記念式典（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> </ul>	
昭和 62 (1987) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月11～12日、第43回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>● 7月29～30日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 11月9～10日、全国会長会議（石川県小松市法師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地家屋調査士倫理綱領制定</li> </ul>	
昭和 63 (1988) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月26～27日、厚生・共済担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 6月8～9日、第44回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 10月28～29日、全国会長会議（大阪府箕面市箕面観光ホテル）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京法務局板橋出張所において、登記簿の最初のコンピュータ化稼働</li> </ul>
平成元 (1989) 年	三浦福好 (所属：神奈川県土地家屋調査士会) 平成元年6月20日～平成7年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月1日、消費税に関する担当者会同（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>● 4月24日、公共事業担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 6月19～20日、第45回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 7月28～29日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 10月26～27日、全国会長会議（岩手県花巻温泉ホテル千秋閣）</li> </ul>		
平成 2 (1990) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月1～2日、厚生担当者会同（東京都千代田区八重洲富士屋ホテル）</li> <li>● 6月20日、第46回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパンフィック）</li> <li>● 11月7～8日、全国会長会議（神奈川県箱根湯元ホテルおかだ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月20日、土地家屋調査士制度制定40周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパンフィック）</li> </ul>	
平成 3 (1991) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月1日、連合会機構改革</li> <li>● 6月10～11日、第47回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>● 10月16～17日、報酬担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル）</li> <li>● 10月27～28日、全国会長会議（福岡県福岡市ホテル日航福岡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月22日、報酬体系変更、改正報酬額表民三第5784号認可</li> <li>● 12月1日、土地家屋調査士報酬額運用基準施行</li> </ul> <p>※ 資料あり</p>	
平成 4 (1992) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月17～18日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>● 6月18～19日、第48回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> </ul>		
平成 5 (1993) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月13～14日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 6月15～16日、第49回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ホテル水葉亭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月12日、土地家屋調査士法一部改正〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律37条による改正〕（法律第89号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月23日、不動産登記法の一部改正（法律第22号）</li> </ul>

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月20～21日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7月29日、不動産登記法施行細則一部改正(法務省令第32号)</li> <li>● 7月29日、不動産登記事務取扱手続準則一部改正(民三第5319号民事局長通達)</li> </ul>
平成6 (1994)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月12～13日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 2月13～15日、業務(企画)担当者会同(静岡県熱海市ホテル水葉亭)</li> <li>● 3月17～18日、指導者養成研修講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 6月13～14日、第50回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(静岡県熱海市ホテル水葉亭)</li> <li>● 7月20～21日、広報担当者会同(千葉県千葉市富士通システムラボラトリ)</li> <li>● 8月24～25日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 9月5～6日、登録事務研修会(静岡県熱海市ホテル大野屋)</li> <li>● 10月3日、全国会長会議(長野県松本市美ヶ原温泉ホテル)</li> <li>● 10月20～21日、経理担当者会同(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 11月16～18日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 12月13日、民事行政審議会に三浦福好会長(当時)が出席し、法務大臣からの法務局・地方法務局の適正配置の基準等に関する諮問に対する答申の策定に尽力(平成7年7月4日まで計6回開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月3日、全国土地家屋調査士松本大会(長野県松本市松本市民会館)土地家屋調査士制度発祥の地碑建立、序幕(長野県松本市ライラック公園)</li> </ul>	
平成7 (1995)年	水上要蔵 (所属：東京土地家屋調査士会) 平成7年6月20日～平成13年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月11～12日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 3月4～8日、初級研修(神奈川県綾瀬市石川島研修センター)</li> <li>● 4月10日、全国土地家屋調査士松本大会「決議」の取扱い「法務省へ要望書提出」</li> <li>● 6月19～20日、第51回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(東京都港区高輪ホテルメリディアンパシフィック東京)</li> <li>● 9月6～7日、広報担当者会同(富士通システムラボラトリ)</li> <li>● 11月16～17日、総務担当者及び綱紀委員長会同(東京都目黒区五反田ゆうぼうと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月1日、土地家屋調査士報酬額運用基準施行</li> <li>● 3月27日、土地家屋調査士の処理件数及び報酬額の報告の廃止(法務省令第14号)、4月1日施行</li> <li>● 6月19日、土地家屋調査士制度制定45周年記念式典(東京都港区高輪ホテルメリディアンパシフィック東京)</li> </ul>	※ 資料あり
平成8 (1996)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月11～12日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 1月22～24日、境界鑑定研究講座(東京都文京区連合会会議室)</li> <li>● 2月5～9日、初級研修(Aコース)(ソキア研修所)</li> <li>● 3月4～8日、初級研修(Bコース)(ソキア研修所)</li> <li>● 6月17～18日、第52回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(東京都港区高輪ホテルメリディアンパシフィック東京)</li> </ul>		

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 9月4～5日、財務（厚生）担当者会同（静岡県熱海市後楽園ホテル）</li> <li>● 10月23～24日、基準点測量研修（東京都目黒区五反田ゆうぽうと）</li> <li>● 10月28～29日、全国会長会議（東京都目黒区五反田ゆうぽうと）</li> </ul>		
平成9 (1997)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月13～14日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 1月20～22日、境界鑑定研究講座（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>● 6月16～17日、第53回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィックメリディアン東京）</li> <li>● 10月30～11月1日、基準点測量講座（静岡県熱海市ホテル水葉亭）</li> <li>● 11月27～28日、業務担当者会同（静岡県熱海市ホテル水葉亭）</li> </ul>		
平成10 (1998)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月12～13日、全国会長会議（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>● 1月22～24日、境界鑑定研究講座（静岡県熱海市翠光園ホテル）</li> <li>● 6月18～19日、第54回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィックメリディアン東京）</li> <li>● 日本土地家屋調査士会連合会に常勤役員制導入決議（第54回定時総会）</li> <li>● 9月27～28日、基準点測量講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>● 11月6～7日、全国会長会議（静岡県熱海市後楽園ホテル）</li> <li>● 11月22～23日、境界鑑定研究講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>● 11月24～25日、ブロック新人研修担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月、土地家屋調査士報酬額運用基準発行</li> <li>● 4月7日、土地家屋調査士の補助者の員数制限規定の廃止（法務省令第17号）、10月1日施行</li> </ul>	※ 資料あり
平成11 (1999)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月25日～、土地家屋調査士制度制定50周年事業「伊能ウォーク」※「土地家屋調査士サポート隊」として協力開始。同サポート隊は平成13年1月1日東京のゴールまで以下のとおり第5ステージまで行われ、地元の土地家屋調査士会を協力団体としてボランティア的協力を行った。</li> </ul> <p>第1ステージ 東京発（平成11年1月）～札幌着（平成11年5月） 東京→千葉→茨城→福島→宮城→岩手→青森→北海道</p> <p>第2ステージ 青森発（平成11年5月）～長野着（平成11年8月） 青森→秋田→山形→福島→栃木→茨城→群馬→埼玉→東京→山梨→長野</p> <p>第3ステージ 長野発（平成11年8月）～大阪着（平成11年12月） 長野→新潟→富山→石川→福井→滋賀→京都→奈良→三重→和歌山→大阪</p> <p>第4ステージ 大阪発（平成12年1月）～指宿（鹿児島）着（平成12年6月） 大阪→兵庫→岡山→香川→徳島→高知→愛媛→広島→山口→福岡→佐賀→長崎→熊本→鹿児島</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地家屋調査士試験問題の公表・持ち帰りが認められる。（平成11年度の土地家屋調査士試験から）</li> <li>● 12月8日、土地家屋調査士法一部改正〔民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律8条による改正〕（法律第151号）</li> <li>● 12月22日、土地家屋調査士法一部改正〔中央省庁等改革関係法施行法318条による改正〕（法律第160号）</li> </ul>	〔関係法令〕 5月14日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第43号） 12月8日、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第151号） 12月22日、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（法律第226号）

# 第7章

## 土地家屋調査士が歩み続けた道

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<p>第5ステージ 名護（沖縄）発（平成12年8月）～東京着（平成13年1月1日） 沖縄→鹿児島→宮崎→大分→福岡→山口→島根→鳥取→兵庫→京都→滋賀→岐阜→愛知→静岡→神奈川→東京</p> <p>※朝日新聞社創刊120周年記念事業。伊能忠敬研究会、日本ウォーキング協会と三者で主催のイベント。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2月25～26日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>●6月25～26日、第55回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●10月29日、全国会長会議（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>●10月30日、制度制定50周年記念事業担当者会同（静岡県伊東市ハトヤホテル）</li> <li>●11月22～23日、地籍問題研究講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> </ul>		
平成12 (2000)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●1月30～31日、境界鑑定講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>●2月25～26日、全国会長会議（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●3月22～23日、ブロック新人研修担当者会同（東京都文京区連合会会議室）</li> <li>●6月24日、第56回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●11月10～11日、第2回地籍国際シンポジウム（東京都千代田区東京コンファレンスセンター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地籍調査事業（外注型）への土地家屋調査士の参画</li> <li>●第5次国土調査事業十箇年計画（平成12年5月23日閣議決定）</li> <li>●6月23日、土地家屋調査士制度制定50周年記念式典（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月11日、臨時全国会長会議（東京都千代田区東京コンファレンスセンター）</li> <li>●12月10～11日、境界鑑定講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> </ul>		
平成13 (2001)年	西本孔昭 (所属：愛知県土地家屋調査士会) 平成13年6月23日～平成17年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2月11～12日、地籍問題研究講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>●2月23～24日、全国会長会議（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●6月22～23日、第57回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●10月2日、土地家屋調査士記念碑移転完成式（松本市）</li> <li>●11月22日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>●12月9～10日、境界鑑定専門講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月8日、土地家屋調査士法一部改正〔弁護士法の一部を改正する法律附則4条による改正〕（法律第41号）</li> <li>●土地家屋調査士制度発祥の地碑移設（長野県松本市総合体育館北隣）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2月16日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第21号）</li> <li>●2月16日、不動産登記事務取扱手続準則一部改正（民二第444号民事局長通達）</li> </ul>
平成14 (2002)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●1月27～28日、地籍講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>●3月7日、臨時全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>●6月21～22日、第58回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>●11月、総務・業務担当者会同（各ブロック協議会へ出張）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5月7日、土地家屋調査士法一部改正〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律2・3条・附則13条による改正〕（法律第33号）</li> <li>・事務所の法人化</li> <li>・資格試験制度の整備</li> <li>・懲戒手続の整備（官報公告）</li> <li>・会則記載事項からの報酬に関する事項の削除（平15.8.1施行）</li> <li>・研修・資格者情報の公開</li> </ul>	

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 15 (2003) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月14～15日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント）</li> <li>● 2月・3月、境界鑑定講座出張研修（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 6月25～26日、第59回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区第一ホテル東京）</li> <li>● 8月・9月、総務・事務局事務打合せ会、自家共済制度見直しに係る説明会、報酬担当者会同（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 9月21～23日、土地境界基本実務講座（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> <li>● 10月3日、法制審議会不動産登記法部に西本孔昭会長（当時）が出席し、法務大臣からの諮問である不動産登記のオンライン化及びその現代語化を主な内容とする「不動産登記法の改正についての要綱（骨子）」の策定に尽力（11月26日まで計3回開催）</li> <li>● 11月12日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8月1日、日本土地家屋調査士会連合会の民間法人化</li> <li>● 8月1日、会則記載事項からの報酬に関する事項の削除（8月1日改正法施行）</li> </ul>	[関係法令] 5月30日、個人情報の保護に関する法律（法律第57号） 7月9日、民事訴訟法の一部改正（法律第108号）
平成 16 (2004) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月16日、日調連ADRシンポジウム（東京都千代田区東京コンファレンスセンター）</li> <li>● 1月17日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 6月25～26日、第60回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>● 9月・10月、土地家屋調査士業務に関するブロック担当者会同（各ブロック協議会へ出張）境界鑑定指導者養成講座平成16年9月18～20日（東京都中野区セミナープラザ東中野）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月2日、土地家屋調査士法一部改正〔破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律45条による改正〕（法律第76号）</li> <li>● 6月9日、土地家屋調査士法一部改正〔電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律11条による改正〕（法律第87号）</li> <li>● 6月18日、土地家屋調査士法一部改正〔不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律20条による改正〕（法律第124号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月18日、不動産登記法の全部改正（法律第123号） ・電子申請導入 ・登記識別情報制度導入</li> <li>● 12月1日、不動産登記令の全部改正（政令第379号）</li> </ul> [関係法令] 12月1日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（法律第151号）
平成 17 (2005) 年	<b>松岡直武</b> （所属：大阪土地家屋調査士会） 平成17年6月25日～平成23年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月17～18日、第61回日本土地家屋調査士会連合会総会（臨時）（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 3月7日～8日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 6月24～25日、第62回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>● 6月30日、日本土地家屋調査士会連合会自家共済制度廃止</li> <li>● 10月22～23日、オンライン登記申請に係る中央伝達研修会（東京都中野区セミナーハウスクロスウェーブ東中野）</li> <li>● 12月9日、日本土地家屋調査士会連合会認証サービス認定（電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の規定に基づく特定認証業務の認定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月13日、土地家屋調査士法一部改正〔不動産登記法等の一部を改正する法律3条による改正〕（法律第29号） ・筆界特定手続代理関係業務・民間紛争解決手続代理関係業務</li> <li>● 7月26日、土地家屋調査士法一部改正〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律129条による改正〕（法律第87号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月18日、不動産登記法施行細則の全部改正、不動産登記規則（法務省令第18号）</li> <li>● 2月25日、不動産登記事務取扱手続準則の全部改正（民二第456号民事局長通達）</li> <li>● 3月、不動産登記のオンライン申請制度の運用開始</li> <li>● 4月13日、不動産登記法の一部改正（法律第29号） ・筆界特定制度導入</li> <li>● 11月7日、登記手数料令の一部改正（政令第337号）</li> <li>● 11月11日、筆界特定申請手数料規則（法務省令第105号）</li> </ul>

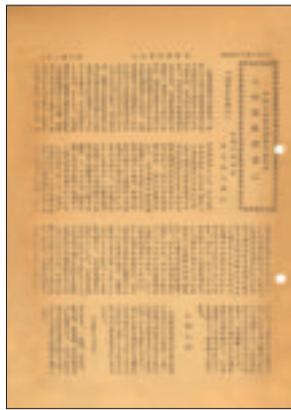
	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 18 (2006) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月16日～17日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 2月～3月、オンライン登記申請に係るブロック伝達研修会（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 6月19～20日、第63回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区赤坂プリンスホテル）</li> <li>● 7月、不動産登記規則第93条不動産調査報告書に係る説明会（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 11月12～14日、第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto（京都国際会議場）</li> <li>● 11月14日、全国会長会議（京都国際会議場）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月2日、土地家屋調査士法一部改正〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律232条による改正〕（法律第50号）</li> <li>● 民間紛争解決手続代理関係業務に係る土地家屋調査士特別研修の開始</li> </ul>	<p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月2日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法律第48号）</li> <li>● 6月2日、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（法律第49号）</li> <li>● 6月2日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第50号）</li> <li>● 筆界特定制度開始（平成18年1月）</li> <li>● 地図情報システムの導入開始</li> </ul>
平成 19 (2007) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月15日～16日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 2月24日～25日、業務担当者説明会（東京都中央区晴海グランドホテル）</li> <li>● 5月12日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する認証申請に関する説明会（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 6月18～19日、第64回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>● 9月27日～28日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月1日、登記特別会計法廃止施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月31日、登記特別会計法廃止（法律第23号）施行：4月1日</li> <li>● 登記所保管の各種図面の電子化作業開始</li> </ul>
平成 20 (2008) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月17日～18日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 4月1日、連合会事務所移転（東京都千代田区）</li> <li>● 6月16～17日、第65回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> <li>● 9月18日～19日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント）</li> <li>● 9月25日～26日、広報担当者会同（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 10月～12月、業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同（各ブロック協議会へ出張）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月1日、土地家屋調査士法施行規則の一部改正〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による改正〕（法務省令第70号）</li> <li>・土地家屋調査士法等違反に関する調査</li> <li>・公嘱協会の届出、報告及び検査</li> <li>・公嘱協会に対する懲戒処分の通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登記所における登記簿のコンピュータ化完了</li> <li>● 新登記情報システムによる業務の全国展開開始</li> <li>● 登記事項証明書の交付事務等（乙号事務）の包括的民間委託開始</li> </ul>
平成 21 (2009) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月19日～20日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 2月21日～22日、ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 3月2日、地籍シンポジウム in Tokyo（東京都千代田区アルカディア市ヶ谷）</li> <li>● 3月6日、「登記基準点」の商標登録</li> <li>● 6月15～16日、第66回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地家屋調査士専門職能継続学習制度（CPD）の開始</li> </ul>	

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 22 (2010) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月29日～30日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 1月～3月、総務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 1月14日、地籍シンポジウム in Tokyo（東京都港区東京プリンスホテル）</li> <li>● 1月14日～15日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 6月～10月、業務・広報担当者会同（各ブロック協議会へ出張）</li> <li>● 6月24日、第67回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 10月3日、記念シンポジウム／土地家屋調査士全国大会（東京都千代田区日比谷公会堂）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月1日、法務局又は地方法務局長の長は、土地家屋調査士法等違反に関する調査を土地家屋調査士会に委嘱することができる。（平成22年4月1日施行）</li> <li>● 官民境界基本調査（地籍調査）事業への土地家屋調査士の参画</li> <li>● 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）</li> <li>● 6月23日、土地家屋調査士制度制定60周年記念式典（東京都文京区東京ドームホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月29日、不動産登記事務取扱手続準則の一部改正（民二第807号民事局長通達）</li> </ul> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月31日、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（法律第21号）</li> <li>● 4月1日、不動産登記規則の一部改正（法務省令第17号）</li> </ul>
平成 23 (2011) 年	竹内八十二 (所属：東京土地家屋調査士会) 平成23年6月22日～平成25年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月13日～14日、全国会長会議（東京都港区東京プリンスホテル）</li> <li>● 3月11日～継続対応 東北地方太平洋沖地震に関する災害対策本部会議、打合せ、救援物資搬送等対応</li> <li>● 3月26日、土曜ワイド劇場「愛と死の境界線 ～隣人との悲しき争い～」放映（テレビ朝日系）</li> <li>● 6月21日～22日、第68回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 6月22日、土地家屋調査士の日（7月31日）の制定</li> </ul>		
平成 24 (2012) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月19日～20日、全国会長会議（東京都港区東京プリンスホテル）</li> <li>● 6月19日～20日、第69回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 10月18日～20日、全国会長会議（北海道札幌市札幌グランドホテル）</li> <li>● 10月19日、国際地籍学会総会、第8回国際地籍シンポジウム（北海道札幌市札幌グランドホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月21日、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部改正（住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）による、外国人住民を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象に加える等の改正（平成24年7月9日施行）。）（法務省令第27号）</li> <li>・「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）によって、新しい在留管理制度が導入されたことに伴う外国人登録制度の廃止。</li> <li>・土地家屋調査士法施行規則の登録の申請に係る条文中に「外国人登録に関する証明書」との用語が存していることから、所要の改正が行われた。（平成24年7月9日から施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月6日、不動産登記事務取扱手続準則の一部改正（民二第1416号民事局長通達）・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いの改正平成24年6月6日（民二第1417号民事局長通達）</li> <li>● 10月1日、不動産登記規則の一部を改正する省令（法務省令第38号）</li> </ul>

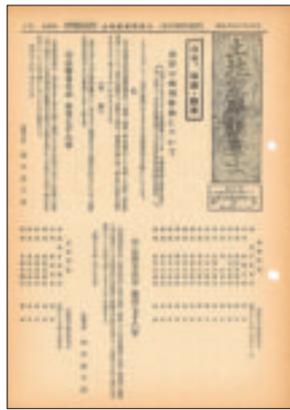
	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 25 (2013) 年	林 千年 (所属：岐阜県土地家屋調査士会) 平成 25 年 6 月 19 日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月7日、8日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> <li>● 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する説明会（2月～4月各ブロック協議会へ関係役員が出張）</li> <li>● 6月18日～19日、第70回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● ブロック担当者会同（9月～12月にかけて、「日調連特定認証局の民間認証局への移行について」及び「土地家屋調査士特別研修の受講促進について」をテーマに関係役員が出張）</li> <li>● 10月16日～17日、全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> </ul>		〔関係法令〕 3月29日、測量法第34条に基づく作業規程の準則の一部改正（国土交通省告示第286号）
平成 26 (2014) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月15日～16日、全国会長会議（土地家屋調査士会館）</li> <li>● 3月25日、土地家屋調査士白書2014 発行</li> <li>● 6月17日～18日、第71回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 「認定登記基準点伝達研修会」（8月～翌年3月の間に6ブロック協議会において実施）</li> <li>● 9月25日～26日、全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 10月30日、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行開始</li> <li>● 11月14日「2014日調連公開シンポジウム 土地境界紛争が起きない社会」を開催（東京都千代田区よみうりホール）</li> <li>● 12月14日～16日、「実務講座」—土地境界実務（東京都中央区晴海グランドホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月27日、空家等対策の推進に関する土地家屋調査士の参画（自治体との協定の締結、都道府県による連絡協議会構成員、市区町村による協議会構成員、立入調査の委任等）</li> </ul>	〔関係法令〕 11月27日、空家等対策の推進に関する特別措置法の公布（法律第127号）（施行は、平成27年5月26日）
平成 27 (2015) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月14日～15日、全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 3月15日、日本土地家屋調査士連合会特定認証業務の廃止</li> <li>● 6月16日～17日、第72回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 10月28日～29日、全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月16日 1 日本土地家屋調査士連合会特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の新設。 2 日本土地家屋調査士連合会特定個人情報取扱規程 (1、2いずれも平成28年1月からのマイナンバー制度が実施されるに当たり、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき新設。)</li> </ul>	● 6月1日、オンライン登記申請による不動産の表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原本提示の省略の運用開始
平成 28 (2016) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月13日～14日、全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 不動産登記規則第93条調査報告書（改定）及び不動産登記法第14条地図作成作業に関する説明会（1月～2月の間に8ブロック協議会に関係役員が出向）</li> <li>● 3月、土地家屋調査士白書2016 発行</li> <li>● 4月15日～継続対応、平成28年熊本地震に対する対策本部設置。対策会議・救援物資、義援金、業務に関連する通達等の周知連絡、情報収集等対応</li> <li>● 6月21日～22日、第73回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 筆界特定制度創設10周年記念講演会の開催</li> </ul>	● 3月24日、不動産登記事務取扱手続準則の一部改正（民二第268号民事局長通達） 行政不服審査法及び関係法令の施行に伴う改正（民二第269号民事局長通達） 行政不服審査法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月6日、日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく外部理事（役員（理事）への当該業種（土地家屋調査士）の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者）及び外部監事（監査役員（監事）への当該業種（土地家屋調査士）の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者）の登用</li> </ul> </li> <li>● 10月12日～13日、第1回全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 12月1日～2日、土地家屋調査士会ADR担当者会同（東京都千代田区土地家屋調査士会館）</li> </ul>		
平成29 (2017)年	岡田潤一郎 (所属：愛媛県土地家屋調査士会) 平成29年6月21日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月18日～19日、第2回全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 3月24日、境界紛争ゼロ宣言ロゴマークの商標登録</li> <li>● 6月20日～21日、第74回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 10月24日～25日、第1回全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 11月24日、土地家屋調査士会員徽章の商標登録</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月17日、不動産登記法の一部を改正する省令（法務省令第20号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続情報証明制度の創設</li> </ul> </li> </ul>
平成30 (2018)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月17日～18日、第2回全国会長会議（東京都文京区東京ドームホテル）</li> <li>● 3月25日、土地家屋調査士白書2018 発刊</li> </ul>		

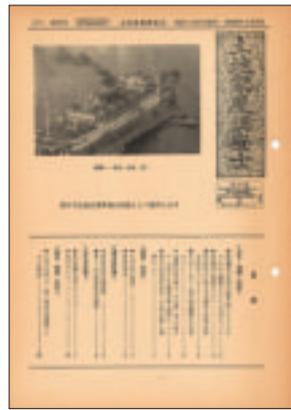
◎ 日本土地家屋調査士会連合会会報発刊の主な変遷



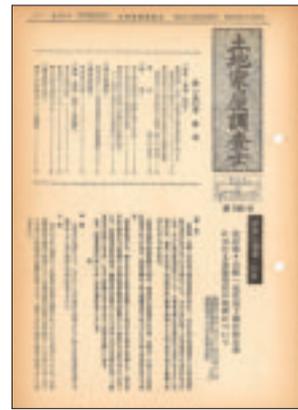
1号 (昭和31年11月1日発行)



50号 (昭和36年2月15日発行)



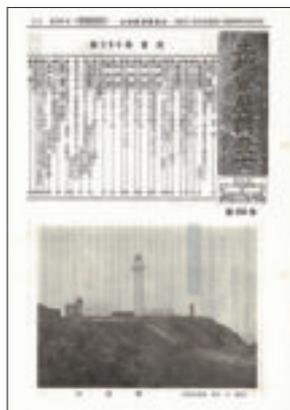
100号 (昭和40年4月15日発行)



150号 (昭和44年6月15日発行)



200号 (昭和48年8月15日発行)



250号 (昭和52年10月15日発行)



300号 (昭和57年1月15日発行)



350号 (昭和61年3月15日発行)



400号 (平成2年5月15日発行)



450号 (平成6年7月15日発行)



500号 (平成10年9月15日発行)



550号 (平成14年11月15日発行)



600号 (平成19年1月15日発行)



650号 (平成23年3月15日発行)



700号 (平成27年5月15日発行)



広報キャラクター  
「地識くん」

〈編者〉

## 日本土地家屋調査士会連合会

東京都千代田区神田三崎町 1-2-10  
土地家屋調査士会館

Tel. 03-3292-0050 Fax. 03-3292-0059

URL <http://www.chosashi.or.jp/>



表紙写真提供：  
木村 恵一氏

## 土地家屋調査士白書 2018

定価：本体 1,800 円(税別)

平成 30 年 3 月 20 日 初版発行

編者 日本土地家屋調査士会連合会

発行者 尾中 哲夫

### 発行所 日本加除出版株式会社

本社 郵便番号 171-8516  
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号  
TEL (03) 3953-5757 (代表)  
(03) 3952-5759 (編集)  
FAX (03) 3953-5772  
URL <http://www.kajo.co.jp/>

営業部 郵便番号 171-8516  
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号  
TEL (03) 3953-5642  
FAX (03) 3953-2061

組版・印刷・製本 (株)アイワード

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

©日本土地家屋調査士会連合会 2018

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-4462-0 C3032 ¥1800E

**JCOPY** 〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構（JCOPY）の許諾を得てください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

〈JCOPY〉 H P : <http://www.jcopy.or.jp/>, e-mail : [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp)  
電話 : 03-3513-6969, FAX : 03-3513-6979



ISBN978-4-8178-4462-0

C3032 ¥1800E



9784817844620

定価：本体 1,800円（税別）



1923032018005

